

ふみ みやこ  
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



文京区





<sup>ふみ</sup> <sup>みやこ</sup>  
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



文京区





# 目次

## 第1章 策定の考え方

1 計画の目的	3
2 計画の性格・位置づけ	4
3 計画策定の検討体制	5
4 計画の期間	6
5 計画の推進に向けて	7

## 第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標

1 基本理念	17
2 基本目標	18

## 第3章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 文京区の地域特性	21
2 高齢者等実態調査から見た高齢者を取り巻く現状と課題	36

## 第4章 主要項目及びその方向性

1 地域でともに支え合うしくみの充実	63
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	64
3 健康で豊かな暮らしの実現	64
4 いざというときのための体制づくり	65

## 第5章 計画の体系と計画事業

1 計画の体系	69
2 計画事業	74
【資料】計画の体系と計画事業の全体図	110

## 第6章 地域包括ケアシステムの推進

1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組	115
【資料】文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図	126

## 第7章 地域支援事業の推進

1 地域支援事業の概要	131
2 介護予防・日常生活支援総合事業	132
3 包括的支援事業	136
4 任意事業	138

## 第8章 介護保険事業の現状と今後の見込み

1	第1号被保険者数の実績と推計	145
2	要介護・要支援認定者数の実績と推計	146
3	第8期計画（令和3年度～令和5年度）と実績	148
4	第9期計画（令和6年度～令和8年度）の介護サービス利用見込み	157
5	介護基盤整備について	171
6	第1号被保険者の保険料の算出	174

## 第9章 介護保険制度の運営

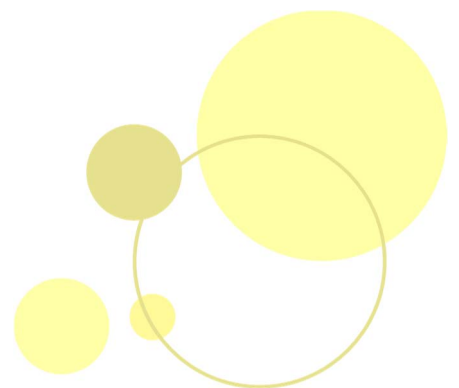
1	高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組	187
2	介護給付の適正化	189
3	PDC Aサイクルの推進による保険者機能強化	195
4	介護人材の確保・定着等	196
5	利用者の負担割合等の制度	197

## 資料編

1	検討体制	205
2	検討経過	221
3	第9期介護保険制度の主な改正のポイント	224
4	文京区における24時間在宅ケアビジョンについて	225
5	日常生活圏域一覧	232
6	高齢者・介護保険関係施設等一覧	233
	文京区高齢者・介護保険関係施設マップ	240

# 第1章

## 策定の考え方







# 第1章 策定の考え方

## 1 計画の目的

我が国では、平均寿命の延びと少子化の影響により、世界に類を見ない早さで超高齢社会が進行しています。

国の統計によれば、令和5年（2023年）9月15日現在の推計で、全国の高齢者人口は前年比で約1万人減少し、昭和25年（1950年）以降初めての減少となる一方、高齢化率は29.1%と過去最高になっています。また、75歳以上（後期高齢者）人口が初めて2,000万人を超え、80歳以上人口は総人口に占める割合が初めて10%を超え、10人に1人が80歳以上となりました（総務省「統計トピックス」）。本区では、令和6年（2024年）1月1日現在、区民の約5人に1人（18.8%）が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢者人口の増加が見込まれています。

このように、高齢者の増加が急速に進み、生産年齢人口が減少する中、医療サービスや介護サービスなどの持続可能な社会保障制度の維持が求められています。さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者やその家族の対応、介護と育児に同時に直面するダブルケア、18歳未満の子どもがケアの責任を引き受け、家族のケアなどを行うヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対し、区の関係機関が連携して対応する体制整備も求められています。

平成27年（2015年）4月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が施行され、持続可能な介護保険制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築が目的として掲げられました。また、令和3年（2021年）4月には、すべての人々が地域、暮らし、いきがいをともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、認知症に関する施策の総合的な推進などが盛り込まれる等、介護保険法の一部が改正されました。さらに、令和5年（2023年）6月には、認知症の方を含めた国民一人一人が、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、共生する社会の実現のため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、令和6年（2024年）1月に施行されました。

本区では、これらを踏まえ、「2040年問題<sup>1</sup>」を見据えた中・長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの取組をさらに推進するとともに、医療・介護の連携強化や認知症施策の充実など、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）を策定します。

<sup>1</sup> 2040年問題 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称。

## 2 計画の性格・位置づけ

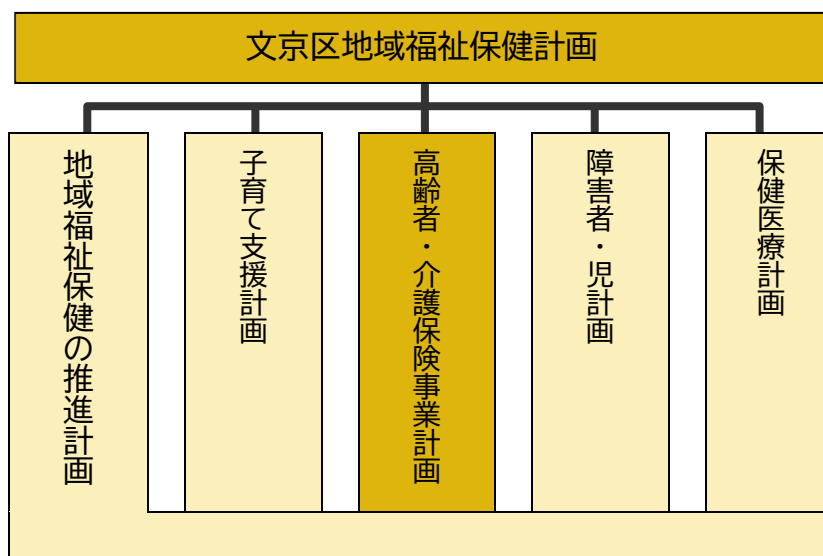
すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

なお、「介護保険事業計画」は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っており、計画期間における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を示しています。

また、当該計画は、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる「文京区地域福祉保健計画」における分野別計画の一つに位置づけられています。

法令に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	

【図表】 1 - 1 文京区地域福祉保健計画の構成

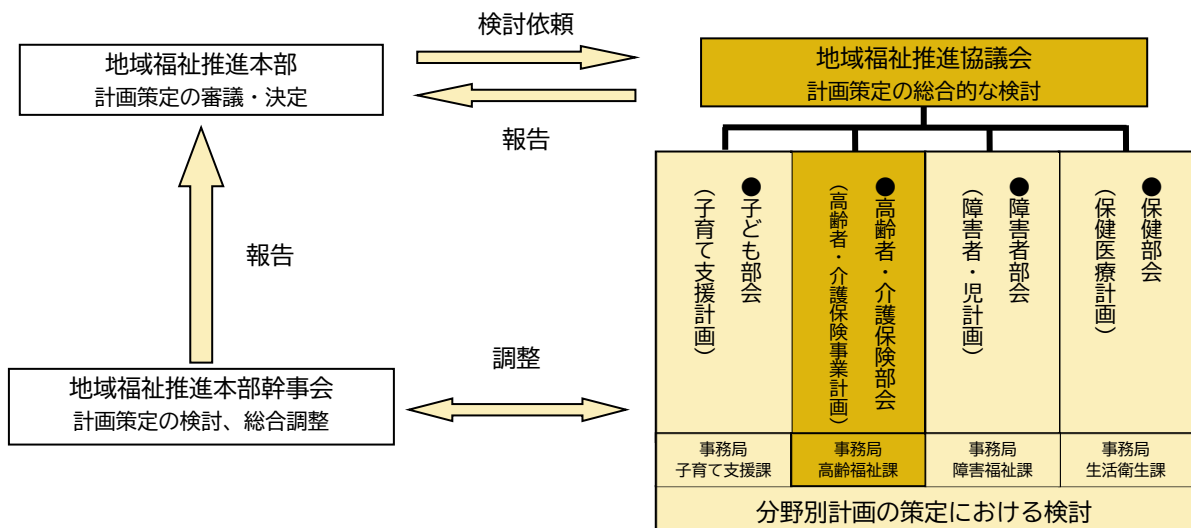


### 3 計画策定の検討体制

- 高齢者・介護保険事業計画を含む地域福祉保健計画の策定に当たっては、検討組織として文京区地域福祉推進協議会を設置し、内容の検討を行います。文京区地域福祉推進本部は、協議会の検討結果について報告を受けた上で、計画策定の決定を行いました。
- 地域福祉推進協議会の下に設置した分野別検討部会の一つである高齢者・介護保険部会（文京区地域包括ケア推進委員会）において、高齢者・介護保険事業計画の策定段階から協議し、検討を行いました。
- 高齢者・介護保険部会での検討内容については、地域福祉推進協議会に報告し、そこで総合的に協議・検討を行いました。
- 計画の検討経過を、区報・ホームページ等により区民周知を行うとともに、説明会の開催、パブリックコメント等により広範な区民意見を聴取しながら、計画の策定を行いました。

※高齢者・介護保険部会は、介護保険法に基づき、地域福祉推進分野の学識経験者、地域医療関係団体の代表者、介護支援専門員及び介護（予防）サービス事業者の代表者、地域の高齢者に関する団体等の代表者並びに公募区民で構成されています。

【図表】 1-2 文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）の検討体制



## 4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、令和8年度に見直しを行います。

【図表】 1-3 計画期間

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
「文の京」総合戦略 2年度～5年度	「文の京」総合戦略 6年度～9年度			
前期計画 3年度～5年度	文京区地域福祉保健計画 高齢者・介護保険事業計画 (第9期介護保険事業計画)		次期計画 9年度～11年度	

## 5 計画の推進に向けて

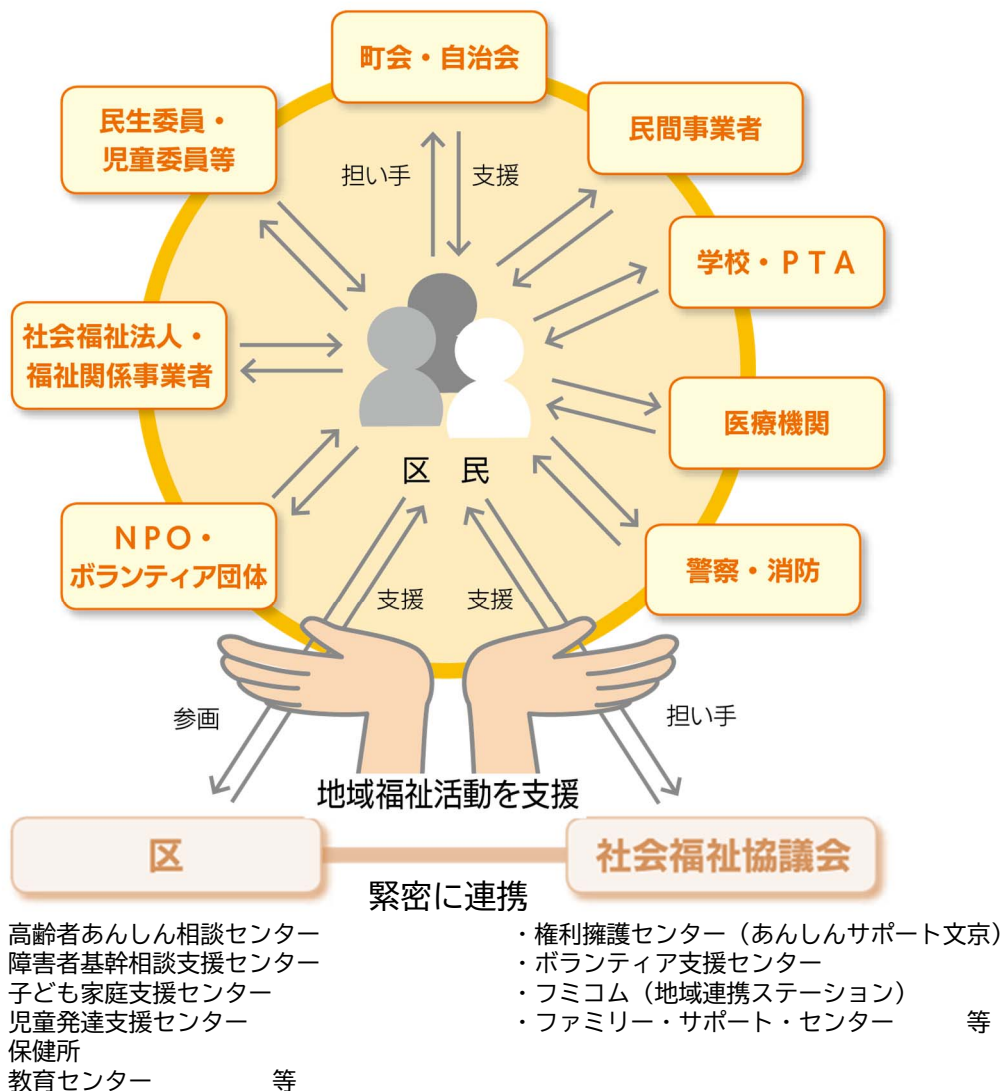
### 1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図表】 1-4 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



## 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
- 4 地域交流の場を通じた支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 地域の子どもを対象とした食事の提供を通じた居場所づくり（子ども食堂）
- 6 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティアセンター）
- 7 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 8 家事援助を中心とした有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 身近に頼れる親族がない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
- 11 判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
- 12 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
- 13 被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寛（ひろ）げ、つながりを持つことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

## 2) 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会<sup>2</sup>の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

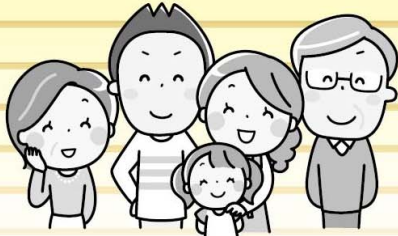
区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

<sup>2</sup> **地域共生社会** 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

## 地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる  
2040年問題も見据え、  
地域の再構築を進めていく



各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。

最終目標

令和6年度～令和8年度

文京区における地域包括ケアシステムの  
更なる進化・発展のために  
重層的支援体制整備事業を活用

### 重層的支援体制整備事業

#### 相談支援

属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

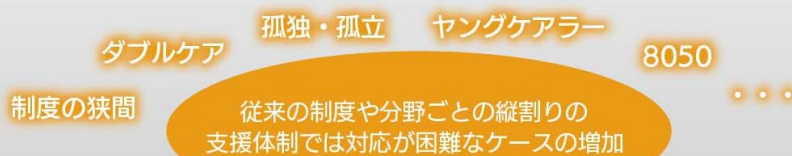
#### 参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

#### 地域づくりに向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をする

現状



区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み

#### 高齢福祉

「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を普遍化してきた

障害福祉

児童福祉

生活困窮

## 文京区における地域包括ケアシステム



## 重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ<sup>3</sup>等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するとされています。

3つの支援の柱		5つの事業
属性を問わない 相談支援	属性、世代、相談内容を問わない相談の受け止め	包括的支援体制整備事業
	分野間の協働のコーディネート	多機関協働事業
	支援が届いていない人への支援	アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業
参加支援	既存の取組では対応困難なニーズへの対応	参加支援事業
	分野を超えた地域資源の活用	
地域づくりに 向けた支援	世代や属性を超えて住民同士が交流できる 多様な場や居場所の整備	地域づくり事業

### ● 実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

### ● 実施の効果

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティーネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。

<sup>3</sup> アウトリーチ 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

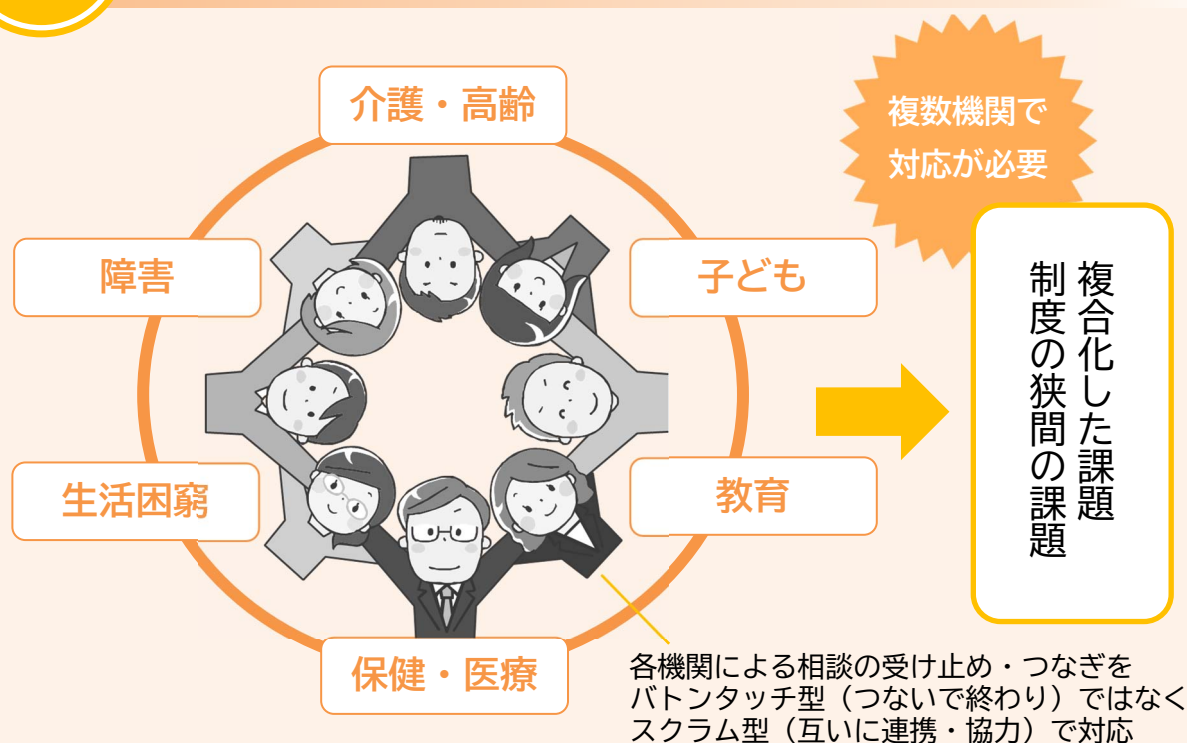
## 文京区重層的支援体制整備事業

※令和7年度より本格実施予定

I.

### 包括的相談支援事業

各分野の既存の取組を活用した  
属性を問わない相談の受け止め



V.

### 地域づくり事業

住民同士が支え合い、緩やかなつながりによる  
セーフティネットの充実

#### 既存の拠点等の利活用

- 多機能な居場所
- 通いの場
- 地域活動支援センター
- 地域子育て支援拠点  
等

+

#### 新たな居場所等の整備

世代や属性を超えて交流できる場や  
居場所の整備

#### 個別の人や活動のコーディネート

地域住民が活動を開始し継続する  
ためのサポート

I～Vの事業を一体的かつ重層的に実施し、地域共生社会の実現を目指します

【地域共生社会】

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくことのできる社会

II.

多機関協働事業

複合課題等に対応するため、分野間の協働をコーディネート

支援会議

- 関係機関等による情報共有 (※1)
- 支援方針の決定  
【構成員】(※2)  
区関係機関、社会福祉協議会のほか、民間事業者、医療機関、地域団体、地域住民等、当事者に関わる機関・関係者で構成

プラン  
本人同意

重層的支援会議

- 支援プランの作成
- プランの進捗管理  
【構成員】(※2)  
区関係機関、社会福祉協議会等、支援プランに関わる機関で構成



- ※1 社会福祉法第106条の6の規定に基づき、構成員に守秘義務が課され、本人同意なしの場合でも関係機関による情報共有が可能
- ※2 事案ごとに関係する機関等で構成

本人との  
関係構築

参加支援が  
必要な場合

III.

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化した課題等を抱えているため、必要な支援が届いていない人に支援を届ける

- 本人との関係構築
- アウトリーチプラン作成
- プランに基づく支援
- プランの進捗管理

IV.

参加支援事業

社会とのつながり作りに向けた支援

- 参加支援プラン作成
- プランに基づく支援 (社会資源とのマッチング)
- プランの進捗管理
- 参加支援先の開拓

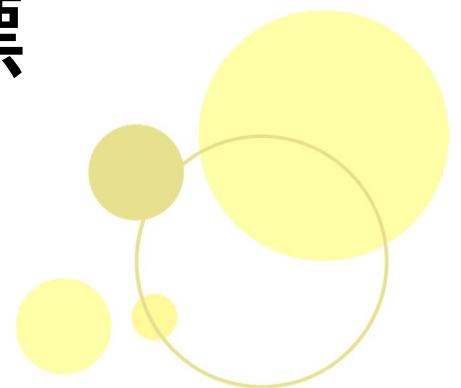
### 3) 計画の進行管理

---

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「文京区地域包括ケア推進委員会（高齢者・介護保険部会）」において、進行管理を行っていきます。

## 第2章

# 地域福祉保健計画の 基本理念・基本目標





## 第2章

# 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標

本計画は、地域福祉保健計画の総論で掲げる次の基本理念及び基本目標に基づき、高齢者・介護保険事業計画に係る施策の取組を推進していきます。

### 1 基本理念

#### 人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が活かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

#### 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

#### 支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション<sup>4</sup>やソーシャルインクルージョン<sup>5</sup>の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ<sup>6</sup>を推進する地域社会の実現を目指します。

#### 健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

#### 協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

#### 男女平等参画の推進

一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

<sup>4</sup> ノーマライゼーション (normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通 (ノーマル) の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

<sup>5</sup> ソーシャルインクルージョン (social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支え合うという理念をいう。

<sup>6</sup> ダイバーシティ (diversity & inclusion) 性別 (性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

## 2 基本目標

だれもが、  
いきいきと自分らしく、  
健康で自立した生活を営める地域社会を  
目指します。

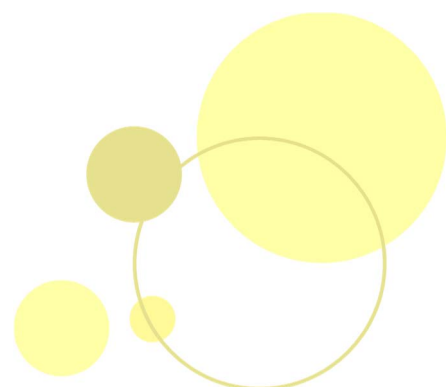
だれもが、  
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、  
必要な福祉保健サービスを  
自らの選択により利用でき、  
互いに支え合う地域社会を目指します。

だれもが、  
地域、暮らし、生きがいをともに創り、  
互いに高め合い、役割を持つことができる  
地域社会を目指します。



# 第3章

## 高齢者を取り巻く 現状と課題





## 第3章

# 高齢者を取り巻く現状と課題

## 1 文京区の地域特性

### 1) 地域環境

#### ①地理

本区は、東京23区のほぼ中心に位置しており、5つの台地と5つの低地により成り立っています。この台地と低地の間には、最大で25m前後の高低差があり、名が付いた坂が100を超えるなど、起伏に富んだ地形となっています。また、面積は約11.29km<sup>2</sup>（東京23区中20番目の広さ）、南北約4.1km、東西約6.1km、周囲は約21kmとなっています。

#### ②地価水準

本区の令和5年における住宅地の平均公示地価は、東京23区中第5位であり、全国的に見ても高い地価水準となっています。

#### ③住宅

本区の住宅の状況は、幹線道路の沿道を中心に、中高層共同住宅（3階以上の共同住宅）の増加傾向が続いています。住宅総戸数に対する中高層共同住宅が占める割合は、平成20年は68.9%でしたが、平成30年には74.9%となっています。

#### ④教育機関

本区では、19の大学を始め、数多くの教育機関が区内各所に所在し、「文教の府」として知られるなど、教育環境に恵まれています。

#### ⑤医療機関

本区には、高度な医療を提供する急性期病院から、かかりつけ医・歯科医等の地域に根差した医療を提供する診療所や薬局まで、多様な規模・機能を持つ医療機関が所在しています。

#### ⑥交通

本区には、近くにJR駅があり、地下鉄6路線が乗り入れ、21駅が設置されています。さらに、都営バスが15系統、コミュニティバス「B-ぐる」が3路線（千駄木・駒込ルート／目白台・小日向ルート／本郷・湯島ルート）を運行しています。

## 2) 人口の状況

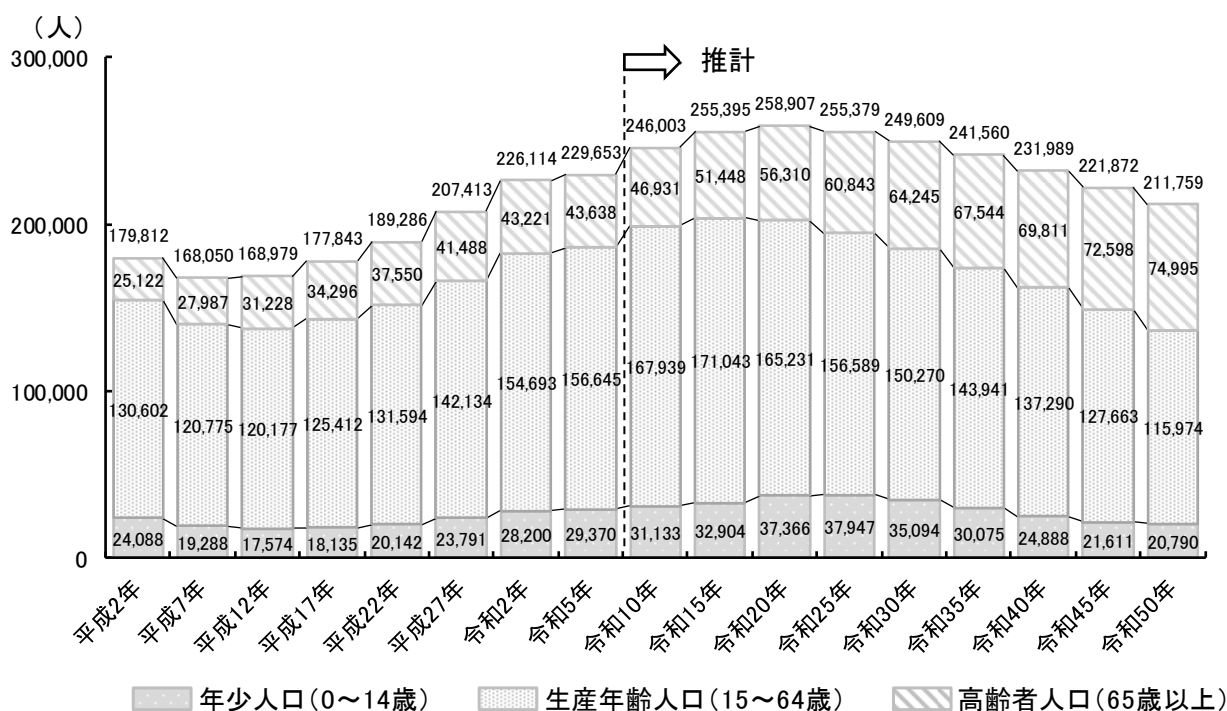
### ①人口の推移等

○本区の人口は、令和5年（2023年）1月1日現在で229,653人となっています。現状は増加傾向にあります。令和20年（2038年）以降、減少に転じると推計しています。

○高齢者人口（65歳以上）は、年々増加しており、令和5年1月1日現在で43,638人となっています。この傾向は、今後も続くと推計しています。

○生産年齢人口（15～64歳）は令和15年（2033年）以降、年少人口（0～14歳）は令和25年（2043年）以降、減少傾向になると推計しています。

【図表】3-1 人口の推移と推計



※グラフ上の数値は総人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

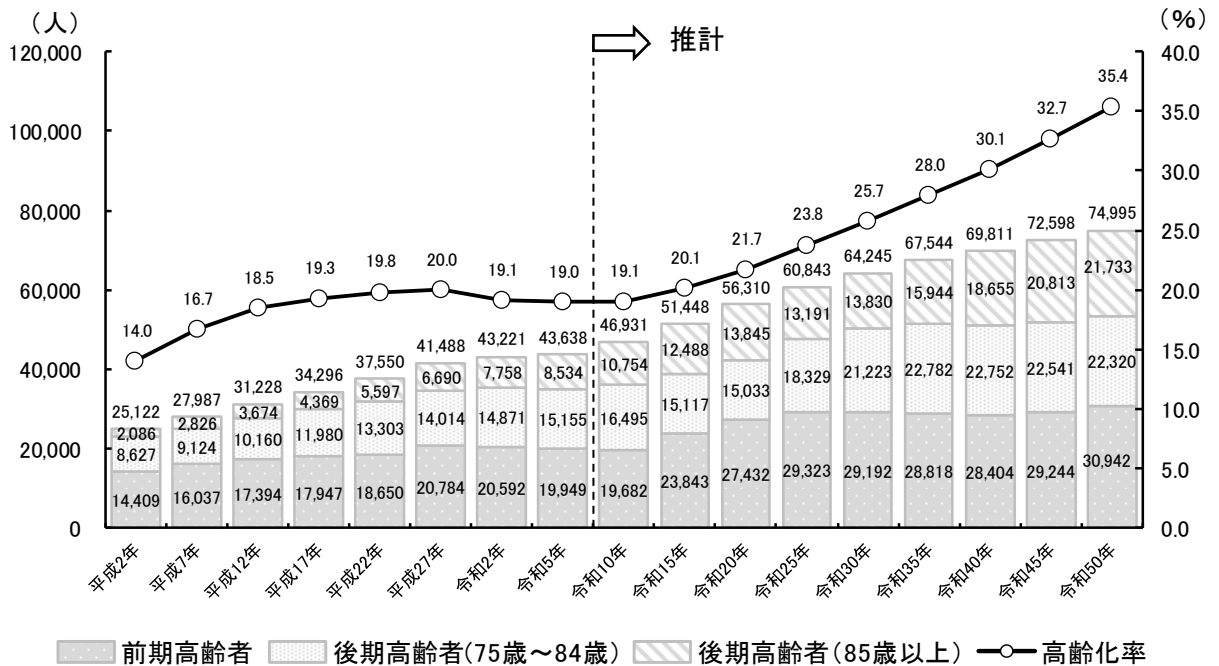
資料：【令和5年】住民基本台帳（1月1日現在）

【令和10年以後】「文の京」総合戦略（令和6年3月）の推計方法に基づき算出

②高齢者人口及び高齢化率の推移

○本区の令和5年(2023年)1月1日現在における高齢化率は19.0%となっており、区民の約5人に1人が高齢者となっています。本区の人口が減り始める令和20年(2038年)以降は急速に高齢化率が高くなり、令和30年(2048年)には25.7%、区民の約4人に1人が、令和45年(2063年)には32.7%、区民の約3人に1人が高齢者となると推計しています。

【図表】3-2 高齢者人口の推移と推計



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	25,122人	27,987人	31,228人	34,296人	37,550人	41,488人
前期高齢者	14,409人	16,037人	17,394人	17,947人	18,650人	20,784人
後期高齢者	10,713人	11,950人	13,834人	16,349人	18,900人	20,704人

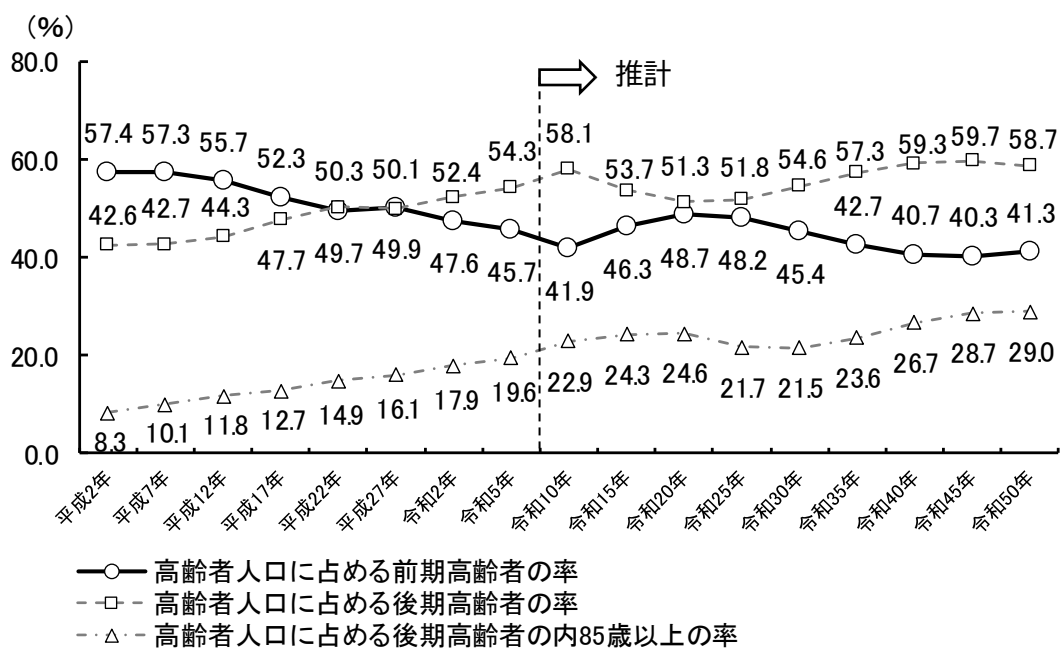
	令和2年	令和5年	令和10年	令和15年	令和20年	令和25年
総数	43,221人	43,638人	46,931人	51,448人	56,310人	60,843人
前期高齢者	20,592人	19,949人	19,682人	23,843人	27,432人	29,323人
後期高齢者	22,629人	23,689人	27,249人	27,605人	28,878人	31,520人

	令和30年	令和35年	令和40年	令和45年	令和50年
総数	64,245人	67,544人	69,811人	72,598人	74,995人
前期高齢者	29,192人	28,818人	28,404人	29,244人	30,942人
後期高齢者	35,053人	38,726人	41,407人	43,354人	44,053人

○高齢者人口に占める前期高齢者（65歳から74歳まで）の割合は、令和20年（2038年）から減少傾向に転じ、令和45年（2063年）以降は再び増加する見込みです。一方、人口が増加し続ける後期高齢者（75歳以上）の割合については、団塊の世代の影響を受け、75～84歳は令和10年（2028年）にピークアウトした後、令和20年（2038年）以降再び増加に転じ、令和35年（2053年）から減少、85歳以上は令和20年（2038年）まで増加し続け、減少に転じた後、令和30年（2048年）以降は増加し続ける見込みです。

【図表】3-3 高齢者人口に占める前期・後期・85歳以上高齢者の割合の推移と推計



※四捨五入により、合計が100.0%にならない場合がある。

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年	令和10年
前期高齢者	57.4%	57.3%	55.7%	52.3%	49.7%	50.1%	47.6%	45.7%	41.9%
後期高齢者	42.6%	42.7%	44.3%	47.7%	50.3%	49.9%	52.4%	54.3%	58.1%
うち75～84歳	34.3%	32.6%	32.5%	35.0%	35.4%	33.8%	34.5%	34.7%	35.2%
85歳以上	8.3%	10.1%	11.8%	12.7%	14.9%	16.1%	17.9%	19.6%	22.9%

	令和15年	令和20年	令和25年	令和30年	令和35年	令和40年	令和45年	令和50年
前期高齢者	46.3%	48.7%	48.2%	45.4%	42.7%	40.7%	40.3%	41.3%
後期高齢者	53.7%	51.3%	51.8%	54.6%	57.3%	59.3%	59.7%	58.7%
うち75～84歳	29.4%	26.7%	30.1%	33.1%	33.7%	32.6%	31.0%	29.7%
85歳以上	24.3%	24.6%	21.7%	21.5%	23.6%	26.7%	28.7%	29.0%

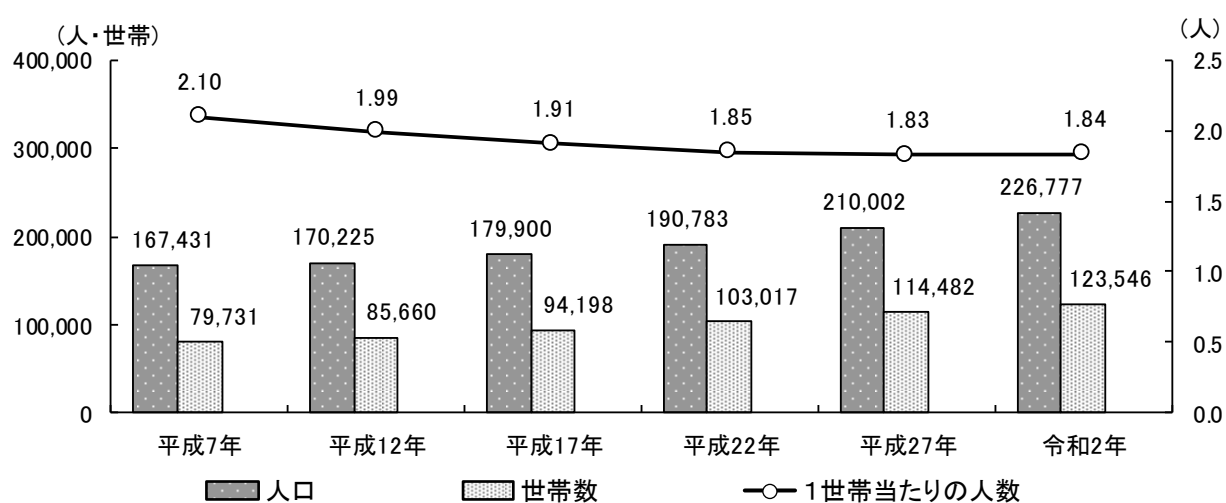
### 3) 世帯の状況

#### ①世帯の推移

○世帯数は、平成7年は79,731世帯でしたが、令和2年には123,546世帯と、約1.5倍に増加しています。

○1世帯当たりの人数は、平成7年は2.10人でしたが、令和2年には1.84人となっており、平成22年から横ばい傾向にあります。

【図表】3-4 人口、世帯数と1世帯当たりの人数の推移



※(注)平成22年までは外国人を含まない。

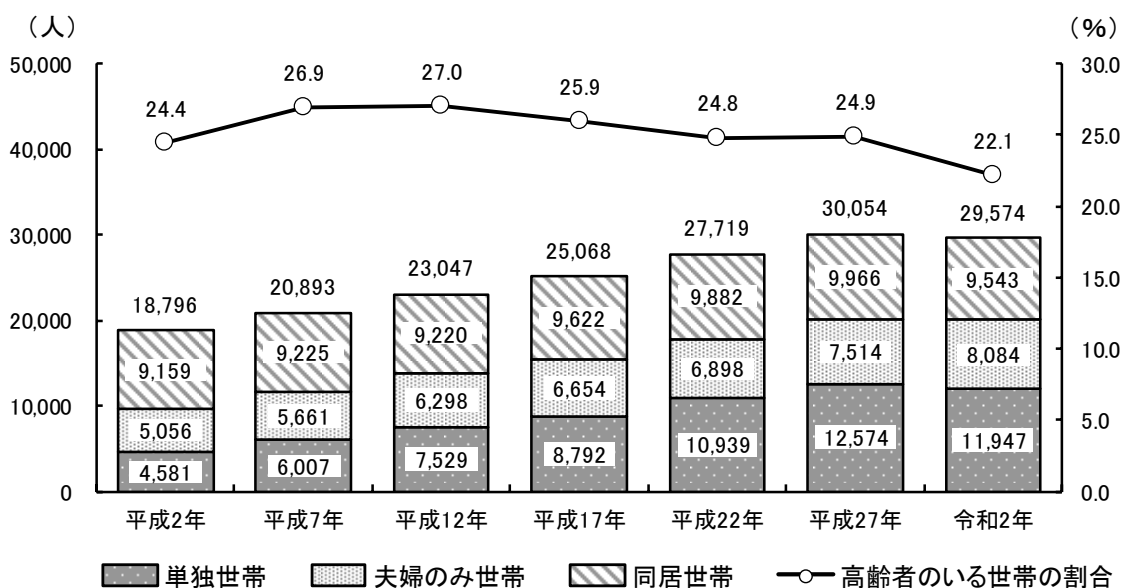
資料：住民基本台帳(平成7年～令和2年10月1日現在)、国勢調査(令和2年)

②高齢者のいる世帯の推移

○高齢者のいる世帯数は、平成27年に約3万世帯を超えましたが、令和2年では29,574世帯と減少しています。また、全世帯に対する割合も減少しています。

○高齢者夫婦のみ世帯は増加傾向にあり、高齢者単独世帯は、令和2年で減少しています。また、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合は令和2年で40.4%となり、平成22年から4割程度で推移しています。

【図表】3-5 高齢者のいる世帯の推移



※「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫又は妻が65歳以上の夫婦世帯。

「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの。

資料：国勢調査（令和2年）

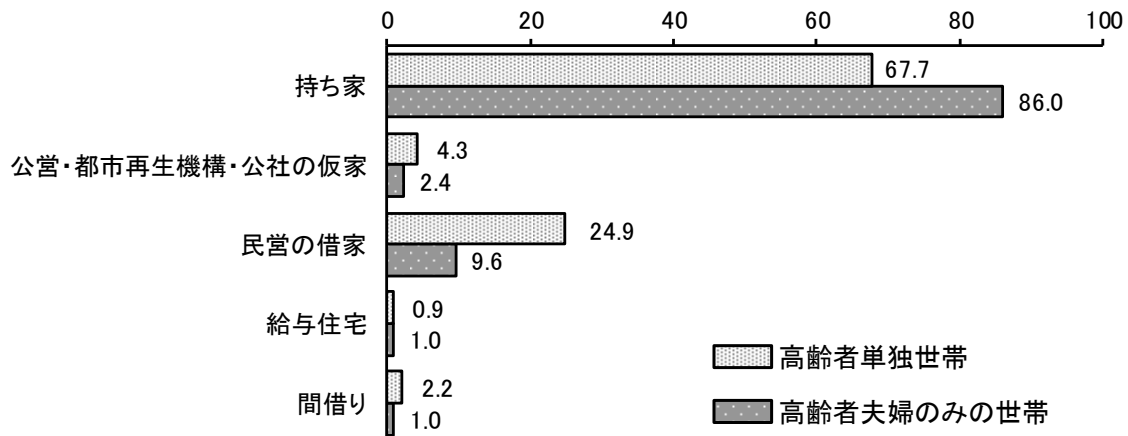
単独世帯の割合	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
	24.4%	28.8%	32.7%	35.1%	39.5%	41.8%	40.4%



## 4) 高齢者の住まいの状況

○高齢者世帯の住宅の所有の状況を見ると、高齢者夫婦のみ世帯では86.4%、高齢者単独世帯では60.2%が持ち家に居住しています。

【図表】3-6 高齢者夫婦のみ世帯、高齢者単独世帯の住まい (%)



資料：国勢調査（令和2年）

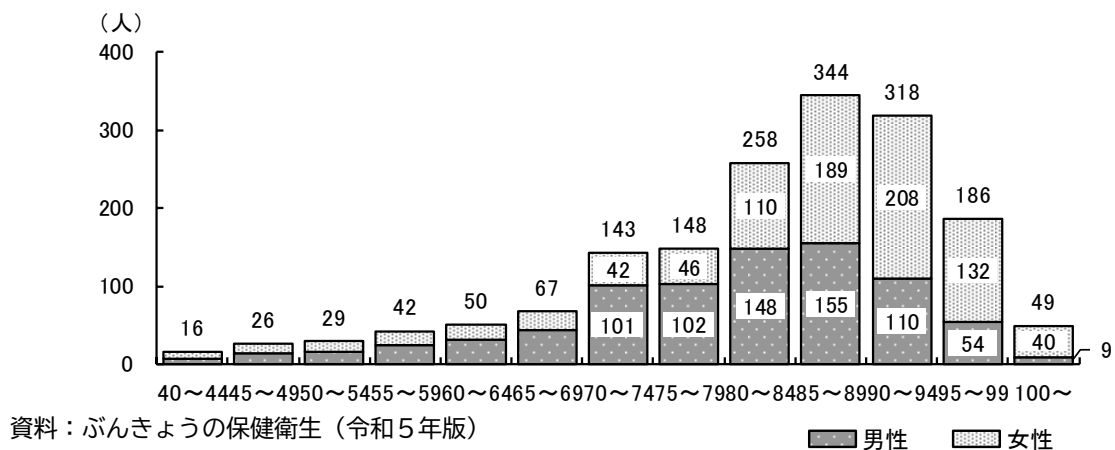
## 5) 死亡状況及び健康寿命

### ①年齢別死亡数

○文京区の平均寿命は、「令和2年市町村別生命表（厚生労働省）※」によると、男性82.9歳（全国54位）、女性88.3歳（全国158位）ですが、年齢別の死亡者数を見ると、死亡年齢のピークは男性が85～89歳、女性が90～94歳となっています。

※対象：1,887市区町村

【図表】3-7 5歳階級別の死亡の状況（令和3年実績）



資料：ぶんきょうの保健衛生（令和5年版）

②65歳健康寿命

○65歳以上における男性と女性の平均自立期間を比較すると、令和3年は、男性は18.7年、女性は21.8年となっています。

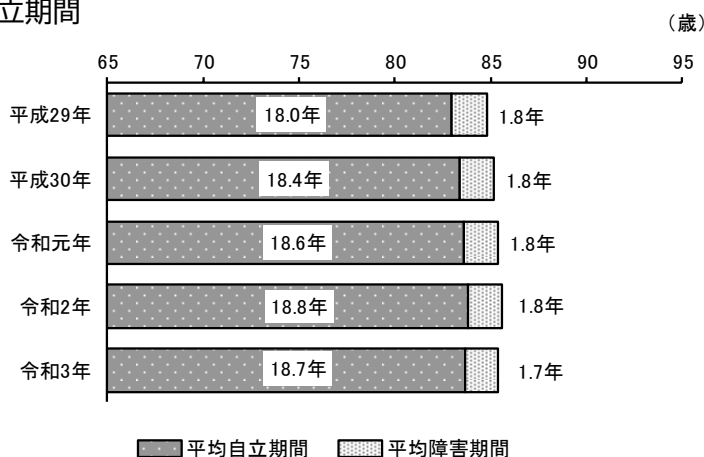
○寝たきり等の平均障害期間を比較すると、令和3年は、男性は1.7年に対し、女性は3.4年で2倍程度の期間となっています。

○男性は、女性と比較して平均自立期間の比率が高い傾向があります。

【図表】3-8 男女別健康寿命と自立期間

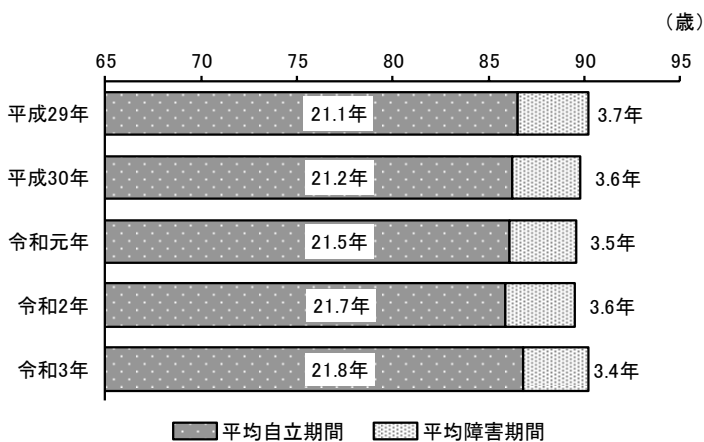
<男性>

年次	65歳健康寿命	平均自立期間対平均障害期間
平成29年	83.0歳	91:9
平成30年	83.4歳	91:9
令和元年	83.6歳	91:9
令和2年	83.8歳	91:9
令和3年	83.7歳	92:8



<女性>

年次	65歳健康寿命	平均自立期間対平均障害期間
平成29年	86.1歳	85:15
平成30年	86.2歳	85:15
令和元年	86.5歳	86:14
令和2年	86.7歳	86:14
令和3年	86.8歳	87:13



※65歳健康寿命(歳) = 65歳 + 65歳平均自立期間(年)

※グラフは65歳の方が要介護認定(要介護2)を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

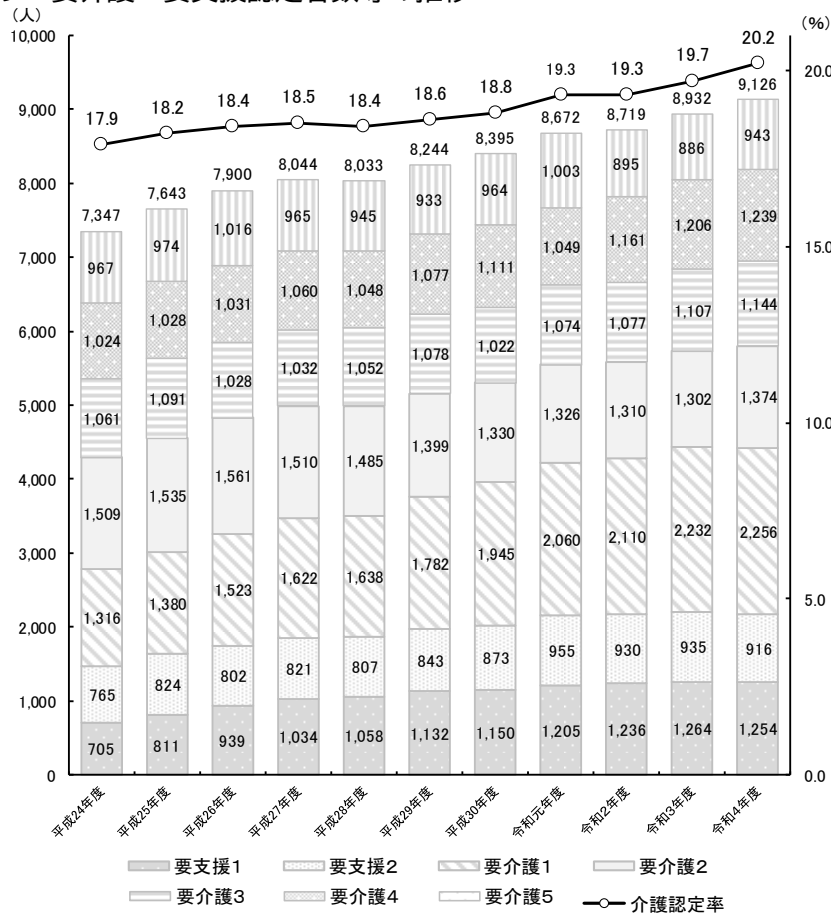
資料: ぶんきょうの保健衛生(令和5年版)

## 6) 要介護・要支援認定者の状況

### ①介護度別要介護・要支援認定者数の推移

- 令和4年度の要介護・要支援認定者数は、9,126人となっています。平成24年度と比較すると、1,779人、24.2%の増となっています。
- 要介護・要支援認定率は上昇傾向にあり、令和4年度は20.2%となっています。平成24年度と比較すると、2.3ポイントの増となっています。
- 平成24年度と比較して令和4年度の要介護・要支援認定者数は1.2倍となっており、このうち、要支援1、要介護1で高くなっています。また、要介護3以上の重度では1.1倍ですが、要介護2以下は1.4倍となっており、差が生じています。
- このため、介護認定者数の構成割合別に見ると、要介護3以上の重度の割合は平成24年度で41.5%、令和4年度で36.4%となっており、減少しています。

【図表】3-9 要介護・要支援認定者数等の推移



※棒グラフの1番上にある数値は、要介護・要支援認定者数の合計値。  
 各年度末現在の実績値であり、要介護・要支援認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計値。  
 ただし、要介護・要支援認定率は第1号被保険者のみで算出。  
 資料：文京の介護保険（令和5年版）

【図表】3-10 要介護認定率の推移（第1号被保険者のみ）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
文京区	17.9%	18.2%	18.4%	18.5%	18.4%	18.6%	18.8%	19.3%	19.3%	19.7%	20.2%
都	17.7%	17.7%	18.0%	18.1%	18.3%	18.7%	19.1%	19.4%	19.6%	19.9%	20.7%
国	17.6%	17.8%	17.9%	18.0%	18.0%	18.0%	18.3%	18.5%	18.7%	18.9%	19.4%

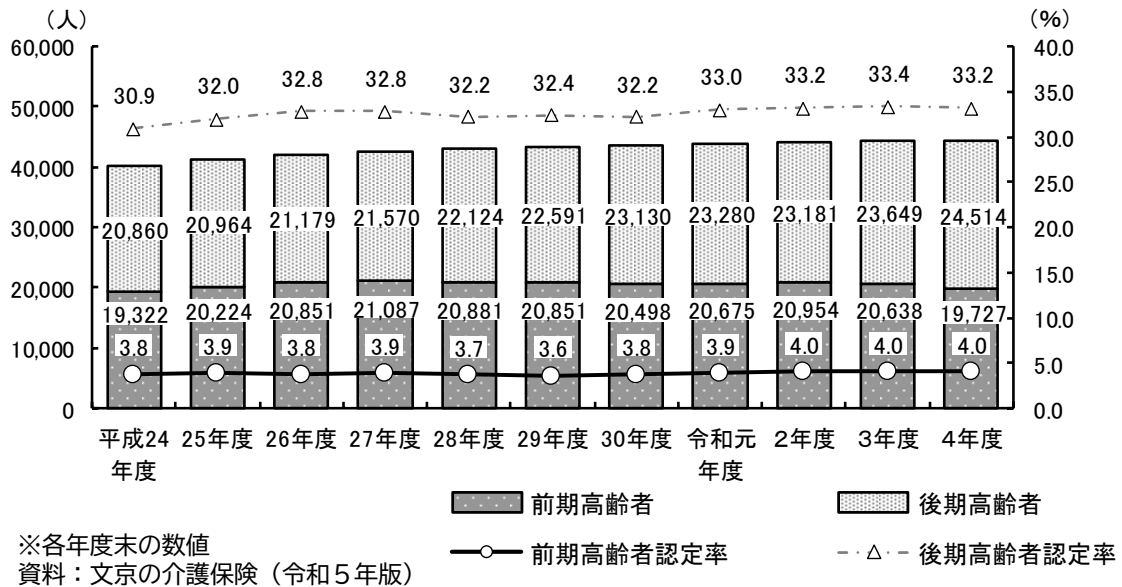
資料：文京の介護保険（令和5年版）、介護保険事業状況報告月報、東京都福祉局月報（各年3月末現在）

②前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

○第1号被保険者のうち、前期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、ほぼ横ばいで推移しており、令和4年度は4.0%となっています。

○後期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、平成25年度から平成30年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和元年度から33%を超えました。

【図表】3-11 前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

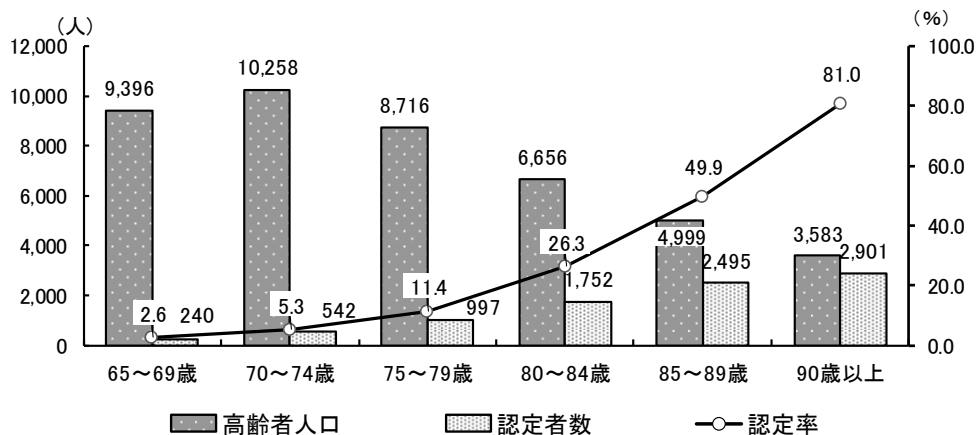


③年齢別認定者数・認定率

○年齢別に要介護・要支援認定を受けた方の割合を見ると、前期高齢者の認定率は5.3%以下に留まっています。

○後期高齢者は、80～84歳の認定率が26.3%、85～89歳が49.9%、90歳以降になると81.0%になっており、年齢が上がるに連れて認定率が大幅に上昇しています。

【図表】3-12 高齢者人口に占める認定者数・認定率

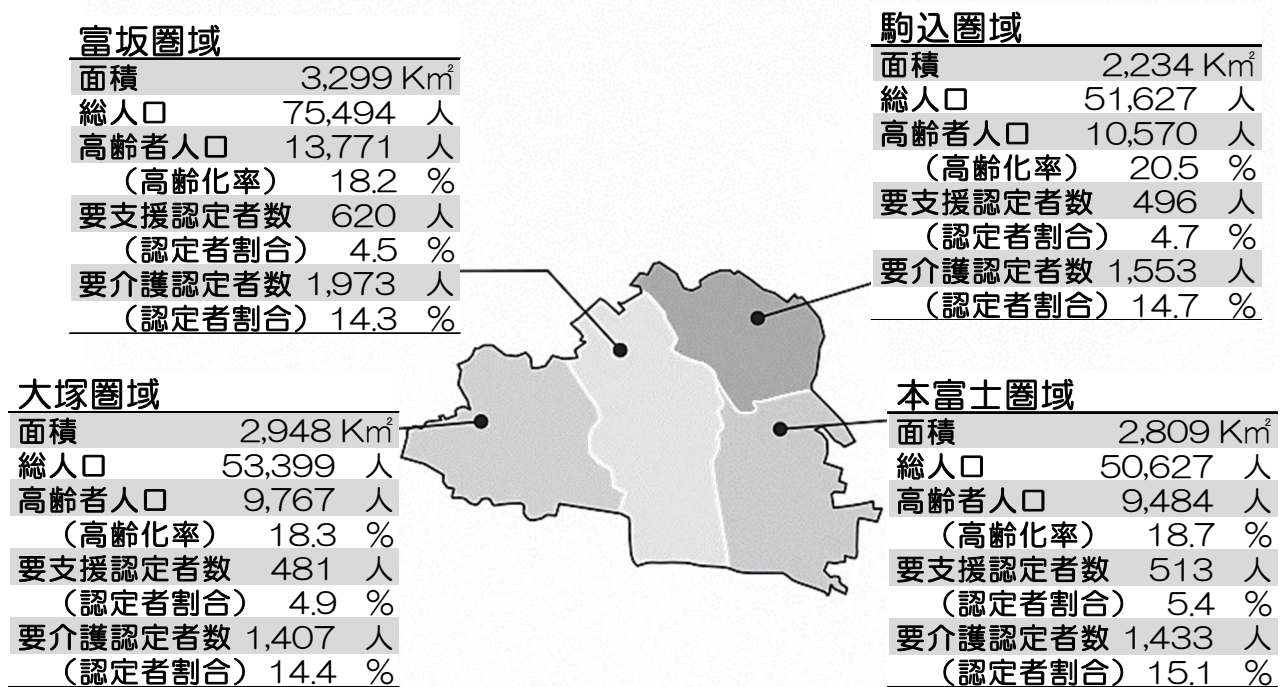


※高齢者人口は令和5年4月1日現在、認定者数は令和5年3月31日現在の数値。  
資料：住民基本台帳、東京都介護保険事業状況報告（令和5年3月月報）

④日常生活圏域と要介護認定者の状況

- 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護保険法に基づき日常生活圏域が設定されています。この日常生活圏域の区域ごとに、介護サービスや介護予防サービスを整えるとともに、関係機関相互の連携を図るなど、必要なサービスを切れ目なく提供するための環境づくりを進めています。
- 本区では、富坂・大塚・本富士・駒込の4圏域に区分し、日常生活圏域としています。この4圏域は、高齢者との関わりの深い民生委員と話し合い員の担当地区、警察署の管轄、友愛活動を行っている高齢者クラブの地区とほぼ一致しています。
- 4圏域ごとに高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を1か所、分室を1か所ずつ設置し、地域に密着した相談業務等を実施しています。
- 日常生活圏域ごとの高齢者人口の状況を見ると、面積の違いから富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率では駒込圏域がやや高くなっています。
- 認定者数は富坂圏域が一番多いですが、認定者割合は本富士圏域が高くなっています。

【図表】3-13 日常生活圏域と高齢者等の状況



※総人口と高齢者人口は、令和5年9月1日現在の住民記録より集計（転出予定等を除いているため人口統計と異なる。）

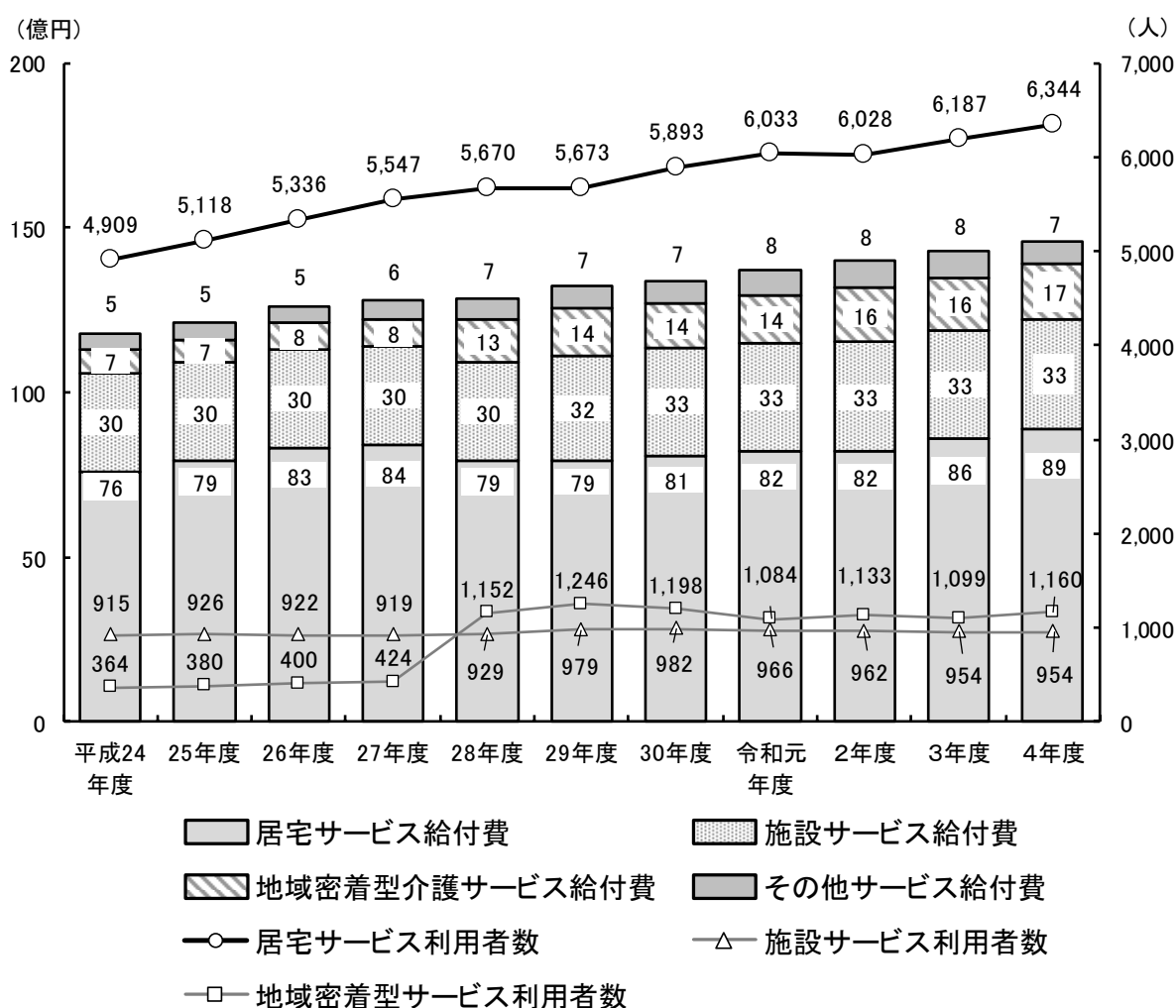
※要支援・要介護認定率は、介護保険システムによる（住所地特例者（文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度）を除く。）。

## 7) 介護給付費と利用者数の推移

○介護保険制度の介護給付費は年々上昇しており、その総額は平成24年度の118億円から令和4年度は146億円と約1.2倍に増加しています。内訳では、居宅サービス給付費の占める割合が高くなっています。

○地域密着型サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成28年度に大きく増加した後に概ね横ばいで推移しています。

【図表】 3-14 介護給付費と利用者数の推移



※データは、平成24年度から令和4年度までの実績。  
資料：文京の介護保険（令和5年版）

## 8) 保険料の推移

○第1号被保険者の基準保険料は、第8期は6,020円であり、第1期の2,983円の約2倍になっています。

【図表】3-15 介護保険基準保険料の推移（第1号被保険者）

介護保険事業 計画期間	第1期 平成12～ 14年度	第2期 平成15～ 17年度	第3期 平成18～ 20年度	第4期 平成21～ 23年度	第5期 平成24～ 26年度	第6期 平成27～ 29年度	第7期 平成30～ 令和2年度	第8期 令和3～ 5年度
介護保険 基準保険料	2,983円	3,317円	4,632円	4,381円	5,392円	5,642円	6,020円	6,020円

資料：文京の介護保険（令和5年版）

## 9) 介護サービス事業者の状況

○区内の介護サービス事業者数は、全体では概ね同程度で推移していますが、令和5年においては居宅介護支援事業者数が減少しました。

【図表】3-16 区内の介護サービス事業者数（各年3月現在）

サービス名	元年		2年		3年		4年		5年	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
居宅介護支援／介護予防支援	49	4	49	4	47	4	46	4	42	4
居宅サービス	訪問介護	35	37	35	33	35	33	35	35	35
	訪問入浴介護	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	訪問看護	22	22	26	26	26	26	26	26	26
	訪問リハビリテーション	5	5	5	5	5	5	4	4	4
	通所介護	16	16	18	18	18	18	18	18	18
	通所リハビリテーション	5	4	5	4	5	4	5	4	5
	短期入所生活介護	6	6	8	8	9	8	10	10	10
	短期入所療養介護	3	2	3	3	3	3	3	3	3
	特定施設入居者生活介護	8	8	12	12	12	11	12	12	13
	福祉用具貸与	8	8	7	7	5	5	5	5	5
	特定福祉用具販売	9	9	8	8	7	7	7	7	7
小計	118	65	128	74	126	70	124	72	127	73
施設サービス	介護老人福祉施設	5	6	6	6	6	6	6	6	6
	介護老人保健施設	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	介護療養型医療施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	9	9	9	9	9	9	9	9	9
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	認知症対応型通所介護	6	6	7	6	7	6	7	6	6
	小規模多機能型居宅介護	4	3	5	4	5	4	5	4	4
	看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	認知症対応型共同生活介護	8	7	9	8	9	8	9	8	8
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1	1	1	1	1	2	2
	地域密着型通所介護	21	18	16	15	15	15	15	15	15
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	2	3	3	3	3	3	3	3
	小計	43	16	44	18	43	18	42	18	43
合計	170	81	181	92	178	88	175	90	179	91

資料：文京の介護保険（令和5年版）

## 10) 認知症について

### ①認知症高齢者の状況

○要介護・要支援認定者のうち、日常生活自立度Ⅱaランク以上と判断された高齢者は、令和5年4月現在4,377人で、全体の約60.7%を占めています。なお、新型コロナウイルス感染症に関する臨時的な取扱いのために主治医意見書の提出のなかった方は「その他」に分類しています。

【図表】3-17 認知症高齢者の日常生活自立度 (単位：人)

	認知症高齢者の日常生活自立度									その他	合計
	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	小計		
3年4月	1,880	1,628	978	1,494	1,480	444	751	115	5,262	93	8,863
4年4月	1,687	1,410	859	1,301	1,261	414	636	99	4,570	1,444	9,111
5年4月	1,458	1,375	896	1,235	1,139	400	600	107	4,377	2,062	9,272

【図表】3-18 日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動（周辺症状）あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

### ②認知症サポート医等の状況

○区内の認知症サポート医<sup>7</sup>は、令和5年4月現在47人となっています。

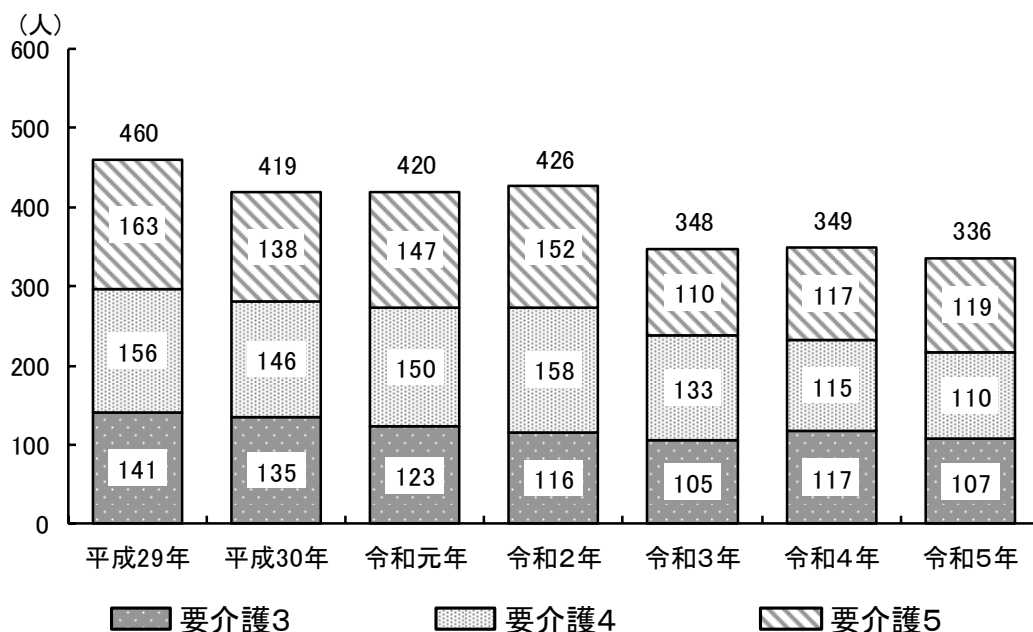
<sup>7</sup> 認知症サポート医 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言や専門医療機関等との連携の推進役を担う医師のこと。



## 11) 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移

- 特別養護老人ホームへの入所希望者数は、平成30年以降、約420人前後で推移していましたが、令和2年3月に2施設が開設したことにより、令和3年以降は減少しています。
- 令和5年4月1日時点の入所希望者の要介護度を見ると、要介護3が31.8%、要介護4が32.7%、要介護5が35.4%となっています。

【図表】3-19 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移



※各年度4月1日現在

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日から特別養護老人ホームの入所対象者は、原則、要介護3以上の方になっている。

※本区では特別養護老人ホーム入所指針に基づき、本人の状態や介護状況を点数化し、合計点の高い方から優先入所する制度を導入している。

### 【特別養護老人ホーム入所指針の見直し】

特別養護老人ホームの入所希望者の人数は、令和3年以降300人台前半で推移しています。このうち、入所や辞退等をされる方が毎年約300人あり、入れ替わっています。

また、施設から入所のご案内をした際、予約的な申込みや医療を要する身体状態などの理由により入所に至らない場面があり、一部の施設では一時的に空床が見られる状況となっています。

このため、希望する方が円滑に入所できるよう、文京区特別養護老人ホーム入所指針の見直しを行っています。

## 2 高齢者等実態調査から見た高齢者を取り巻く現状と課題

本区では、高齢者等における日常生活の実態や介護予防・健康への取組等を把握するため、令和4年度に高齢者等実態調査を実施しました。その調査から見てきた高齢者を取り巻く現状と課題をまとめました。

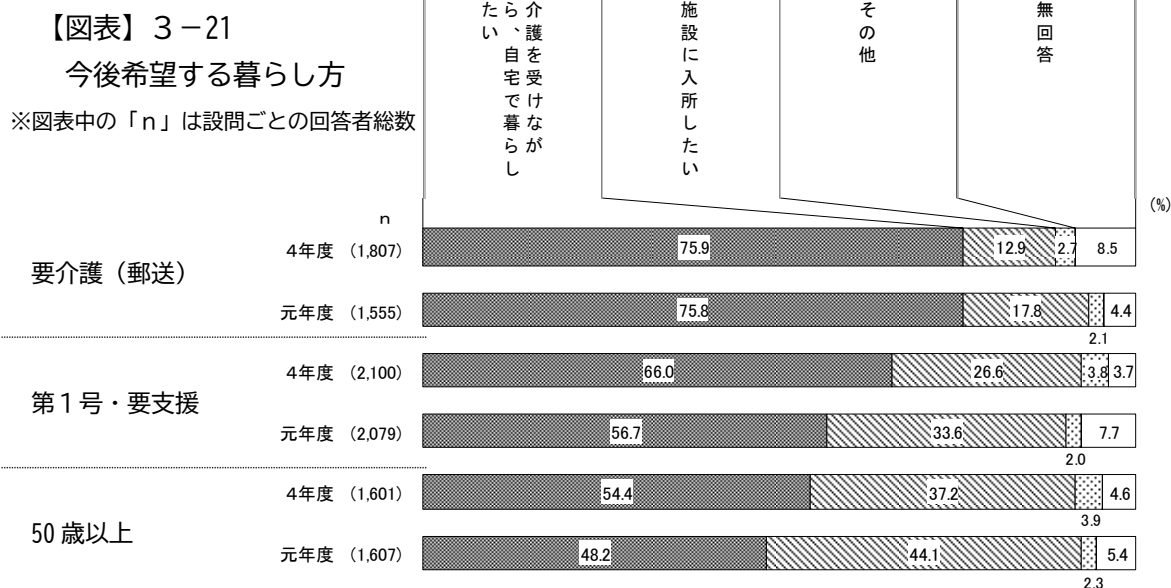
【図表】3-20 令和4年度高齢者等実態調査の概要

調査期間	令和4年9月28日(水)～10月21日(金)					
調査対象者	第1号被保険者	50歳以上	要介護認定者		介護サービス事業者	介護事業従事者
	要介護1～5以外の65歳以上の介護保険被保険者	要介護・要支援認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者	在宅の要介護認定者及びその家族	在宅の要介護認定者(要介護4・5)及びその家族 ※要介護(郵送)と重複しない	区内で介護サービス事業所を運営する事業者	区内の介護サービス事業所に勤務する介護事業従事者
有効回収数	2,100件	1,601件	1,807件	137件	107件	470件
略称	第1号・要支援	50歳以上	要介護(郵送)	要介護(聞き取り)	事業者	従事者

### 1) 今後希望する暮らし方等について

#### ① 今後希望する暮らし方

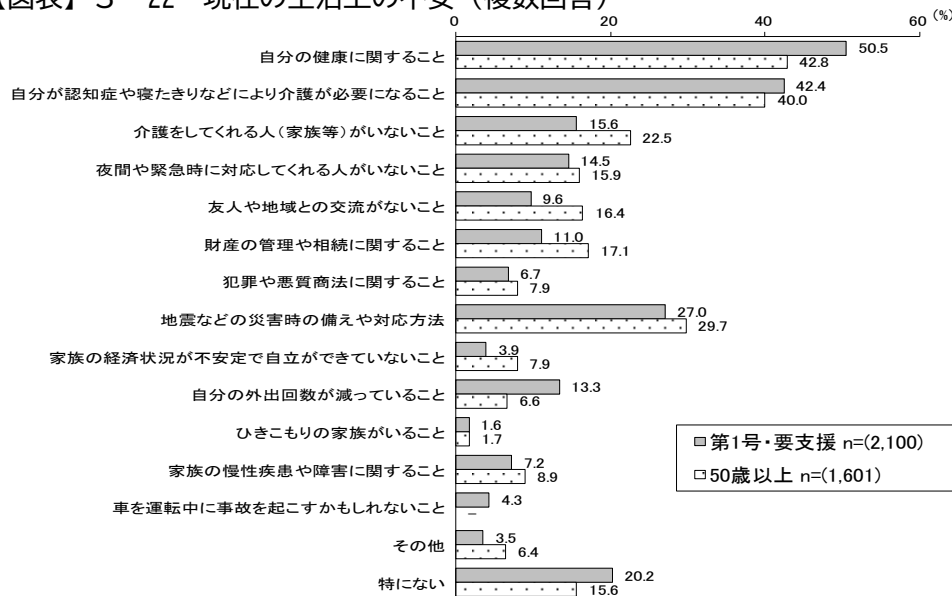
○「介護を受けながら、自宅で暮らしたい」が最も高く、〈要介護(郵送)〉が75.9%、〈第1号・要支援〉が66.0%、〈50歳以上〉が54.4%となっており、前回調査より増えています。



### ②現在の生活上の不安

○現在の生活で不安に感じていることとして〈第1号・要支援〉、〈50歳以上〉ともに「自分の健康に関すること」が最も割合が高く、次に「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」、「地震などの災害時の備えや対応方法」の順に高くなっています。

【図表】3-22 現在の生活上の不安（複数回答）



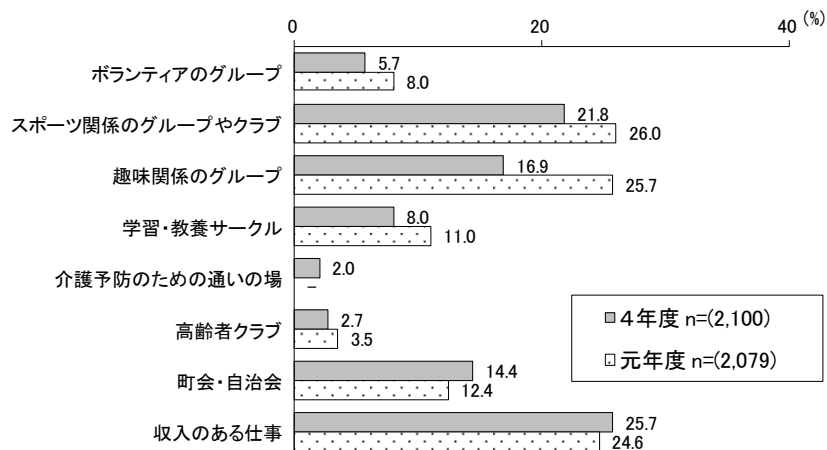
### ③地域とのつながり・地域活動

○参加している活動について、〈第1号・要支援〉では、「収入のある仕事」のほか、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「趣味関係のグループ」、「町会・自治会」など地域との接点がある活動への参加が見られます。前回と比べるとスポーツや趣味の活動は減っている一方、町会・自治会、収入のある仕事では増加が見られます。

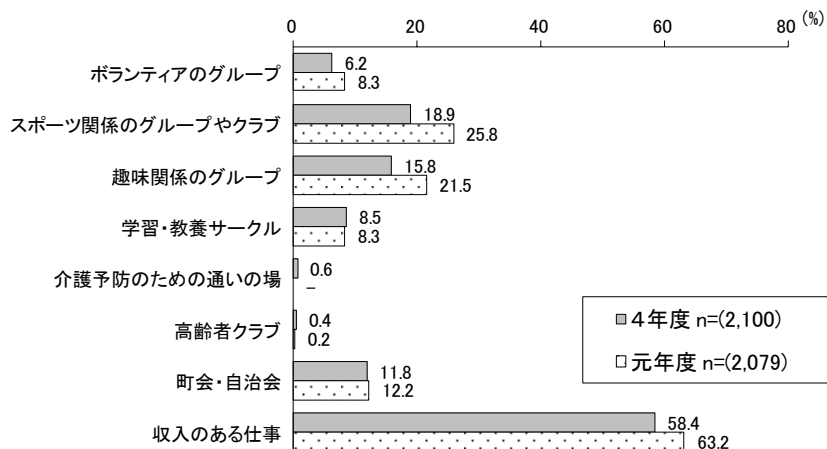
〈50歳以上〉では、「収入のある仕事」が半数以上で、地域との接点がある活動については、ほとんどの項目で前回調査よりも割合が減っています。

【図表】3-23 会・グループ等への参加している人の割合（複数回答）

【第1号・要支援／前回調査結果との比較】



【50歳以上／前回調査結果との比較】

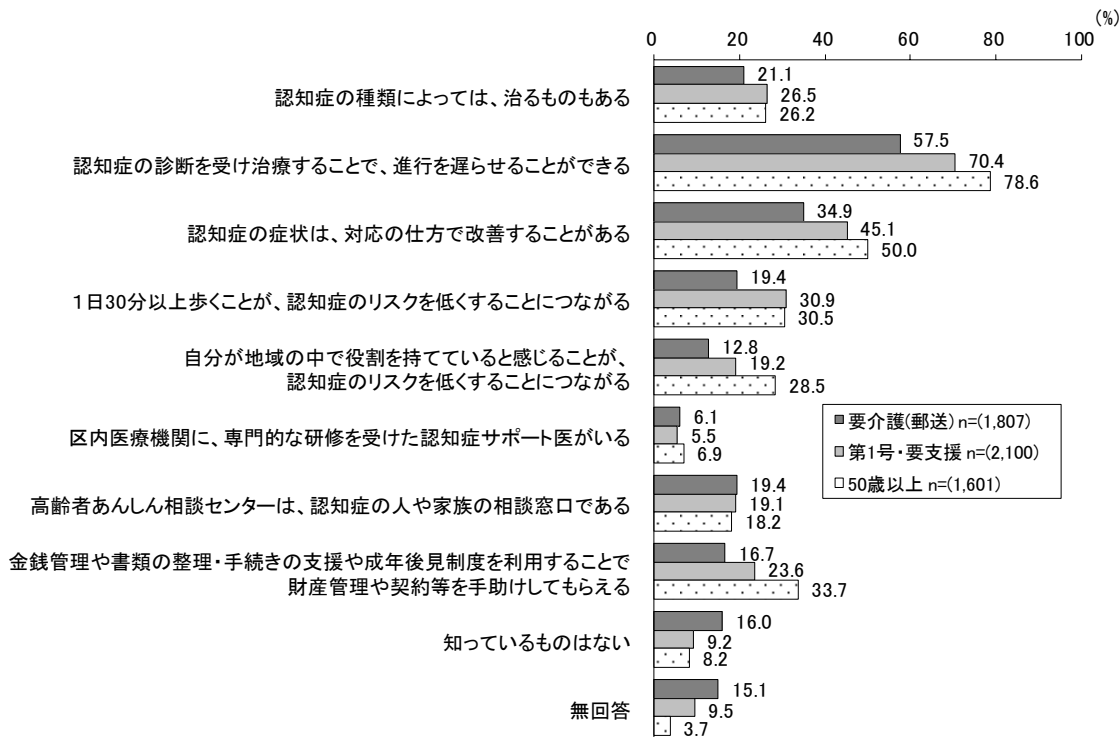


※〈介護予防のための通いの場〉は、令和元年度調査にはない設問

④認知症について

○認知症のケアや支援制度について知っていることは、いずれの対象者においても、「認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる」が最も高く、続いて、「認知症の症状は、対応の仕方改善することがある」となっています。

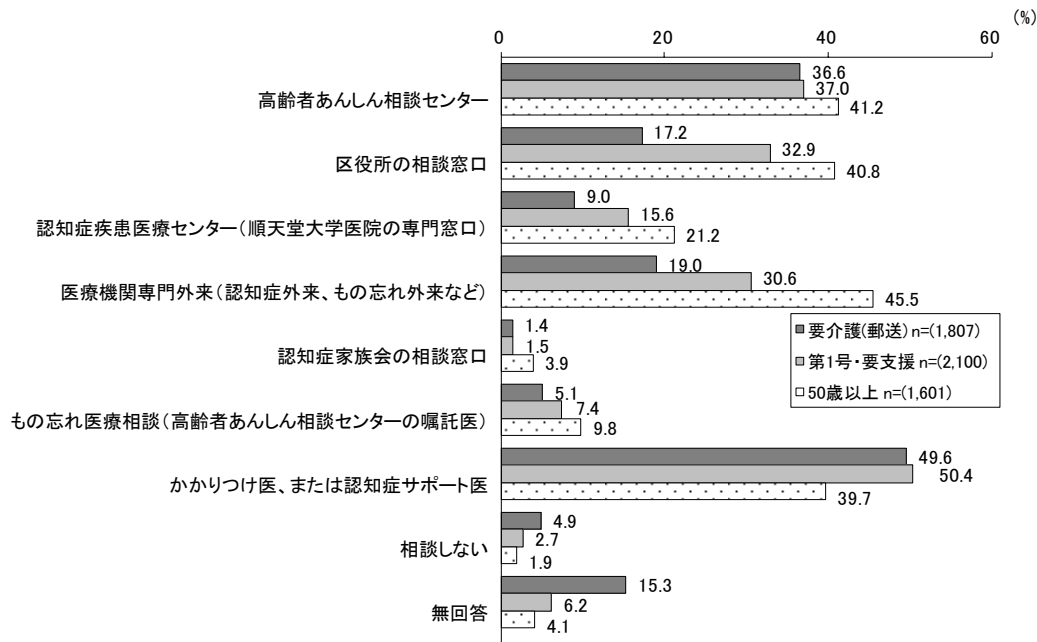
【図表】3-24 認知症のケアや支援制度について知っていること（複数回答）



○認知症に関する相談で利用すると思う具体的な窓口では、〈要介護（郵送）〉、〈第1号・要支援〉では、「かかりつけ医、または認知症サポート医」、続いて、「高齢者あんしん相談センター」が多くなっています。

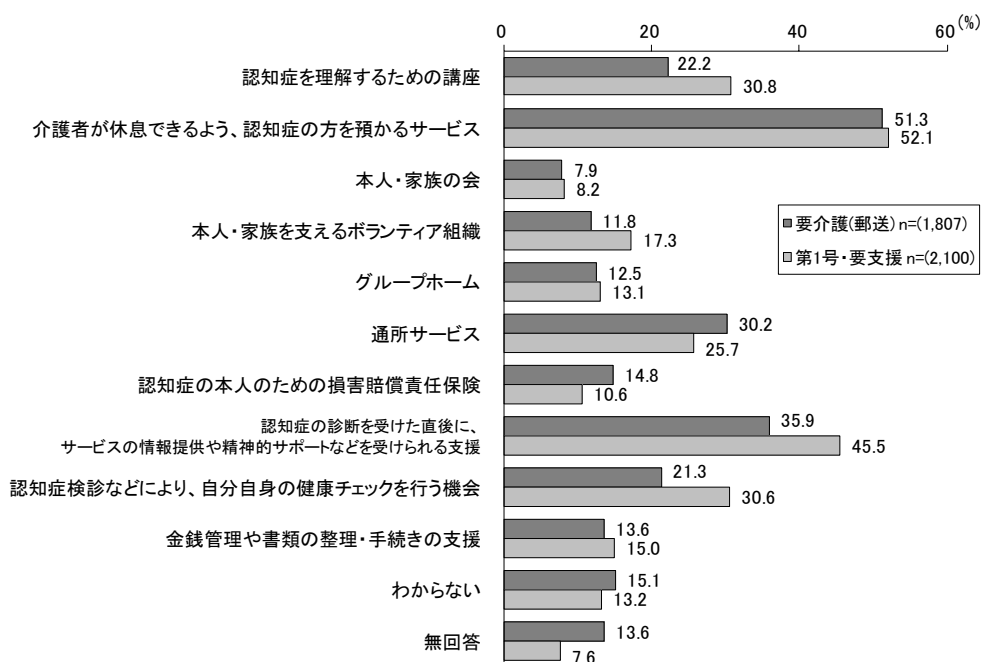
一方、〈50歳以上〉では、「医療機関専門外来（認知症外来、もの忘れ外来など）」45.5%を筆頭に、「高齢者あんしん相談センター」、「区役所の相談窓口」、「かかりつけ医、または認知症サポート医」も4割前後と、意向が多岐にわたっています。

【図表】3-25 利用が想定される認知症相談窓口について（複数回答）



○認知症に対する本人や家族への支援については、「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」が最も高く、続いて、「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」となっています。

【図表】3-26 認知症に対する本人や家族への支援について（複数回答）



〔主な課題等〕

- ・高齢者の単独世帯が増える中、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で高齢者を見守る体制を強化すること
- ・地域活動に参加するためのきっかけづくりや高齢者の生きがいづくり、地域活動団体へつなぐための支援をすること
- ・興味のある分野でボランティア活動等ができるよう、様々な活動の場を支援するとともに、その周知啓発を行うこと
- ・認知症について、介護者への支援や早期からの適切な診断や対応等を行うための情報提供、相談・連携体制を構築すること
- ・認知症になっても生きがいを持って、地域で主体的に暮らせることができるよう、地域の理解や協力を得ること

2) 区に力を入れてほしい高齢者施策・介護保険事業等について

①今後区に力を入れてほしいこと

○過去の調査（平成28年度、令和元年度）では、今後区に力を入れてほしいこととして、「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が最も高くなっていましたが、令和4年度の調査では、「在宅医療・介護」（新設の選択肢）がいずれの対象者でも高くなっており、特に〈要介護（郵送）〉、〈第1号・要支援〉では、施設サービスよりも在宅サービスのニーズが高くなっています。

【図表】 3-27 今後区に力を入れてほしいこと（複数回答）／要介護（郵送）

年度	第1位		第2位		第3位	
令和4年度	在宅医療・介護	42.3%	認知症高齢者に対する支援	38.4%	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	37.5%
令和元年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	40.1%	介護保険やサービスの情報提供	38.4%	認知症高齢者に対する支援	38.2%
平成28年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	30.4%	健康管理、介護予防	24.3%	認知症高齢者に対する支援	22.9%

【図表】 3-28 今後区に力を入れてほしいこと（複数回答）／第1号・要支援

年度	第1位		第2位		第3位	
令和4年度	健康管理、介護予防	36.0%	在宅医療・介護	35.3%	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	34.3%
令和元年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実		健康管理、介護予防	38.0%	介護保険やサービスの情報提供	34.1%
	健康管理、介護予防					
平成28年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	33.4%	健康管理、介護予防	31.9%	介護保険やサービスの情報提供	30.8%

【図表】3-29 今後区に力を入れてほしいこと（複数回答）／50歳以上

年度	第1位		第2位		第3位	
令和4年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	44.3%	在宅医療・介護	37.1%	認知症高齢者に対する支援	35.8%
令和元年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	47.4%	認知症高齢者に対する支援	37.6%	健康管理、介護予防	35.4%
平成28年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	45.9%	認知症高齢者に対する支援	40.1%	介護保険やサービスの情報提供	39.2%

## ②高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の認知度

○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）について、「知っている」と回答した割合（知らない、聞いたことがない、無回答を除いた割合）は、〈要介護（郵送）〉が79.8%、〈第1号・要支援〉が68.0%、〈50歳以上〉が47.5%となっています。

【図表】3-30 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の認知度（複数回答）

項目	要介護（郵送） n=1,807	第1号・要支援 n=2,100	50歳以上 n=1,601
①知っている	79.8%	68.0%	47.5%
名前を聞いたことがある	38.6%	45.5%	32.1%
どこにあるのか知っている	36.3%	28.3%	12.7%
センターの役割を知っている	21.3%	17.0%	10.9%
相談や連絡をしたことがある	41.0%	14.6%	9.6%
②知らない、聞いたことがない	15.7%	27.4%	50.3%
③無回答	4.5%	4.6%	2.2%

## 【主な課題等】

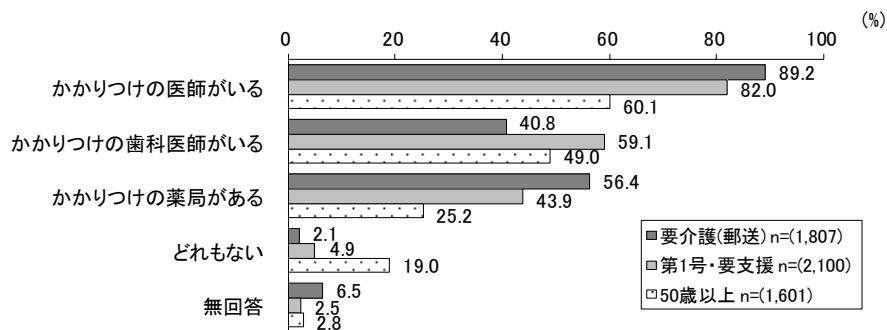
- ・在宅医療の充実など高齢者のニーズの変化を捉えた医療・介護サービスを充実させること
- ・介護を家族や親族だけで抱え込むことなく、高齢期を安心して過ごせるように、50歳以上の現役世代を中心に高齢者あんしん相談センターの認知度を高めること

### 3) 医療について

#### ①かかりつけ医・歯科医・薬局の有無

○いずれの対象者でも、「かかりつけの医師がいる」が最も高く、〈要介護（郵送）〉が約9割、〈第1号・要支援〉が約8割となっています。

【図表】3-31 かかりつけ医・歯科医・薬局の有無（複数回答）



○在宅医療を認知したきっかけは、〈要介護（郵送）〉が「介護支援専門員、ホームヘルパーなどからの紹介」、「医療機関からの紹介」の順に、〈第1号・要支援〉が、その他を除くと「医療機関からの紹介」、「「退院までの準備ガイドブック」など区の出版物」の順になっています。

【図表】3-32 在宅医療認知の経緯（複数回答）

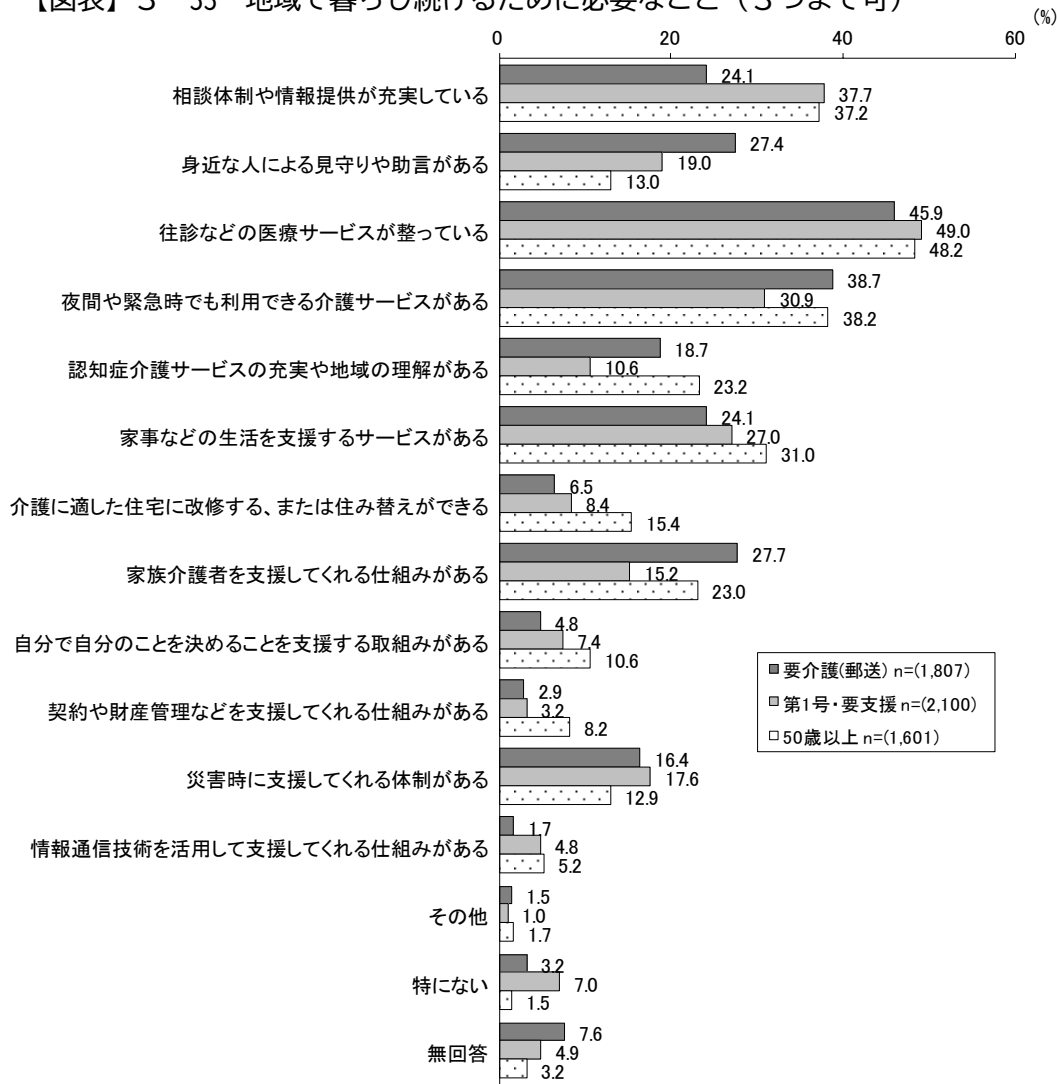
項目	要介護（郵送） (n=1,807)	第1号・要支援 (n=2,100)
医療機関からの紹介	23.9%	10.6%
介護支援専門員、ホームヘルパーなどからの紹介	24.0%	5.2%
医師会に設置している在宅療養相談窓口への相談	0.9%	1.0%
高齢者あんしん相談センターへの相談	9.9%	4.4%
「退院までの準備ガイドブック」など区の出版物	5.3%	8.4%
その他	9.0%	10.3%
知らない	19.4%	51.0%
無回答	20.1%	15.2%



②介護が必要になっても、地域で暮らし続けるために必要なこと

○いずれの調査対象者でも、「往診などの医療サービスが整っている」が最も高くなっています。

【図表】3-33 地域で暮らし続けるために必要なこと（3つまで可）

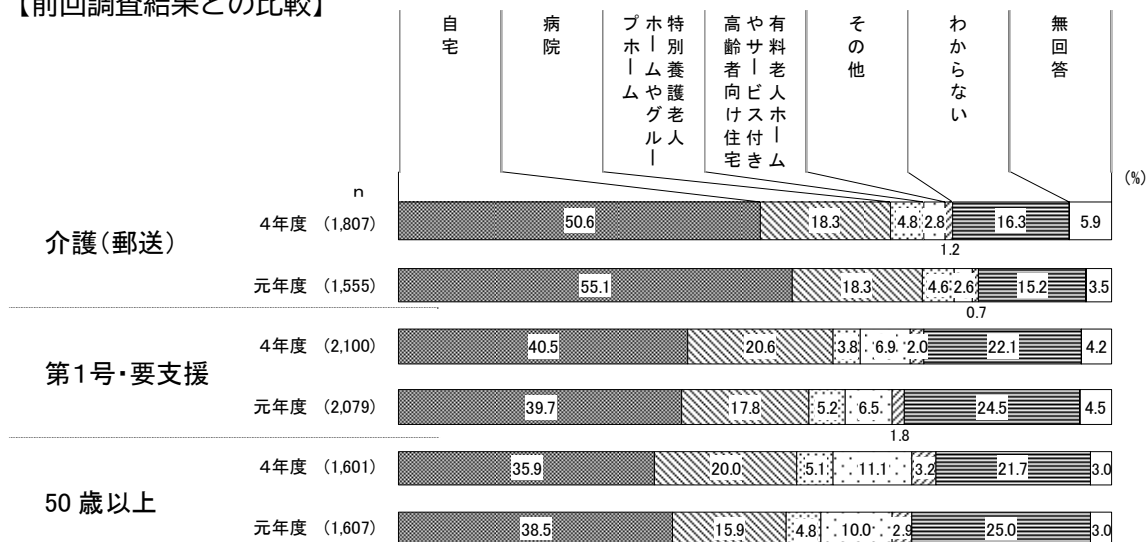


### ③終末期を迎えたい場所

○いずれの対象者でも「自宅」が多く、続いて、「病院」となっています。

【図表】 3-34 終末期を迎える場所の希望

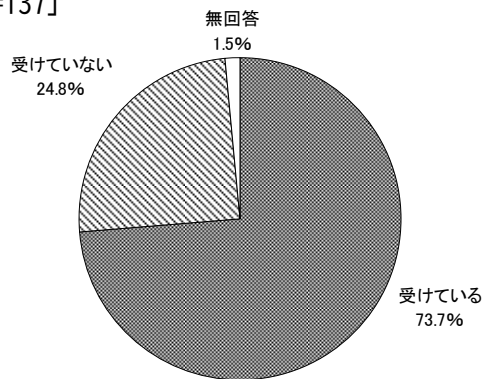
【前回調査結果との比較】



### ④訪問診療

○訪問診療については、〈要介護(聞き取り)〉では、「受けている」割合が約3/4を占めています。

【図表】 3-35 訪問診療の利用の有無 [n=137]



○一方、「受けていない」割合は、〈要介護(郵送)〉で約5割、〈第1号・要支援〉で約8割と高くなっています。

【図表】 3-36 1年間に受けた訪問診療(往診)科目 (複数回答、無回答を除く上位5位のみ)

	要介護(郵送) (n=1,807)		第1号・要支援 (n=2,100)	
第1位	受けていない	48.5%	受けていない	83.0%
第2位	内科	28.3%	内科	5.8%
第3位	歯科	13.0%	歯科	4.5%
第4位	整形外科	5.3%	整形外科	2.4%
第5位	循環器科	4.5%	皮膚科	1.8%

## ⑤医療連携の取組

○＜事業者＞医療連携に取り組んでいる事業者は、85.1%となっています。連携内容としては、「入退院時に医療関係者と介護サービス担当者との打ち合わせ」が最も多く、「主治医や病院の地域連携室との連携」、「関係者間で情報を共有するシステムの活用」と続いています。

【図表】3-37 医療連携の取組（複数回答）

項目	事業者 (n=107)
①取り組んでいる	85.1%
入退院時に医療関係者と介護サービス担当者との打ち合わせ	71.0%
主治医や病院の地域連携室との連携	60.7%
事例検討会の実施	17.8%
個別ケース会議の実施	28.0%
各職種の専門性の相互理解のための研修会	18.7%
関係者間で情報を共有するシステムの活用	30.8%
多職種をコーディネートする人材育成	4.7%
その他	1.9%
②特にない	6.5%
③無回答	8.4%

## 〔主な課題等〕

- ・50歳以上の現役世代から、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及促進を図ること
- ・今後の在宅療養生活の増加を見据え、看取りまでを含む在宅医療体制を構築すること
- ・介護サービス事業者と医療機関等、多職種間の情報共有、切れ目のない連携体制を構築すること
- ・高齢者の健康促進、介護予防の窓口役・相談役としての医療機関の連携を強化すること

## 4) 介護サービス等について

### ① 主な介護者が不安に感じる介護等

○現在の生活を継続していくに当たり、主な介護者が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が最も高く、続いて、〈要介護（郵送）〉では、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、〈要介護（聞き取り）〉では、「夜間の排泄」、「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」となっています。

【図表】 3-38 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等  
(3つまで可、上位5位のみ)

	要介護（郵送）(n=1,260)		要介護（聞き取り）(n=137)	
第1位	認知症状への対応	35.2%	認知症状への対応	32.1%
第2位	外出の付き添い、送迎等	27.4%	夜間の排泄	29.9%
第3位	夜間の排泄	26.3%	医療面での対応 (経管栄養、ストーマ等)	22.6%
第4位	入浴・洗身	22.0%	日中の排泄	19.0%
第5位	日中の排泄	19.9%	食事の介助（食べる時）	16.1%

### ② サービスの質を向上する取組について

○〈事業者〉サービスの質を向上させるための取組としては、「事業所内での研修・講習会」、「外部の研修・勉強会への参加」、「苦情・相談の受付体制の整備」の順となっています。

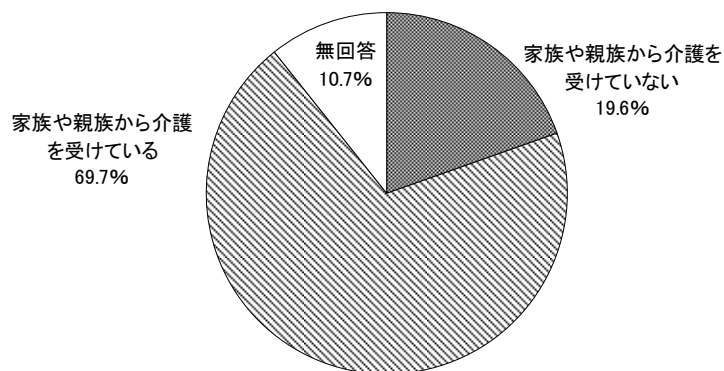
【図表】 3-39 サービスの質を向上させるための取組（複数回答、上位4位のみ）

	事業者 (n=107)	
第1位	事業所内での研修・講習会	77.6%
第2位	外部の研修・勉強会への参加	63.6%
第3位	苦情・相談の受付体制の整備	57.0%
第4位	事故防止対策	50.5%
	個人情報の徹底管理	

③介護を行う家族への支援

○〈要介護（郵送）〉要介護者が「家族や親族から介護を受けている」割合は、69.7%となっています。

【図表】3-40 家族又は親族からの介護を受けているか [n=1,807]



○介護を行っている主な人は、〈要介護（郵送）〉、〈要介護（聞き取り）〉ともに「子」が最も多くなっています。

【図表】3-41 介護を行っている主な人

項目	要介護（郵送） (n=107)	要介護（聞き取り） (n=119)
子	57.1%	47.1%
配偶者	25.1%	33.6%
子の配偶者	5.2%	10.1%
孫・ひ孫	0.9%	0.0%
兄弟・姉妹	3.2%	5.9%
その他	2.5%	3.4%
無回答	6.0%	0.0%

○主介護者が「調査対象高齢者本人以外の人介護や子育て等をしている」が、〈要介護者（郵送）〉、〈要介護者（聞き取り）〉、〈第1号・要支援〉は2割未満、〈50歳以上〉は約4割となっています。

【図表】3-42 今介護している人以外に他の人の介護や子育て等をしているか

項目	要介護（郵送） (n=1,260)	要介護（聞き取り） (n=119)	第1号・要支援 (n=138)	50歳以上 (n=207)
している	18.0%	17.6%	15.2%	38.6%
していない	77.2%	75.6%	70.3%	57.5%
無回答	4.8%	6.7%	14.5%	3.9%

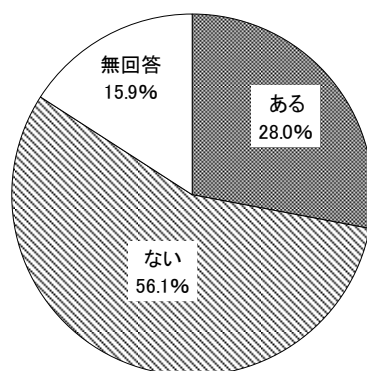
○介護者の希望する就業支援については、〈要介護（郵送）〉、〈要介護（聞き取り）〉ともに「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」、「制度を利用しやすい職場づくり」が上位3位に入っています。

【図表】3-43 介護者の希望する就業支援（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）（n=517）		要介護（聞き取り）（n=50）	
第1位	介護休業・介護休暇等の制度の充実	30.8%	介護休業・介護休暇等の制度の充実	34.0%
第2位	労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）	28.8%	労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）	32.0%
第3位	制度を利用しやすい職場づくり	24.4%	制度を利用しやすい職場づくり	18.0%
第4位	介護をしている従業員への経済的な支援	20.9%	働く場所の多様化（在宅勤務・テレワークなど）	
第5位	働く場所の多様化（在宅勤務・テレワークなど）	18.6%	介護をしている従業員への経済的な支援	16.0%

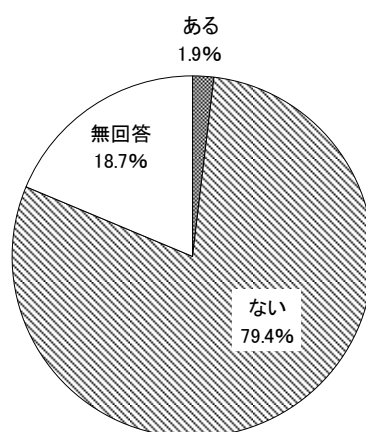
○＜事業者＞「利用者家族のダブルケアの有無」について、「ある」が28.0%となっています。

【図表】3-44 利用者家族のダブルケアの有無（n=107）



○＜事業者＞ヤングケアラーの有無については、「ある」が1.9%となっています。

【図表】3-45 利用者家族のヤングケアラーの有無（n=107）



## ④高齢者の権利擁護や虐待防止

- ＜事業者＞高齢者の権利擁護や虐待防止のために必要な取組としては、「従事者及び管理者間のコミュニケーションを高め、事業所内の相談体制を整えること」、「研修などによって、介護者のスキルや意識を向上させること」が7割を超えて多くなっています。

【図表】3-46 高齢者の権利擁護や虐待防止のために必要な取組（複数回答）

項目	事業者 (n=107)
従事者及び管理者間のコミュニケーションを高め、事業所内の相談体制を整えること	78.5%
研修などによって、介護者のスキルや意識を向上させること	74.8%
他機関と連携すること	54.2%
利用者や家族の意識が変わること	38.3%
職員が利用者に関わる時間を確保すること	32.7%

## 〔主な課題等〕

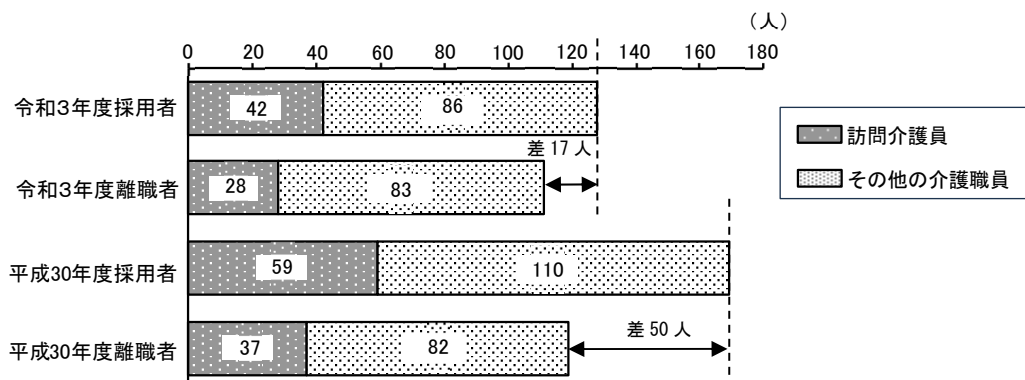
- ・高齢者や家族介護者が、適切に介護サービスを利用できる環境をつくること
- ・仕事をしながらの介護、老老介護、ダブルケアやヤングケアラーなど様々な形で介護を担わなければならない家族への支援や、そのための関係機関の連携強化を図ること
- ・高齢者人口の増加を見据え、高齢者の権利擁護に関する周知啓発に努め、各関係機関が地域全体で高齢者への支援体制を推進すること
- ・高齢者虐待を未然に防止するため、早期発見とともに関係機関との連携体制を強化すること

## 5) 介護人材について

### ①介護人材確保・育成・定着について（事業者）

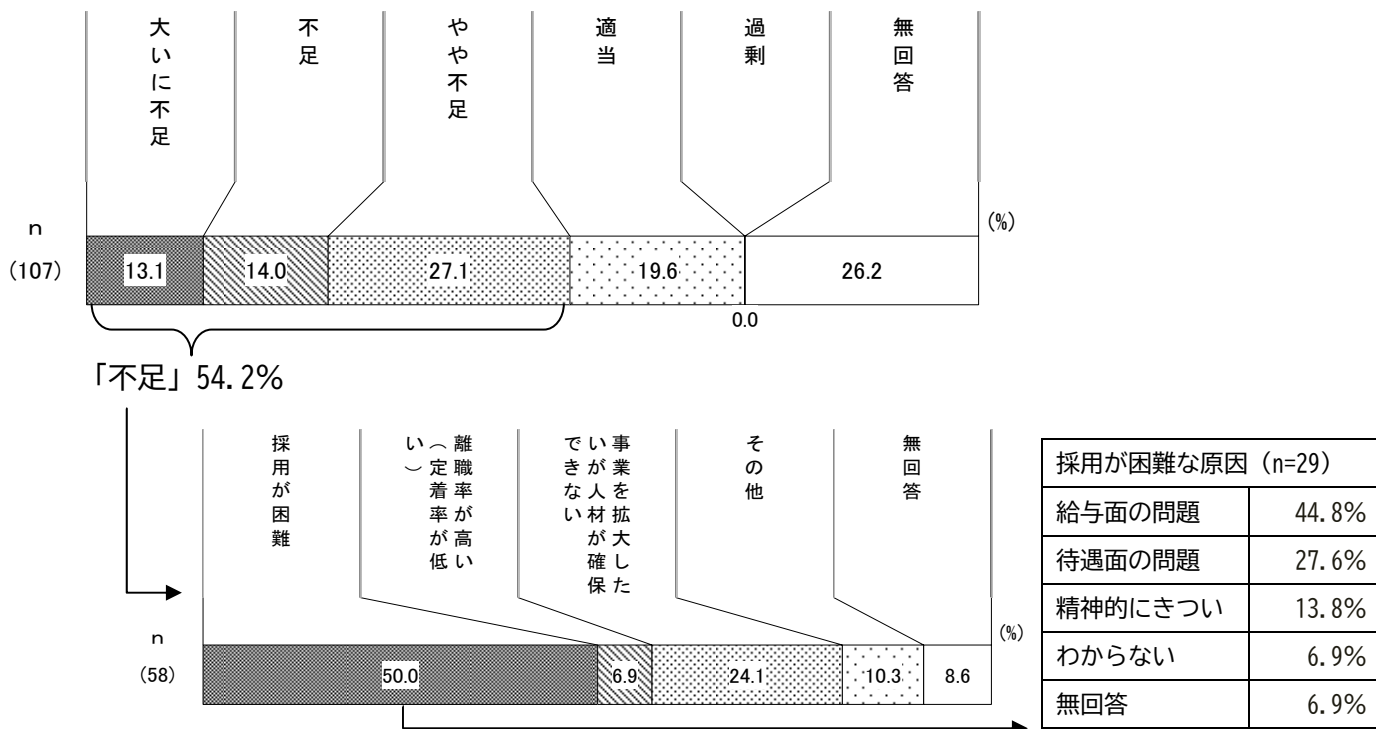
○<事業者> 1年間の採用者数については、事業者における令和3年度の従業員採用者数は128人（訪問介護員42、その他86）で、離職者数の111人（訪問介護員28、その他83）を上回っていますが、前回調査（平成30年度採用者数）から採用者数が大きく減少しています。

【図表】3-47 従業員採用者数と離職者数



○<事業者> 従業員の過不足状況について、「大いに不足」、「不足」、「やや不足」を合わせた『不足』は、54.2%と半数を超えています。『不足』と回答の事業者（58事業者）のうち、半数（29事業者）が「採用が困難」としています。

【図表】3-48 従業員の過不足状況





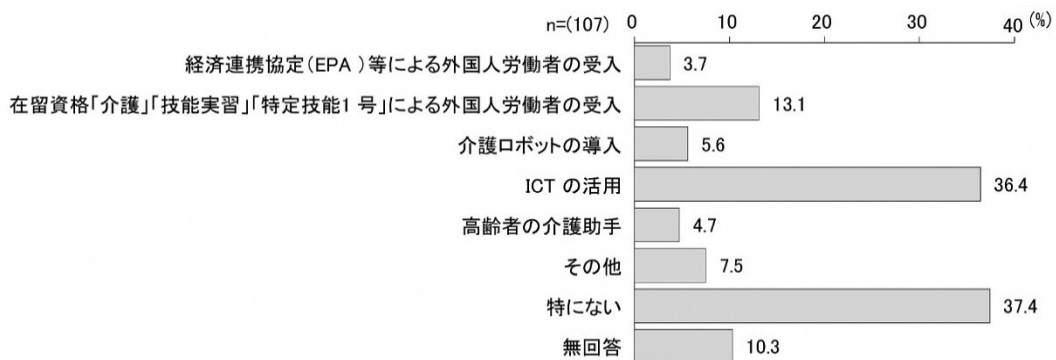
○<従事者>介護人材確保に必要なことでは、「基本賃金の水準を引き上げる」が約8割で最も高く、続いて、「休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する」と「キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みにする」が4割強、「資格取得手当などの諸手当を充実させる」と「人員基準を手厚くし、利用者に対する職員数を増やす」が3割強となっています。

【図表】3-49 介護に携わる人材を増やすために必要なこと（複数回答、上位5位のみ）

項目	従事者 (n=470)
基本賃金の水準を引き上げる	80.4%
休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する	43.0%
キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みにする	42.8%
資格取得手当などの諸手当を充実させる	32.3%
人員基準を手厚くし、利用者に対する職員数を増やす	32.3%

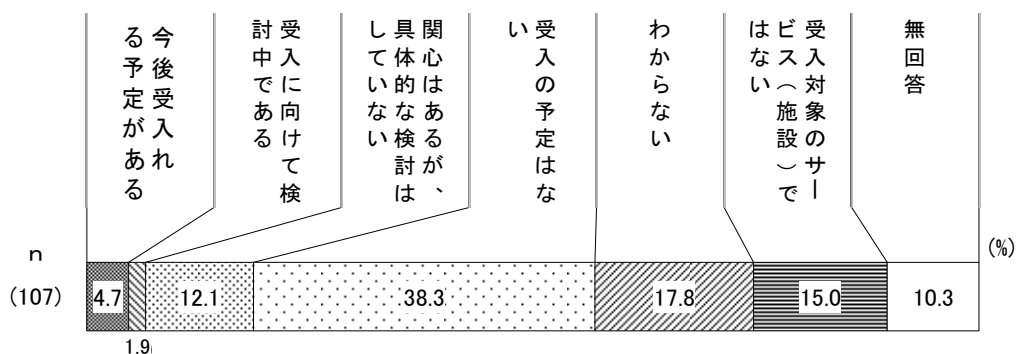
○<事業者>今後取り組みたい人材確保策では、「特にない」を除くと、「ICTの活用」が最も高くなっています。

【図表】3-50 今後取り組みたい人材確保策（複数回答）



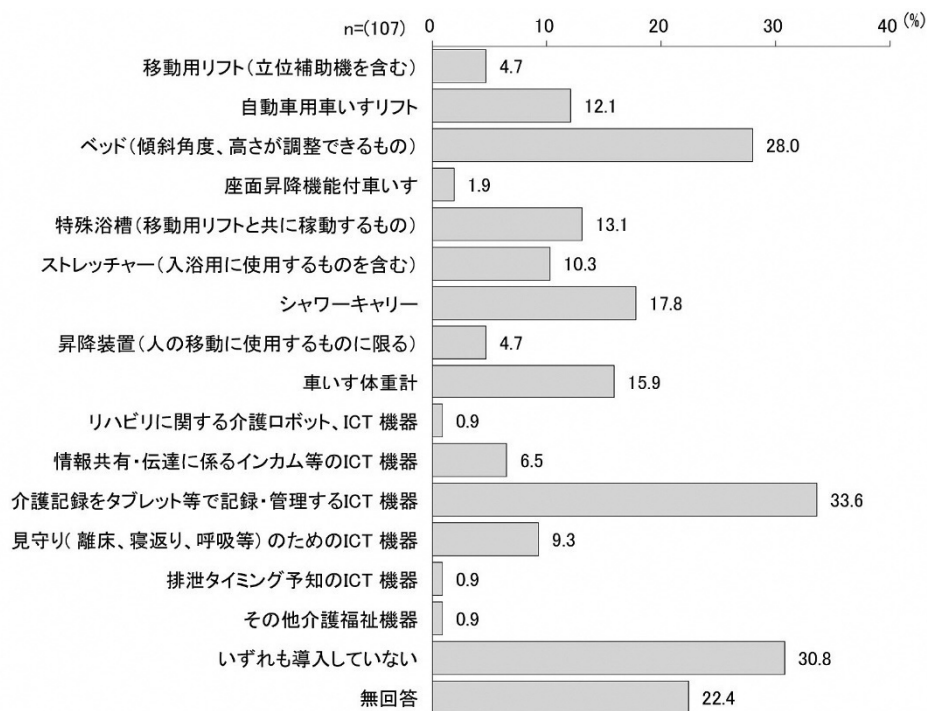
○<事業者>EPA（経済連携協定）、若しくは在留資格が創設されたこと等による外国人材の受入予定については、「受入の予定はない」が4割弱で最も高くなっている一方、「今後、受入れる予定である」、「受入に向けて検討中である」を合わせた『受入れる方向』は、6.6%（7事業所）となっています。

【図表】3-51 今後の外国人材の受入予定



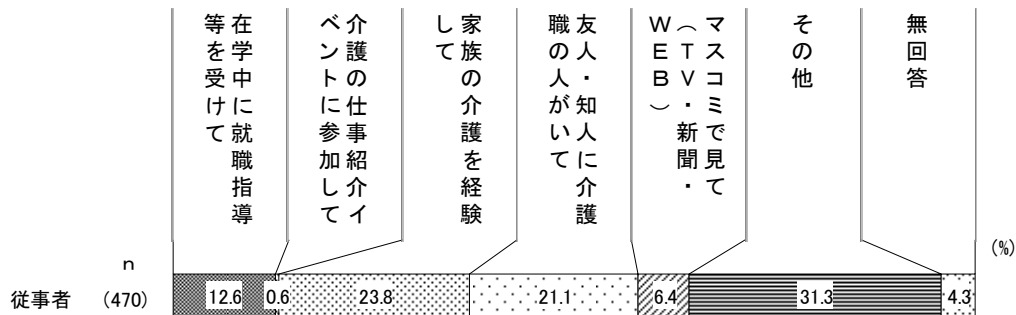
○<事業者>介護福祉機器の導入状況（導入しているもの）では、「介護記録をタブレット等で記録・管理するICT機器」が3割を超え最も高く、以下、「ベッド（傾斜角度、高さが調整できるもの）」、「シャワーキャリー」、「車いす体重計」、となっている一方、「いずれも購入していない」が約3割となっています。

【図表】3-52 介護福祉機器の導入状況（複数回答）



○<従事者>介護の仕事に興味を持ったきっかけでは、「その他」を除くと、「家族の介護を経験して」、「友人・知人に介護職の人がいて」の順で高くなっています。

【図表】 3-53 介護の仕事に興味を持ったきっかけ



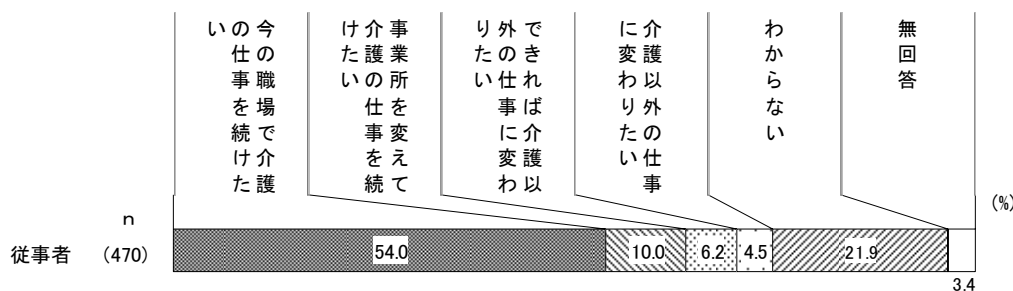
○<従事者>やりがい(働きがい)を感じることで、「持っている資格が活かしている」、「利用者や家族から感謝されている」、「利用者とのコミュニケーションがスムーズにとれている」の順で高くなっています。

【図表】 3-54 現在の職場でやりがい(働きがい)を感じること  
(複数回答、上位5位のみ)

項目	従事者 (n=470)
第1位	持っている資格が活かしている 44.7%
第2位	利用者や家族から感謝されている 43.6%
第3位	利用者とのコミュニケーションがスムーズにとれている 36.2%
第4位	経験・勤続年数を生かした働き方ができている 32.1%
第5位	職員間のコミュニケーションが適切にとられている 24.9%

○<従事者>介護の仕事の継続意向では、継続希望(「今の職場で介護の仕事が続けたい」、「事業所を変えて介護の仕事が続けたい」)が6割を超え、転職希望(「できれば、介護以外の仕事に変わりたい」、「介護以外の仕事に変わりたい」)が約1割、わからないが約2割となっています。

【図表】 3-55 介護の仕事の継続意向



②人材の育成・定着のために有効なポイント

○<事業者>人材の育成・定着のために有効なポイントとして、「働きやすい環境整備」が最も高く、続いて「給与・待遇」、「良好な従事者間のコミュニケーション」となっています。

【図表】3-56 人材の育成・定着のために有効だと思うポイント  
(複数回答、上位5位のみ)

	項目	事業者 (n=107)
第1位	働きやすい職場環境	78.5%
第2位	給与・待遇	55.1%
第3位	良好な従事者間のコミュニケーション	44.9%
第4位	研修の充実	23.4%
第5位	仕事のやりがい	22.4%

〔主な課題等〕

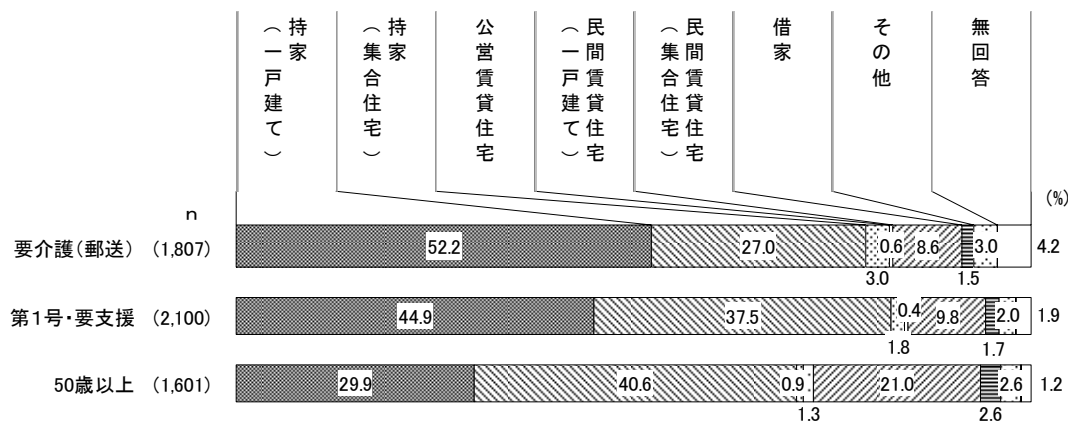
- ・ 学生、外国人など多様な介護人材の確保に向けた情報提供、事業所支援等を行うこと
- ・ 人材育成支援等など、介護サービス事業所への人材確保・定着を支援すること
- ・ 従事者の身体的負担軽減や業務効率向上のための事業者への支援をすること
- ・ 個人のスキルアップ、事業所の質向上のための研修機会の提供、参加支援を行うこと
- ・ 事業者と区との連携強化を図り、施策に反映させること

## 6) 住まいについて

### ①現在の住まいについて

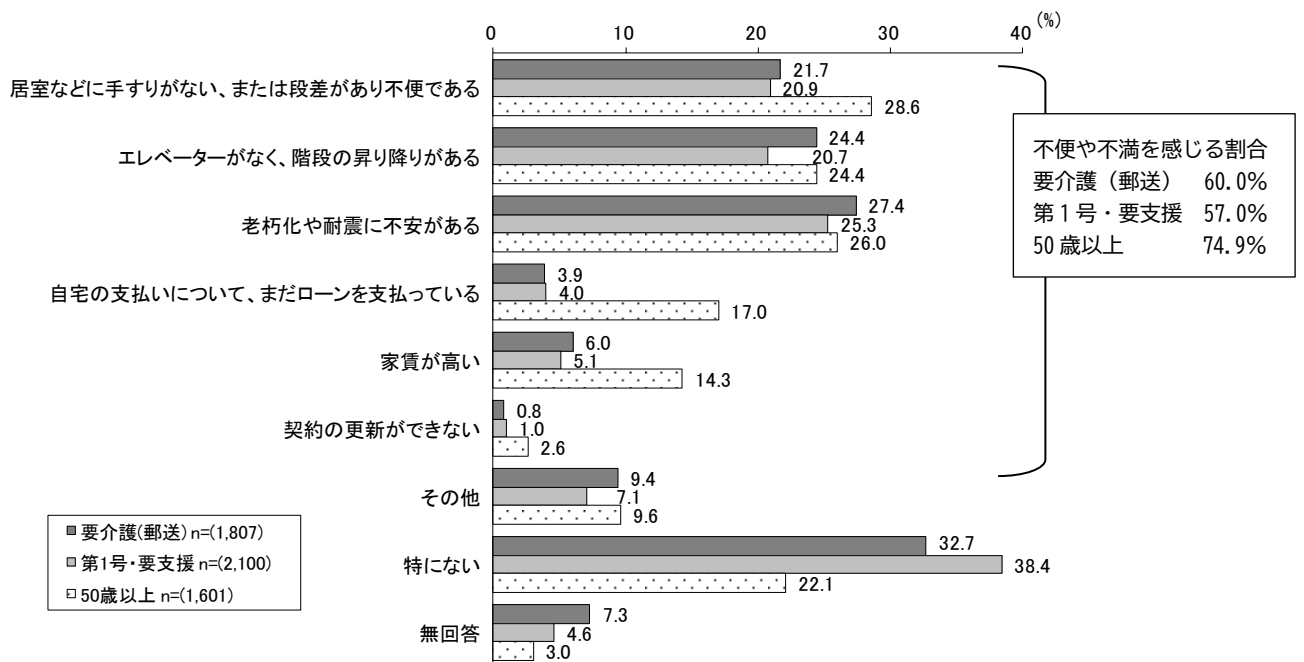
○住居形態については、いずれも「持ち家」が最も多く、「一戸建て」と「集合住宅」を合わせると、〈要介護（郵送）〉と〈第1号・要支援〉が約8割、〈50歳以上〉が約7割となっています。

【図表】 3-57 住居形態



○住まいについて不便や不安を感じている割合（特になし、無回答を除いた割合）は、〈50歳以上〉が74.9%で最も多く、〈要介護（郵送）〉が60.0%、〈第1号・要支援〉が57.0%となっています。

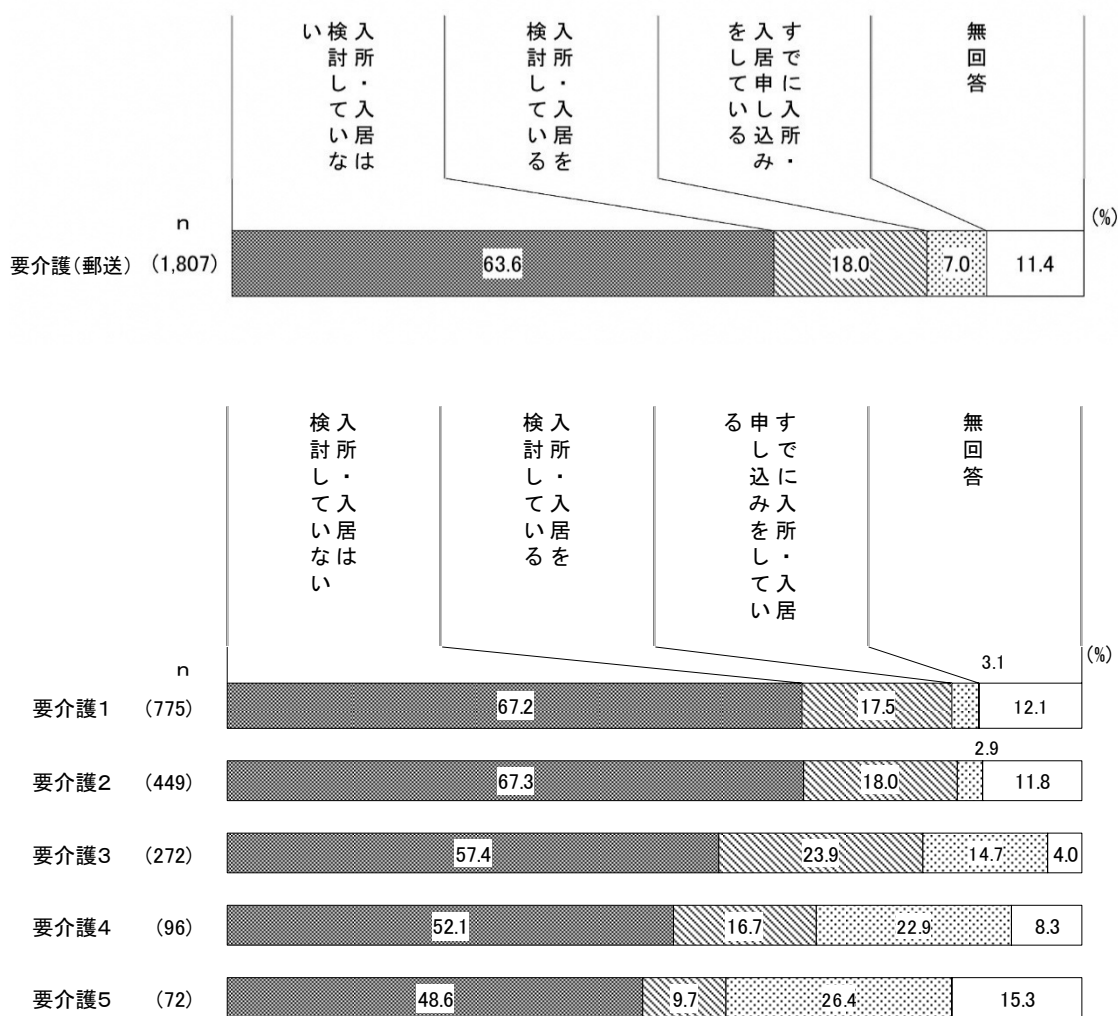
【図表】 3-58 住まいについて不便や不安を感じていること（複数回答）



②施設等への入所・入居について

○<要介護（郵送）>の施設入所の検討状況では、要介護1～5で「入所・入居は検討していない」が最も多くなっています。また、要介護度が上がるほど「すでに入所・入居申し込みをしている」方の割合が高い傾向にあります。

【図表】 3-59 施設入所の検討状況



【主な課題等】

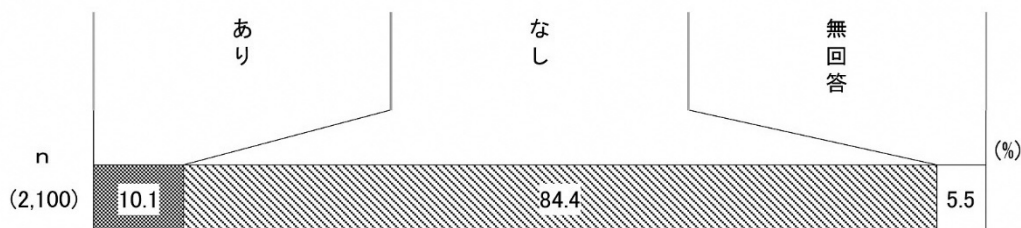
- ・ 住み慣れた地域において、自立して住み続けるため、適切な福祉用具の使用や住宅改修等の支援をすること
- ・ 賃貸住宅への入居や高齢者向け施設への入所など、高齢者の希望に沿った住まいを確保すること

## 7) 健康で豊かな暮らしへのニーズ

### ①日常生活について

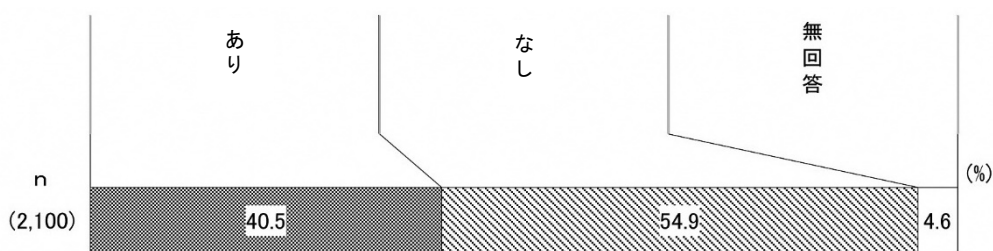
○<第1号・要支援>運動器の機能低下について、「あり」が約1割となっています。

【図表】3-60 運動器の機能低下



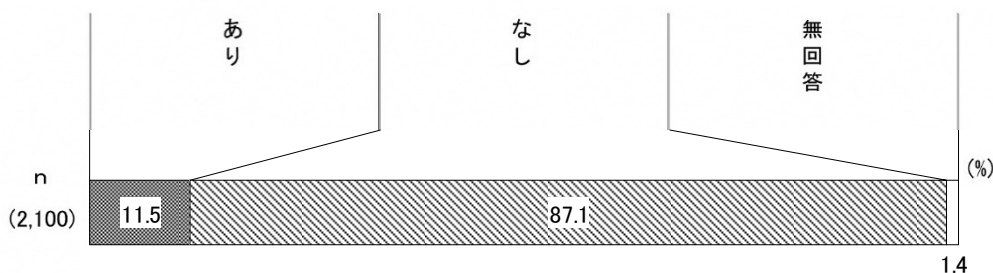
○<第1号・要支援>認知機能の低下について、「あり」が約4割となっています。

【図表】3-61 認知機能の低下



○<第1号・要支援>閉じこもり傾向について、「あり」が約1割となっています。

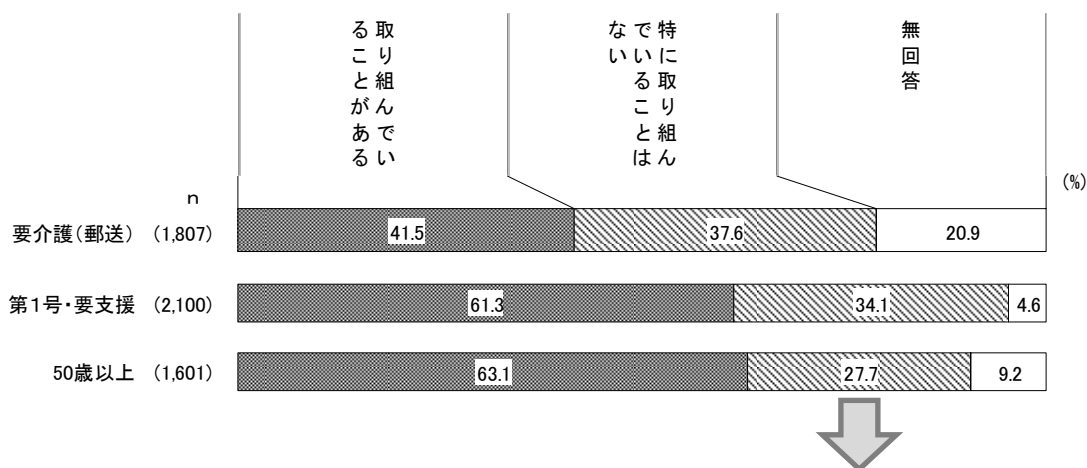
【図表】3-62 閉じこもり傾向



②健康増進・介護予防の取組について

○健康の維持・増進、介護予防に「取り組んでいることがある」と回答した割合は、〈第1号・要支援〉と〈50歳以上〉で6割を超えています。一方、〈要介護（郵送）〉では、約4割と、他の対象者に比べて低くなっています。

【図表】3-63 健康の維持・増進や介護予防のための取組



【図表】3-64 取り組んでいない主な理由

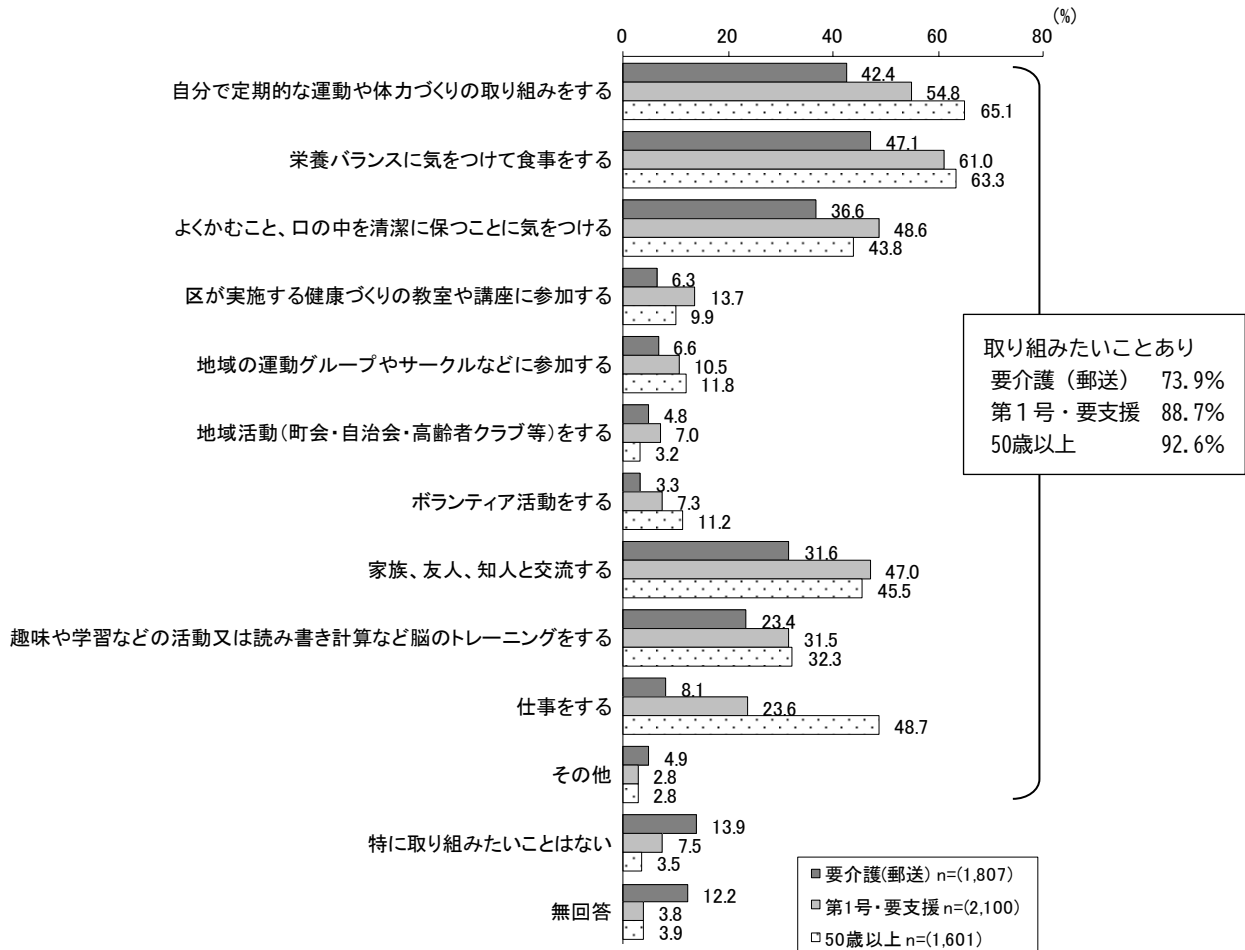
(複数回答、特に理由はない・無回答を除く上位5位のみ)

	要介護（郵送） (n=680)		第1号・要支援 (n=717)		50歳以上 (n=443)	
第1位	面倒で気が進まないから	24.0%	仕事をしているから	25.0%	仕事をしているから	59.4%
第2位	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	16.3%	面倒で気が進まないから	21.1%	面倒で気が進まないから	25.3%
第3位	興味をもてないから	14.9%	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	17.9%	興味はあるが取り組み方がわからないから	13.8%
第4位	仕事をしているから	9.4%	興味はあるが取り組み方がわからないから	11.2%	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	13.1%
第5位	興味はあるが取り組み方がわからないから		興味をもてないから	10.0%	ほかに自分のやりたいことがあるから	8.4%



○今後取り組みたいことについて、「ある」と回答した割合（特に取り組みたいことはない、無回答を除いた割合）は、〈50歳以上〉と〈第1号・要支援〉で約9割となっており、〈要介護（郵送）〉の約7割より高くなっています。

【図表】3-65 介護予防のために今後取り組みたいこと（複数回答）



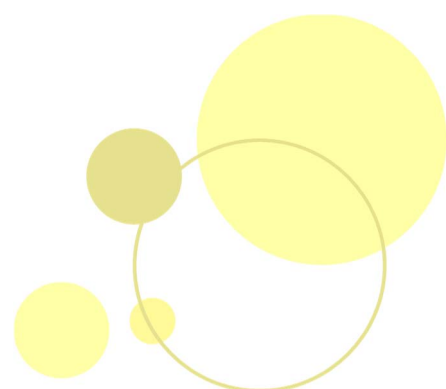
〔主な課題等〕

- ・健康維持・増進及び介護予防に関心を持ち、健康寿命を延ばす取組につなげていくこと
- ・健康維持・増進及び介護予防のため、高齢者の筋力、認知機能、口腔機能の維持やうつ病対策などに対する日常のケアや機能低下時の適切な診療・支援等につなぐこと
- ・高齢者の閉じこもりを防ぎ、現役引退後も健康的で張りのある生活を送ることができるよう、地域の居場所への参加を促し、地域で活躍できる就業など社会参画の場や機会を確保すること



# 第4章

## 主要項目及び その方向性





## 第4章

## 主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり  
～地域包括ケアシステムの実現～

少子高齢化・人口減少がさらに進展する中、団塊ジュニア世代が高齢者に移行し、日本の高齢者人口がピークに達する、令和22年（2040年）に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

## 1 地域でともに支え合うしくみの充実

地域住民を始め各関係機関が、「支え手」、「受け手」という関係を越えて、相互にその機能を補完し、協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者を始めとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等の多様な主体による地域づくりの取組を効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の方を地域で支えるため、看取りまでを見据え、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、多機関協働による包括的な支援体制を構築するとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

## 2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で適切な介護サービスを受けながら、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることが重要です。

そのため、看取りまでを意識した在宅医療の提供体制の確保、医療介護連携を推進するとともに、住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、居宅サービスの確保や、地域の支援拠点としての（看護）小規模多機能型居宅介護、増加が見込まれる認知症高齢者と家族等を支援する認知症高齢者グループホーム等のサービス基盤整備を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

## 3 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進し、健康寿命の延伸につながる取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、フレイル予防・介護予防の取組を推進していきます。

また、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

## 4 いざというときのための体制づくり

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの普及を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、避難者への対応や備蓄物資の充実等、福祉避難所の環境整備を図っていきます。

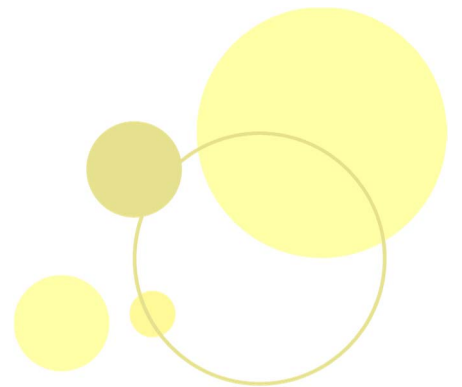
さらに、介護サービスを提供する事業者が災害時や感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。





# 第5章

## 計画の体系と 計画事業





# 第5章

## 計画の体系と計画事業

### 1 計画の体系

#### 【凡例】

- ・  は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・ ★は、社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。
- ・ 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。  
 地…地域福祉保健の推進計画 子…子育て支援計画 障…障害者・児計画 保…保健医療計画

大項目	小項目	計画事業		
1 地域でともに支え合うしくみの充実	1 高齢者等による支え合いのしくみの充実	1	ハートフルネットワーク事業の充実	
		2	文京区地域包括ケア推進委員会の運営	
		3	地域ケア会議の運営	
		4	小地域福祉活動の推進 ★	地1-1-2
		5	地域づくり事業 ★	地1-1-1
		6	参加支援事業 ★	地1-2-1
		7	民生委員・児童委員による相談援助活動	地1-2-6
		8	話し合い員による訪問活動	
		9	みまもり訪問事業	地1-2-9
		10	高齢者見守り相談窓口事業	
		11	高齢者見守りあんしんIoT事業	
		12	高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援	
		13	社会参加の促進事業	
		14	シルバー人材センターの活動支援	
		15	シルバーお助け隊事業への支援	
		16	いきいきサポート事業の推進	地1-2-5
		17	ボランティア活動への支援	地1-2-2
		18	地域活動情報サイト	地1-2-4
		2 医療・介護の連携の推進	1	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営
	2		在宅医療・介護連携推進事業	
	3		「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着	

1 地域でともに支え合うしくみの充実	3 認知症施策の推進	1	認知症に関する講演会	
		2	認知症サポーター養成講座	
		3	認知症ケアパスの普及啓発	
		4	認知症地域支援推進員の設置	
		5	認知症支援コーディネーターの設置	
		6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携	
		7	認知症相談	
		8	認知症初期集中支援推進事業	
		9	認知症検診事業	
		10	認知症ともにパートナー事業	
		11	認知症ともにフォローアッププログラム	
		12	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ	
		13	認知症の本人と家族を支える地域のネットワークワーキング	
		14	認知症の症状による行方不明者対策の充実	
		15	若年性認知症への取組	
		16	生活環境維持事業	
		17	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備	
	4 家族介護者への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発	子2-6-2
		2	認知症サポーター養成講座【再掲】	
		3	認知症初期集中支援推進事業【再掲】	
		4	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲】	
		5	高齢者あんしん相談センターの機能強化【再掲】 ★	
		6	緊急ショートステイ	
	5 相談体制・情報提供の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化 ★	
		2	老人福祉法に基づく相談・措置	
		3	包括的相談支援事業 ★	地2-1-1
		4	多機関協働事業 ★	地2-1-2
		5	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★	地2-1-3
		6	介護保険相談体制の充実	
		7	高齢者向けサービスの情報提供の充実	
		8	文京ユアストーリー	地2-1-17
		9	文京区版ひきこもり総合対策	地2-1-4
		10	ヤングケアラー支援推進事業	地2-1-5

1 地域でともに支え合う しくみの充実	6 高齢者の権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進	地2-3-1
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	地2-3-2
		3	成年後見制度利用支援事業	地2-3-4
		4	法人後見の受任	地2-3-5
		5	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進	地2-3-6
		6	高齢者虐待防止への取組強化	
		7	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談	

大項目	小項目	計画事業		
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	1 介護サービスの充実	1	居宅サービス	
		2	施設サービス	
		3	地域密着型サービス	
		4	事業者への運営指導・集団指導	
		5	介護サービス情報の提供	
		6	公平・公正な要介護認定	
		7	主任ケアマネジャーの支援・連携	
		8	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	
		9	生活保護受給高齢者支援事業	
	2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援	1	高齢者自立生活支援事業	
		2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業	
		3	院内介助サービス	
		4	高齢者訪問理美容サービス	
		5	高齢者紙おむつ支給等事業	
		6	ごみの訪問収集	
		7	歯と口腔の健康	
	3 介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営	
		2	ケアマネジャーへの支援	
		3	ケアプラン点検の実施	
		4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進	地2-3-3
	4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援	
		2	介護施設ワークサポート事業	

2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	5 住まい等の確保と生活環境の整備	1	居住支援の推進	地2-1-11
		2	高齢者住宅設備等改造事業	
		3	住宅改修支援事業	
		4	高齢者等住宅修築資金助成事業	障5-1-8
		5	高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備	
		6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修	
		7	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備【再掲】	
		8	公園再整備事業	地3-1-5
		9	文京区バリアフリー基本構想の推進	地3-1-2
		10	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導	地3-1-3
		11	バリアフリーの道づくり	地3-1-1

大項目	小項目	計画事業		
3 健康で豊かな暮らしの実現	1 健康づくりの推進	1	一般健康相談（クリニック）	保1-8-1
		2	健康診査・保健指導	保1-8-2
		3	高齢者向けスポーツ教室	
		4	高齢者いきいき入浴事業	
		5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援	
	2 フレイル予防・介護予防の推進	1	短期集中予防サービス	
		2	介護予防把握事業	
		3	介護予防普及啓発事業	
		4	介護予防ボランティア指導者等養成事業	
		5	文の京フレイル予防プロジェクト	
		6	地域リハビリテーション活動支援事業	
	3 日常生活支援の推進	1	訪問型・通所型サービス	
		2	介護予防ケアマネジメントの実施	
		3	生活支援体制整備事業 ★	
		4	地域介護予防支援事業（通いの場） ★	

3 健康で豊かな暮らしの実現	4 生涯学習と地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業	
		2	文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）	
		3	生涯にわたる学習機会の提供	
		4	高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援	
		5	いきがづくり世代間交流事業	
		6	いきがづくり文化教養事業	
		7	いきがづくり敬老事業	
		8	地域の支え合い体制づくり推進事業	地1-1-9
		9	福祉センター事業	
		10	長寿お祝い事業	
		11	シルバーセンター等活動場所の提供	

大項目	小項目	計画事業		
4 いざというときのための体制づくり	1 避難行動要支援者等への支援	1	避難行動要支援者への支援	地3-4-2
		2	災害ボランティア体制の整備	地3-4-3
		3	高齢者緊急連絡カードの整備	
		4	救急通報システム	
		5	福祉避難所の拡充	地3-4-4
		6	被災者支援の仕組みづくり	地3-4-5
	2 災害に備える住環境対策の推進	1	耐震改修促進事業	地3-4-6
		2	家具転倒防止器具設置助成	地3-4-7
	3 災害等に備える介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供	

## 2 計画事業

- ・           の事業は、進行管理対象事業です。

### 1 地域でともに支え合うしくみの充実

#### 1-1 高齢者等による支え合いのしくみの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携し、見守り、支え合う体制を強化するため、各団体の活動を支援します。

また、見守りや高齢者の日常生活等をサポートする体制づくりのため、元気高齢者を始めとする多様な人材を発掘・支援し、サービスの担い手となっていくような取組を進めていきます。

##### 1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には、迅速に対応できる体制の充実を図ります。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	ハートフルネットワーク 協力機関数	団体	680	700

##### 1-1-2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

事業概要	<p>高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議・検討する委員会を運営します。</p> <p>また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し、各種施策の実現につなげます。</p>
担当	高齢福祉課



## 1-1-3 地域ケア会議の運営

事業概要	<p>各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図ります。</p> <p>また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていきます。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進します。</p>
担当	高齢福祉課
3年間の計画事業量	<p>各高齢者あんしん相談センターにおいて、個別課題レベルの地域ケア会議と地域課題の把握・解決に向けた日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施します。</p> <p>また、区においては、政策形成を視野においた区全域レベルの地域ケア会議を実施します。</p>

## 1-1-4 小地域福祉活動の推進 ★ (地1-1-2)

事業概要	<p>日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。</p>
担当	社会福祉協議会
3年間の計画事業量	<p>10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」、地域交流の場である「ふれあいいいききサロン」等の運営支援のほか、生活支援コーディネーターを兼務し、「住民主体の通いの場（かよい～の）」の運営支援等に取り組むことで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行います。</p>

1-1-5 地域づくり事業 ★ (新) (地1-1-1)

事業概要	介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。※令和7年度より事業実施予定
担当	事務局：福祉政策課
3年間の計画事業量	社会福祉協議会と連携し、地域住民やNPO等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。 また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としていない方も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。

1-1-6 参加支援事業 ★ (新) (地1-2-1)

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。※令和7年度より事業実施予定
担当	事務局：福祉政策課
3年間の計画事業量	本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援プランを作成します。 さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

## 1-1-7 民生委員・児童委員による相談援助活動（地1-2-6）

事業概要	<p>民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。</p> <p>また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。</p>
担当	福祉政策課

## 1-1-8 話し合い員による訪問活動

事業概要	<p>地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。</p> <p>また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。</p>
担当	高齢福祉課

## 1-1-9 みまもり訪問事業（地1-2-9）

事業概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行います。</p>
担当	社会福祉協議会

## 1-1-10 高齢者見守り相談窓口事業

事業概要	<p>高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置します。専任職員（見守り相談員）による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげます。</p>
担当	高齢福祉課

1-1-11 高齢者見守りあんしんIoT事業 新

事業概要	高齢者の自宅に通信機能を備えた電球又は扉センサーを設置し、24時間動作がない場合、家族等へメールで異常を通知することで、在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	見守り電球	人	99	300	400	500
	見守り扉センサー	人	—	80	120	160

1-1-12 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援

事業概要	クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、交流機会の創出）、ひとり暮らしや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っています。このような、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

1-1-13 社会参加の促進事業

事業概要	概ね50歳以上の方が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施します。 また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付します。
担当	高齢福祉課

1-1-14 シルバー人材センターの活動支援

事業概要	企業や家庭、公共団体などから臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	会員数	人	1,275	1,424
	就業実人員	人	1,031	1,154

## 1-1-15 シルバーお助け隊事業への支援

事業概要	高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し、援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	実施件数	件	239	300

## 1-1-16 いきいきサポート事業の推進（地1-2-5）

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	新規登録利用会員数	人	54	75	100	125

## 1-1-17 ボランティア活動への支援（地1-2-2）

事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。</p> <p>また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。</p>
担当	社会福祉協議会
3年間の 計画事業量	<p>個人や団体からの地域活動に係る相談に、必要な諸調整を行いながら丁寧に応じます。</p> <p>また、体験型プログラムを取り入れるなどの工夫を行いながらボランティア養成講座等を実施し、地域の担い手の育成に取り組むとともに、実際にボランティア活動を行いたい方と実動しているボランティア団体とをつなげます。</p> <p>さらに、活動している個人や団体同士のつながる機会を設けることで、活動が停滞しないように支援を行います。</p>

## 1-1-18 地域活動情報サイト（地1-2-4）

事業概要	NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。
担当	社会福祉協議会

## 1-2 医療・介護の連携の推進

高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるよう支援します。

また、介護サービス事業者に対して関係情報を提供し、必要に応じて随時研修を開催します。さらに、地域全体での連携を図るため、医療連携体制の取組を推進します。

### 1-2-1 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営（保2-1-1）

事業概要	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。			
担当	健康推進課、高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度実績	8年度
	地域医療連携推進協議会	回	1	1
	高齢者・障害者口腔保健医療検討部会	回	1	1
	小児初期救急医療検討部会	回	1	1
	在宅医療検討部会	回	2	2

### 1-2-2 在宅医療・介護連携推進事業

事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。
担当	高齢福祉課

### 1-2-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

事業概要	地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨します。
担当	高齢福祉課

### 1-3 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を行います。

さらに、認知症の本人や家族の意向に寄り添い当事者の声を反映させた地域のネットワークづくりを促進し、地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。

#### 1-3-1 認知症に関する講演会

事業概要	講演会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図ります。					
担当	高齢福祉課					
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	開催回数	回	8	4	4	4

#### 1-3-2 認知症サポーター養成講座

事業概要	認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。 また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	年間サポーター養成数	人	765	1,000	1,000	1,000
	文京区サポーター総数	人	17,330	19,000	20,000	21,000
	実践講座の参加者数	人	23	20	20	20

#### 1-3-3 認知症ケアパスの普及啓発

事業概要	認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図ります。 また、認知症になっても、日常生活上の工夫があれば、自分らしい生活が続けられることを周知するため、認知症に寄り添う機器展（認PAKU）を実施します。
担当	高齢福祉課

#### 1-3-4 認知症地域支援推進員の設置

事業概要	認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修修了者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進します。
担当	高齢福祉課

#### 1-3-5 認知症支援コーディネーターの設置

事業概要	認知症支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進します。
担当	高齢福祉課

#### 1-3-6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

事業概要	区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進します。
担当	高齢福祉課

#### 1-3-7 認知症相談

事業概要	認知症の早期支援・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターに嘱託医を配置し、もの忘れ医療相談等、認知症に係る相談体制を推進します。
担当	高齢福祉課

#### 1-3-8 認知症初期集中支援推進事業

事業概要	複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行います。
担当	高齢福祉課



**1-3-9 認知症検診事業**

事業概要	認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発と、本人による認知症の早期の気づきを支援するため、55歳から75歳までの5歳ごとの節目検診を実施します。検診では、認知機能測定デジタルツールによる脳の健康度測定を行い、結果について医師からアドバイスを行うほか、必要に応じて医療機関や、看護師による最長6か月間の支援等につなげます。					
担当	高齢福祉課					
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	認知症検診普及啓発対象者	人	12,292	13,000	13,000	13,000

**1-3-10 認知症ともにパートナー事業**

事業概要	協力医療機関受診や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につなげることができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行います。
担当	高齢福祉課

**1-3-11 認知症ともにフォローアッププログラム**

事業概要	認知症検診において、生活習慣の改善が必要な方を対象に、脳と体の健康や生活習慣の見直し等を啓発するプログラムを実施します。プログラムとして、脳の健康度測定や脳と体を活性化させるためのエクササイズ体験、歯科衛生士や管理栄養士、健康運動指導士による指導等を行います。
担当	高齢福祉課

**1-3-12 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ**

事業概要	認知症の本人を支える家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、介護者教室及び認知症カフェに係る取組を推進します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	認知症家族交流会	回	8	8	8	8
	介護者教室	回	8	8	8	8
	認知症カフェ	回	22	44	44	44

1-3-13 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング 新

事業概要	認知症になっても人として尊重され、希望を持って自分らしく生きることができるまちづくりを推進するため、認知症本人との交流会等本人や家族のニーズと「チームオレンジBunkyo」サポーターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワーキングを強化します。
担当	高齢福祉課

1-3-14 認知症の症状による行方不明者対策の充実

事業概要	認知症の症状による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進します。
担当	高齢福祉課
3年間の計画事業量	<p>区民や事業者に対し、メール配信による行方不明認知症高齢者発見ネットワーク登録への協力をお願いし、協力者を増やしていくとともに、地域住民等による声かけ模擬訓練の実施など、地域における見守り機能の強化を図ります。</p> <p>また、発見時の速やかな身元確認に役立つステッカー等の配付や、民間事業者が運営するGPS探索サービスの利用助成を行います。</p>

1-3-15 若年性認知症への取組

事業概要	東京都若年性認知症総合支援センターや地域の関係機関と連携し、文京区若年性認知症の会（シエル・ブルー）等により若年性認知症の方へ支援を行うとともに、若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、職員の知識習得・相談支援技術の向上を図ります。
担当	高齢福祉課

1-3-16 生活環境維持事業

事業概要	認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行います。
担当	高齢福祉課

## 1-3-17 地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備

事業概要	介護が必要な認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、食事や入浴などの介護や日常生活上の世話、機能訓練等を受けながら共同生活をする「認知症高齢者グループホーム」を整備します。 ※3年間の事業量については、2-1-3を参照
担当	介護保険課

## 1-4 家族介護者への支援

介護を行っている家族（家族介護者）の心身の負担を軽減するため、定期的な介護保険サービスの利用のほか、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図る事業を実施するとともに、認知症の方を介護する家族が、互いに交流する場や機会を提供します。

また、介護の知識や仕事との両立について、情報提供や意識啓発を行います。

## 1-4-1 仕事と生活の調和に向けた啓発（子2-6-2）

事業概要	多様な働き方の実現に向けた意識を高めしていくため、情報提供や広報・啓発活動を行います。
担当	総務課

## 1-4-2 認知症サポーター養成講座

【再掲 1-3-2参照】

## 1-4-3 認知症初期集中支援推進事業

【再掲 1-3-8参照】

## 1-4-4 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

【再掲 1-3-12参照】

## 1-4-5 高齢者あんしん相談センターの機能強化

【再掲 1-5-1参照】

## 1-4-6 緊急ショートステイ

事業概要	介護や見守りの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供します。
担当	介護保険課

## 1-5 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など一人ひとりの様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。

このため、関係機関と協力しつつ、地域における高齢者福祉の拠点としての役割を果たす高齢者あんしん相談センターの機能及び体制を強化し、各種相談窓口等と連携していきます。

### 1-5-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化 ★

事業概要	在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。
担当	高齢福祉課

### 1-5-2 老人福祉法に基づく相談・措置

事業概要	高齢者に関する相談を受け、実情の把握に努め、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら支援を行います。 また、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所や介護保険サービス利用にかかる措置、成年後見制度にかかる審判請求等を行います。
担当	高齢福祉課

### 1-5-3 包括的相談支援事業 ★ (新) (地2-1-1)

事業概要	高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。 また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課

## 1-5-4 多機関協働事業 ★ (新) (地2-1-2)

事業概要	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
3年間の計画事業量	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体（支援会議及び重層的支援会議）を運営します。支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。重層的支援会議では、支援プランの協議と策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。

## 1-5-5 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★ (新) (地2-1-3)

事業概要	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。
担当	事務局：福祉政策課

## 1-5-6 介護保険相談体制の充実

事業概要	区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図ります。
担当	介護保険課

## 1-5-7 高齢者向けサービスの情報提供の充実

事業概要	高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行います。
担当	高齢福祉課

1-5-8 文京ユアストーリー (地2-1-17)

事業概要	人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行います。
担当	社会福祉協議会

1-5-9 文京区版ひきこもり総合対策 (地2-1-4)

事業概要	ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業 (STEP事業)」(Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所)を行います。					
担当	事務局：生活福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	ひきこもり支援センター 相談件数	件	164	220	240	260
	STEP 事業相談件数	件	818	920	940	960
	STEP 事業支援メニュー 利用件数	件	505	540	550	560

1-5-10 ヤングケアラー支援推進事業  (地2-1-5)

事業概要	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施します。 また、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
3年間の 計画事業量	支援関係者やヤングケアラー本人向けのリーフレットを作成し、周知啓発を図るとともに、子ども・教育・福祉・保健医療等の様々な分野の関係者や地域の多様な主体を対象とした研修を行い、ヤングケアラー支援の事例等を通して、対応力向上を図ります。 また、ヤングケアラーの負担の軽減を図り、子どもらしく過ごせる時間と場を確保するため、関係機関と連携して本人の意向を踏まえた支援計画を作成し、本人及び家族全体に対する支援を行います。

## 1-6 高齢者の権利擁護の推進

自分らしく安心して暮らし続けるために、福祉や介護などの支援が必要な高齢者が適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を継続して進めます。

また、虐待防止や消費者トラブル防止に向けた啓発や相談を行うとともに、成年後見制度の普及及び利用支援を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

### 1-6-1 福祉サービス利用援助事業の促進（地2-3-1）

事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目	件数	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	福祉サービス利用援助事業 契約件数	件	67	73	80	88
	財産保全管理サービス契約 件数	件	14	15	16	17

### 1-6-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実（地2-3-2）

事業概要	福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。
担当	社会福祉協議会

### 1-6-3 成年後見制度利用支援事業（地2-3-4）

事業概要	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。					
担当	福祉政策課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	成年後見等申立費用助成	件	0	1	2	2
	成年後見等報酬助成	件	24	26	27	28

**1-6-4 法人後見の受任 (地2-3-5)**

事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	法人後見受任数	人	7	7	8	8

**1-6-5 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進 (地2-3-6)**

事業概要	<p>成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。</p> <p>中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。</p> <p>あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手の養成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。</p>
担当	福祉政策課
3年間の 計画事業量	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関の取組を、文京区社会福祉協議会に委託し、コーディネート機能の維持・強化を図ります。</p> <p>あわせて、権利擁護支援を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域の関係者や地域住民へ意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、関係機関の連携体制の強化等を図る協議会の運営を維持します。</p> <p>さらに、この権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりの構築に向けて、関係機関との検討・調整を図ります。</p>



## 1-6-6 高齢者虐待防止への取組強化

事業概要	虐待を受けたと思われる高齢者の状況を速やかに確認し、保護等の必要な措置を講じます。 また、高齢者虐待に係る通報義務や早期発見などの広報啓発活動の実施や成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護の実現に向けた取組を進めます。
担当	高齢福祉課

## 1-6-7 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

事業概要	消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施します。 また、消費者トラブルに関する消費者相談を行います。
担当	経済課

## 2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

## 2-1 介護サービスの充実

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護サービスを確保するため、介護サービス基盤の整備や、必要なサービスを提供できる支援策の確立に取り組んでいきます。

## 2-1-1 居宅サービス

事業概要	要支援・要介護状態になっても可能な限り居宅において、本人の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供します。
担当	介護保険課

## 2-1-2 施設サービス

事業概要	在宅での生活が困難な方のための介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行うための介護老人保健施設及び急性期の治療を終え、長期の療養を行うための介護医療院に入所（入院）している要介護者に対し、施設内において介護等のサービスを提供します。
担当	介護保険課

2-1-3 地域密着型サービス<sup>8</sup>

事業概要	高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、公有地等の活用も視野に入れながら、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進します。			
担当	介護保険課			
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	小規模多機能型居宅介護 <sup>9</sup>	か所	5	6
	認知症高齢者グループホーム <sup>10</sup>	か所	9	10

2-1-4 事業者への運営指導・集団指導

事業概要	介護サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図ります。
担当	介護保険課

2-1-5 介護サービス情報の提供

事業概要	介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行います。
担当	高齢福祉課、介護保険課

2-1-6 公平・公正な要介護認定

事業概要	介護（介護予防）サービスを必要とする申請者に対して、認定調査票と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行います。
担当	介護保険課

<sup>8</sup> 地域密着型サービス 急速に進む高齢化を背景に、認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするための介護サービス。原則、区民のみが利用できる。

<sup>9</sup> 小規模多機能型居宅介護 通所を中心に訪問や泊りのサービスを組み合わせ、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられる地域密着型サービス。

<sup>10</sup> 認知症高齢者グループホーム 介護保険法上の認知症対応型共同生活介護のこと。認知症の方が少人数での共同生活を送りながら食事、入浴等の介護や支援、機能訓練を受けられる地域密着型サービス。

**2-1-7 主任ケアマネジャーの支援・連携**

事業概要	地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施により資質向上を図るとともに、包括的・継続的ケアマネジメントの支援・連携を行います。					
担当	高齢福祉課、介護保険課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	主任ケアマネジャー向け研修	回	1	1	1	1

**2-1-8 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査**

事業概要	利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し、調査します。
担当	介護保険課

**2-1-9 生活保護受給高齢者支援事業**

事業概要	支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認します。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行います。
担当	生活福祉課

**2-2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援**

ひとり暮らし等の高齢者が孤立化せず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要に応じて安否の確認を行うとともに、日常生活を支援する事業等を実施していきます。

また、身体状況が低下した状態にある高齢者の日常生活の質の向上を図るため、介護保険サービスのほか、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行います。

**2-2-1 高齢者自立生活支援事業**

事業概要	65歳以上で、骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し、支援します。
担当	高齢福祉課

### 2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

事業概要	65歳以上で身体状況が低下し、日常生活を営む上で支障がある方に対し、用具の給付及び補聴器購入費用の助成等を行うことにより日常生活の利便を図ります。
担当	高齢福祉課

### 2-2-3 院内介助サービス

事業概要	介護保険の通院介助サービスを利用し、要支援2以上の認定を受けているひとり暮らし又は日中独居となる高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保します。
担当	介護保険課

### 2-2-4 高齢者訪問理美容サービス

事業概要	65歳以上の在宅で座位を保てない状態又は重度の認知症等で理美容店までの外出が困難な方に対し、訪問理美容券を発行し、高齢者の理美容の機会を確保します。
担当	高齢福祉課

### 2-2-5 高齢者紙おむつ支給等事業

事業概要	身体状況の低下により失禁があり、常時おむつを使用している方（要介護3以上程度）に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより、精神的又は経済的負担の軽減を図ります。（65歳以上の方が入院中の場合は、要介護度不要。）
担当	高齢福祉課

### 2-2-6 ごみの訪問収集

事業概要	①満65歳以上のみの世帯／②障害者のみの世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦のみの世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯 上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集します。
担当	文京清掃事務所

## 2-2-7 歯と口腔の健康

事業概要	<p>全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげるために、歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。</p> <p>また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。</p>
担当	健康推進課

## 2-3 介護サービス事業者への支援

介護保険事業の適切な運営を推進していくためには、介護サービス事業者の介護保険事業に対する理解や協力が必要不可欠です。

そのため、介護サービス事業者相互や区と事業者との連携を図るとともに、情報共有や研修等の必要な支援を行うことで、事業者が提供するサービスの向上を目指します。

## 2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営

事業概要	<p>介護サービス事業者相互間及び区との連携促進及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営します。</p> <p>また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施します。</p>					
担当	介護保険課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	事業者連絡協議会	回	2	2	2	2
	事業者部会 (委託・訪問・通所・施設)	回	8	8	8	8

## 2-3-2 ケアマネジャーへの支援

事業概要	<p>在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催します。</p>
担当	高齢福祉課

### 2-3-3 ケアプラン点検の実施

事業概要	居宅介護支援事業者等が利用者の状態に応じたより質の高いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに必要な支援を行います。
担当	介護保険課

### 2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。
担当	福祉政策課

## 2-4 介護人材の確保・定着への支援

必要な介護サービスの提供を確保するためには、質の高いサービスを提供する人材の安定的な確保と定着等が必要不可欠です。

そのために、区内介護サービス事業者と連携し、介護人材を確保するためのイベントや定着のためのネットワークづくり等、介護人材不足を解消するための施策に取り組みます。

### 2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

事業概要	介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助や、啓発番組の配信、出張講座、介護の魅力伝えるイベントの実施、啓発冊子の作成・配布等を行います。 さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や研修の実施、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援や介護未経験者を対象とした研修など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携して行います。					
担当	介護保険課					
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	介護施設従事職員住宅費補助	人	53	60	60	60
	介護職員初任者研修受講費用補助	人	9	15	15	15
	介護職員実務者研修受講費用補助	人	5	10	10	10
	外国人介護職員採用補助	人	4	12	12	12
	介護支援専門員研修費用補助	人	-	60	60	60

## 2-4-2 介護施設ワークサポート事業

事業概要	<p>シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大と併せ、介護人材不足を側面から支援します。</p> <p>また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げます。</p>
担当	高齢福祉課

## 2-5 住まい等の確保と生活環境の整備

生活の基盤として必要な住まい等の確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに自立した在宅生活を送れるよう、バリアフリー化等を推進します。

## 2-5-1 居住支援の推進（地2-1-11）

事業概要	<p>住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。</p> <p>また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。</p> <p>あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。</p>
担当	福祉政策課

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

事業概要	65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営む上で住環境の改善を必要とする高齢者に対し、その方の居住する住宅設備等の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図ります。
担当	介護保険課

2-5-3 住宅改修支援事業

事業概要	ケアマネジャーが付いていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行います。
担当	介護保険課

2-5-4 高齢者等住宅修築資金助成事業 (障5-1-8)

事業概要	<p>①高齢者（65歳以上）の方又は心身障害者世帯に属する方であること／②工事着工前の住宅であること／③区内の自己又は親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること／④住民税を滞納していないこと／⑤この助成金の交付を受けたことがない住宅であること／⑥文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給を受けたことがない住宅であること／⑦その他の助成金の交付を受けたことがない住宅であること</p> <p>上記の要件を全て満たす場合で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。</p>					
担当	住環境課					
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	高齢者等住宅修築資金助成	件	10	12	12	12

2-5-5 高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備

事業概要	施設入所が必要な高齢者のニーズに対応するため、民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地を活用した特別養護老人ホームを整備します。
担当	介護保険課
3年間の計画事業量	小日向二丁目国有地を活用し、民間事業者主体による特別養護老人ホームを整備します。



**2-5-6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修**

事業概要	老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所している高齢者に良好な環境を整備するため、大規模改修を実施します。
担当	介護保険課
3年間の計画事業量	文京白山の郷について、経年劣化により低下した建物躯体、建築設備等の機能を回復させるための改修等を実施します。文京千駄木の郷についても、状況を確認しながら、順次、大規模改修を実施していきます。

**2-5-7 地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備**

【再掲 1-3-17 参照】

**2-5-8 公園再整備事業（地3-1-5）**

事業概要	区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。					
担当	みどり公園課					
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	公園再整備	園	4	1	3	4

**2-5-9 文京区バリアフリー基本構想の推進（地3-1-2）**

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。
担当	都市計画課

**2-5-10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導（地3-1-3）**

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。
担当	住環境課

2-5-11 バリアフリーの道づくり (地3-1-1)

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	%	15.0	20.0	22.5	25.0

### 3 健康で豊かな暮らしの実現

#### 3-1 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるよう、区民に対する普及啓発事業のほか、高齢者クラブの会員同士が自主的な取組を行う活動を支援します。

また、体育施設における高齢者向けの各種スポーツ教室の実施などを通して、健康づくりを進めていきます。

##### 3-1-1 一般健康相談（クリニック）（保1-8-1）

事業概要	相談日を定めて15歳以上の区民を対象に健康相談を行っています。必要に応じて、X線検査、血圧測定、尿検査、血液検査等を行い、進学や就職などに要する健康診断書の発行も行います。
担当	保健サービスセンター

##### 3-1-2 健康診査・保健指導（保1-1-3）

事業概要	40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。			
担当	健康推進課、国保年金課			
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	特定健康診査受診率	%	43.5	45.4
	特定保健指導実施率（終了率）	%	14.5	16.8

##### 3-1-3 高齢者向けスポーツ教室

事業概要	60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳+健康体操教室を実施します。
担当	スポーツ振興課

## 3-1-4 高齢者いきいき入浴事業

事業概要	外出機会の拡大や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とします。
担当	生活衛生課

## 3-1-5 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

事業概要	パタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め、健康増進を図る活動を継続的に行っています。このような、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

## 3-2 フレイル予防・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を広げる取組を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

## 3-2-1 短期集中予防サービス

事業概要	生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施します。
担当	高齢福祉課

## 3-2-2 介護予防把握事業

事業概要	介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とします。
担当	高齢福祉課

**3-2-3 介護予防普及啓発事業**

事業概要	文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	参加者数	人	3,111	3,140

**3-2-4 介護予防ボランティア指導者等養成事業**

事業概要	地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。
担当	高齢福祉課

**3-2-5 文の京フレイル予防プロジェクト**

事業概要	高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	フレイルサポーター養成講座受講者	人	16	16	16	16
	フレイルチェック参加者	人	346	350	350	350

**3-2-6 地域リハビリテーション活動支援事業**

事業概要	住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。
担当	高齢福祉課

### 3-3 日常生活支援の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

#### 3-3-1 訪問型・通所型サービス

事業概要	高齢者の方が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、訪問型・通所型サービスや多様な主体の参加による生活支援のサービスを提供します。
担当	介護保険課

#### 3-3-2 介護予防ケアマネジメントの実施

事業概要	要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付します。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行います。
担当	高齢福祉課

#### 3-3-3 生活支援体制整備事業 ★

事業概要	社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進します。
担当	社会福祉協議会

#### 3-3-4 地域介護予防支援事業（通いの場） ★

事業概要	介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進する「通いの場（かよい～の）」の活動を支援します。			
担当	社会福祉協議会			
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	運営団体数	か所	28	38

### 3-4 生涯学習と地域交流の推進

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者を始めとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

さらに、交流機会を創出し、外出のきっかけづくりや仲間づくりを推進します。

#### 3-4-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

事業概要	アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供します。
担当	アカデミー推進課

#### 3-4-2 文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）

事業概要	高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施します。
担当	アカデミー推進課

#### 3-4-3 生涯にわたる学習機会の提供

事業概要	バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。
担当	アカデミー推進課

#### 3-4-4 高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援

事業概要	専門の講師を招いて行う教養講座や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との交流などの活動を継続的に行います。このような、いきがい向上に資する学習や交流活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

#### 3-4-5 いきがいづくり世代間交流事業

事業概要	高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、高齢者クラブ、区内高校・大学の学生等の作品展示や活動紹介を行う「いきいきシニアの集い」を実施します。
担当	高齢福祉課

## 3-4-6 いきがいづくり文化教養事業

事業概要	高齢者の生きがい向上及び外出機会の拡大を図るため、はつらつ体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施します。
担当	高齢福祉課

## 3-4-7 いきがいづくり敬老事業

事業概要	高齢者の生きがいや健康の向上、外出機会の拡大を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施します。
担当	高齢福祉課

## 3-4-8 地域の支え合い体制づくり推進事業（地1-1-9）

事業概要	地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	ふれあいいきいき サロン設置数	か所	146	148	150	152

## 3-4-9 福祉センター事業

事業概要	高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、文京総合福祉センター祭り等を実施します。
担当	高齢福祉課（指定管理者）

## 3-4-10 長寿お祝い事業

事業概要	長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員・児童委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈します。新たに100歳となる方には、誕生日前後に区から個別に連絡し、贈呈を行います。
担当	高齢福祉課

### 3-4-11 シルバーセンター等活動場所の提供

事業概要	高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供します。
担当	高齢福祉課

## 4 いざというときのための体制づくり

### 4-1 避難行動要支援者等への支援

避難行動要支援者等について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者等が避難できる場所について、区内の福祉関連施設等と連携・協力して整備を進めていきます。

#### 4-1-1 避難行動要支援者への支援（地3-4-2）

事業概要	災害時の避難行動に支援を要する方に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。 また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。
担当	防災課、予防対策課

#### 4-1-2 災害ボランティア体制の整備（地3-4-3）

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。
担当	社会福祉協議会
3年間の計画事業量	発災時に、災害ボランティアセンターの設置・運営に係るスタッフが混乱することなく復興支援に携われるよう、被災地の最新情報等を参考にしながら、随時、マニュアル等の更新を図ります。



## 4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

事業概要	区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	設置人数	人	7,545	8,716

## 4-1-4 救急通報システム

事業概要	おおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する方が、家の中において慢性疾患の急変時に、ペンダントボタン等の専用通報機を用いて、区が契約している民間会社を通じて東京消防庁に通報することにより、速やかな救援を行います。
担当	高齢福祉課

## 4-1-5 福祉避難所の拡充（地3-4-4）

事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。
担当	福祉政策課
3年間の計画事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、直接避難に向けた受け入れ体制の調整等を行います。

## 4-1-6 被災者支援の仕組みづくり（地3-4-5）

事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。
担当	防災課、福祉政策課

## 4-2 災害に備える住環境対策の推進

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、安全な住環境を守るための対策を推進します。

そのため、地震発生時に備えた耐震改修工事等の費用助成や、家具の転倒等による事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具設置と購入に係る費用助成を行います。

### 4-2-1 耐震改修促進事業（地3-4-6）

事業概要	建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇します。
担当	地域整備課

### 4-2-2 家具転倒防止器具設置助成（地3-4-7）

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。					
担当	防災課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	家具転倒防止器具 設置助成数	件	114	200	200	200

## 4-3 災害等に備える介護サービス事業者への支援

介護保険施設や介護サービス事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害等から守るとともに、発災後も事業に継続的に取り組むことができるための支援を行います。

### 4-3-1 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

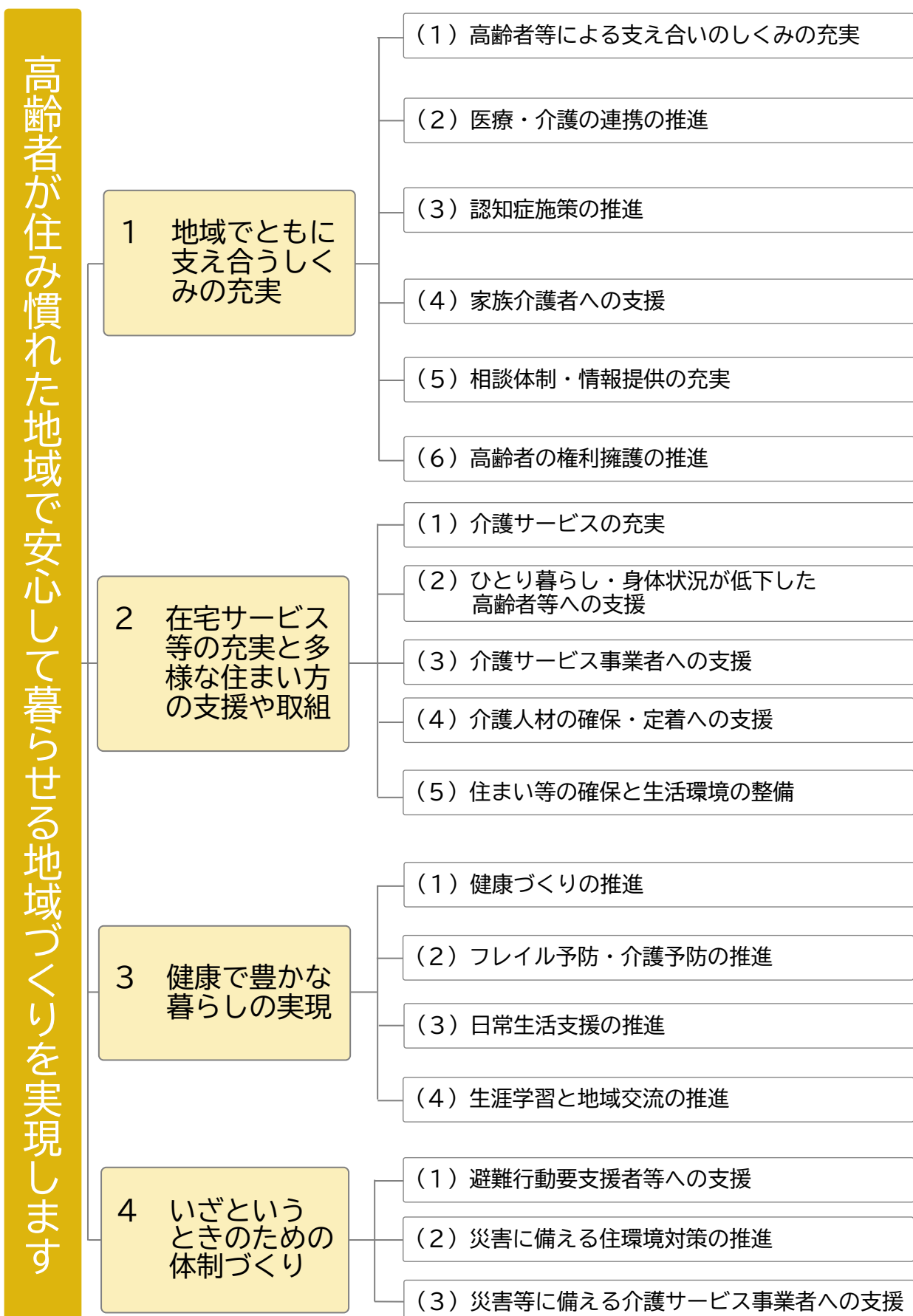
事業概要	介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害や新たな感染症に関する取組及び必要な情報を提供するとともに、研修会を実施します。また、事業者専用WEBサイトによる情報提供を行います。
担当	介護保険課



# [資料]計画の体系と計画事業の全体図

[ 基本目標 ][ 大項目 (施策の方向性) ]

[ 小項目 (施策の分野) ]



〔 計画事業 〕

○ハートフルネットワーク事業の充実 ○文京区地域包括ケア推進委員会の運営 ○地域ケア会議の運営 ○小地域福祉活動の推進  
 ○地域づくり事業 ○参加支援事業 ○民生委員・児童委員による相談援助活動 ○話し合い員による訪問活動 ○みまもり訪問事業  
 ○高齢者見守り相談窓口事業 ○高齢者見守りあんしんI o T事業 ○高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援 ○社会参加の促進事業  
 ○シルバー人材センターの活動支援 ○シルバーお助け隊事業への支援 ○いきいきサポート事業の推進 ○ボランティア活動への支援  
 ○地域活動情報サイト

○地域医療連携推進協議会・検討部会の運営 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

○認知症に関する講演会 ○認知症サポーター養成講座 ○認知症ケアパスの普及啓発 ○認知症地域支援推進員の設置  
 ○認知症支援コーディネーターの設置 ○認知症サポート医・かかりつけ医との連携 ○認知症相談 ○認知症初期集中支援推進事業  
 ○認知症検診事業 ○認知症とともにパートナー事業 ○認知症とともにフォローアッププログラム ○認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ  
 ○認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング ○認知症の症状による行方不明者対策の充実 ○若年性認知症への取組  
 ○生活環境維持事業 ○地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備

○仕事と生活の調和に向けた啓発 ○認知症サポーター養成講座（再掲） ○認知症初期集中支援推進事業（再掲）  
 ○認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ（再掲） ○高齢者あんしん相談センターの機能強化（再掲） ○緊急ショートステイ

○高齢者あんしん相談センターの機能強化 ○老人福祉法に基づく相談・措置 ○包括的相談支援事業 ○多機関協働事業  
 ○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ○介護保険相談体制の充実 ○高齢者向けサービスの情報提供の充実 ○文京ユアストーリー  
 ○文京区版ひきこもり総合対策 ○ヤングケアラー支援推進事業

○福祉サービス利用援助事業の促進 ○福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実 ○成年後見制度利用支援事業 ○法人後見の受任  
 ○権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進 ○高齢者虐待防止への取組強化 ○悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

○居宅サービス ○施設サービス ○地域密着型サービス ○事業者への運営指導・集団指導 ○介護サービス情報の提供  
 ○公平・公正な要介護認定 ○主任ケアマネジャーの支援・連携 ○福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査  
 ○生活保護受給高齢者支援事業

○高齢者自立生活支援事業 ○高齢者日常生活支援用具の給付等事業 ○院内介助サービス ○高齢者訪問理美容サービス  
 ○高齢者紙おむつ支給等事業 ○ごみの訪問収集 ○歯と口腔の健康

○介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営 ○ケアマネジャーへの支援 ○ケアプラン点検の実施  
 ○福祉サービス第三者評価制度の利用促進

○介護人材の確保・定着に向けた支援 ○介護施設ワークサポート事業

○居住支援の推進 ○高齢者住宅設備等改造事業 ○住宅改修支援事業 ○高齢者等住宅修築資金助成事業  
 ○高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備 ○旧区立特別養護老人ホームの大規模改修  
 ○地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備（再掲） ○公園再整備事業 ○文京区バリアフリー基本構想の推進  
 ○文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導 ○バリアフリーの道づくり

○一般健康相談（クリニック） ○健康診査・保健指導 ○高齢者向けスポーツ教室 ○高齢者いきいき入浴事業  
 ○高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

○短期集中予防サービス ○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○介護予防ボランティア指導者等養成事業  
 ○文の京フレイル予防プロジェクト ○地域リハビリテーション活動支援事業

○訪問型・通所型サービス ○介護予防ケアマネジメントの実施 ○生活支援体制整備事業 ○地域介護予防支援事業（通いの場）

○アカデミー推進計画に基づく各種事業 ○文京いきいきアカデミー講座（高齢者大学） ○生涯にわたる学習機会の提供  
 ○高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援 ○いきがいきづくり世代間交流事業 ○いきがいきづくり文化教養事業  
 ○いきがいきづくり敬老事業 ○地域の支え合い体制づくり推進事業 ○福祉センター事業 ○長寿祝い事業  
 ○シルバーセンター等活動場所の提供

○避難行動要支援者への支援 ○災害ボランティア体制の整備 ○高齢者緊急連絡カードの整備 ○救急通報システム ○福祉避難所の拡充  
 ○被災者支援の仕組みづくり

○耐震改修促進事業 ○家具転倒防止器具設置助成

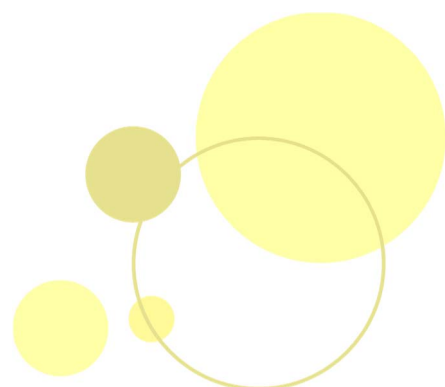
○介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供



# 第6章

## 地域包括ケア

## システムの推進







## 第6章

# 地域包括ケアシステムの推進

## 1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、区と社会福祉協議会が緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

そして、区民とともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりを進めていくため、本区では3つのメッセージ「(何かを) はじめる」、「(誰かと) つながる」、「(地域で) みまもる」を発信しながら、次の重点的取組を推進していきます。

### 1) 重点的取組事項

#### ①フレイル予防・介護予防の取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

#### ア フレイル予防・介護予防の普及啓発等

高齢者の虚弱や要介護状態等を予防するため、フレイル予防・介護予防におけるわかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会やプログラム講座等を実施し、運動や栄養に加え、社会参加等の重要性について普及啓発を行います。

さらに、地域団体と連携し、ICTを活用した自宅等からも参加できるフレイル予防・介護予防プログラム講座実施の取組を推進するとともに、高齢者の生活機能等を健康質問調査票でチェックし、支援を要する者を介護予防等につなげる取組を強化します。

## イ 高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合い

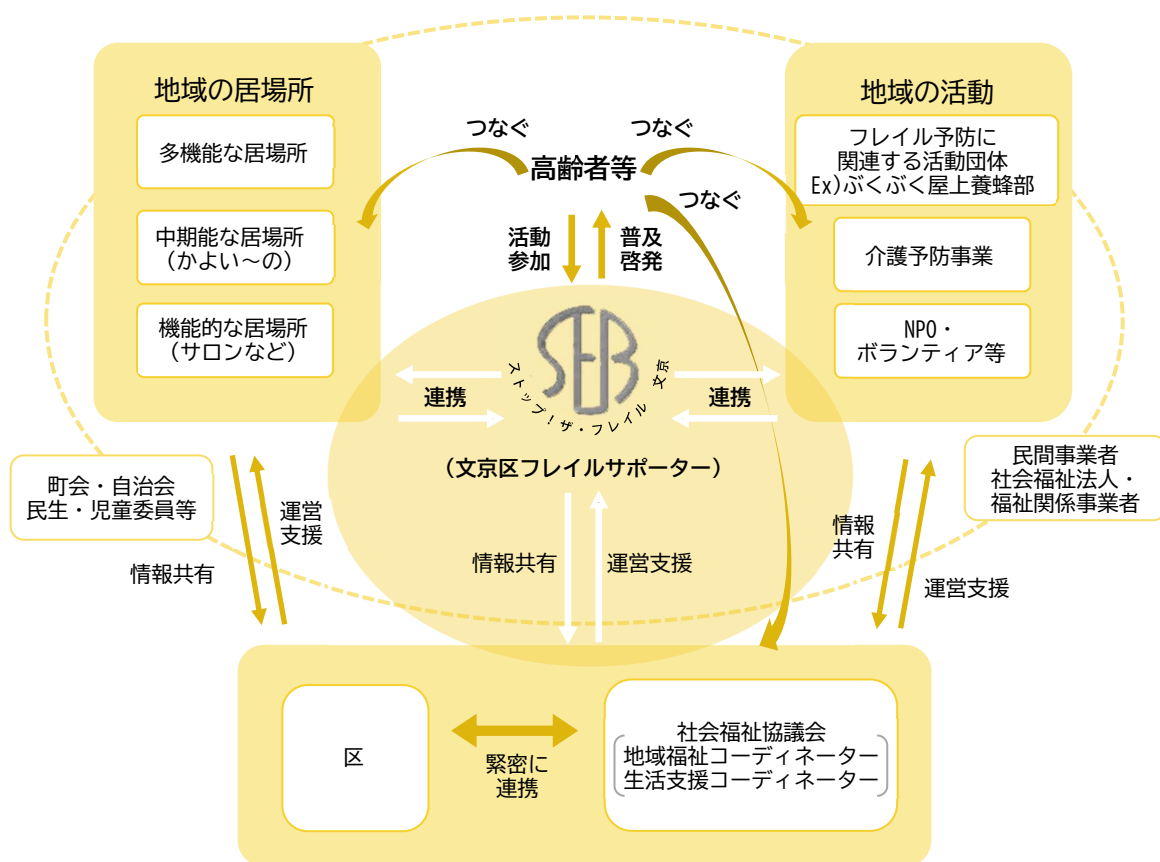
高齢者の社会参加を促進するため、フレイル予防・介護予防の取組を地域で担うフレイルサポーター・介護予防体操推進リーダーを育成するとともに、人と人とのつながりを通じ、幅広い年代の高齢者が参加するプログラム講座を実施します。

さらに、住民主体の通いの場において、介護予防体操や地域での見守り活動等を行う団体の取組を積極的に支援するとともに、地域の居場所などにおけるフレイルサポーターの自主的な関わりも促しながら、地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を広げる活動を推進します。

## ウ 医療専門職等の関与による効果的な取組の推進

フレイル予防・介護予防の取組をより効果的なものにするため、プログラム講座や住民主体の通いの場等における理学療法士等専門職の関与を促進するとともに、高齢者それぞれの年齢・健康状態等に応じたプログラム講座の取組を推進します。

【図表】6-1 フレイル予防の展開イメージ



**【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について】**

住み慣れた地域で自立した生活ができる期間を延ばし、QOL（生活の質）を維持向上させるためには、高齢者一人ひとりに合わせたきめ細かな支援が必要です。

令和元年5月に、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年4月に施行されました。

この法改正では、高齢者保健事業について、国民健康保険の保健事業や介護保険の介護予防事業（地域支援事業）と一体的に実施するための規定が整備されました。

高齢者の心身の多様な課題に対応するため、文京区では、令和6年度より、地域全体の事業の企画・調整を行う医療専門職が中心となって、高齢者の医療・健診・介護等のデータを活用しながら、高齢者が抱える健康課題を整理・分析し、健康課題のある高齢者への個別的な支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等も活用したフレイル予防・介護予防（ポピュレーションアプローチ）の取組を推進します。

**②地域での支え合い体制づくりの推進**

高齢者本人が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、社会とのつながりづくりに向けた支援の充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域において世代や属性を超えて交流できる居場所づくりの取組を推進します。

**ア 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり**

高齢者の生きがいづくりのため、ボランティア養成講座や研修会等の機会を拡大するとともに、ボランティア、NPO法人、民間企業等による地域貢献活動の取組を積極的に情報発信し、区民等における地域活動への参加の取組を推進します。

さらに、地域福祉コーディネーター等の活動により、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングを強化し、高齢者に対する生活支援体制のさらなる充実を図ります。

### イ 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場等で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場等に参加する取組を推進します。

さらに、生活支援コーディネーターやNPO法人等の活動を通じて、住民主体の通いの場（かよい～の）等を運営する団体の立ち上げを支援し、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

### ウ 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と地域づくりの取組を推進するため、多職種協働による個別ケースの課題分析を積み重ねるとともに、地域に共通した課題を明確化し、その解決に向けた政策形成につなげる取組を推進します。さらに、個別課題等の解決に向けたプロセスを通じて、高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャー等における実務能力のさらなる向上を図るとともに、課題解決に必要な関係機関等とのネットワークづくりの取組を推進します。

## ③認知症施策の推進

共生社会の実現の推進を目的とした認知症基本法が成立したことを踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援の取組を推進します。

また、認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取組を推進し、地域における助け合い・支え合いの輪を広げます。

さらに、認知症高齢者グループホームをはじめとする地域密着型サービスの整備を進め、介護が必要になった認知症の方及びその家族の生活を支えます。

### ア 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発

認知症に関する正しい知識と理解の普及を図るため、わかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会や講座等の実施に取り組みます。また、認知症の本人や介護者である家族が自ら語る言葉など、認知症の本人や家族の視点を重視した情報発信の取組を推進します。

また、認知症の本人や家族を見守る認知症サポーターの養成をさらに進めるため、区民、事業者等に加え、小・中・高校向け養成講座開催の取組を推進します。

### イ 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり

認知症に備えるため、認知症サポート医、認知症支援コーディネーター（看護師）等の専門職による個別支援の取組を推進するとともに、適切な医療や必要な介護サービス等につなげる取組を推進します。

さらに、民間のノウハウの活用や医療機関との連携を強化し、認知症における早期の気づきの支援に取り組むとともに、診断後のフォロー体制の充実を図り、認知症の本人の尊厳に配慮した意思決定支援の取組を推進します。

### ウ 認知症の本人や家族を支える地域のネットワーキングづくり

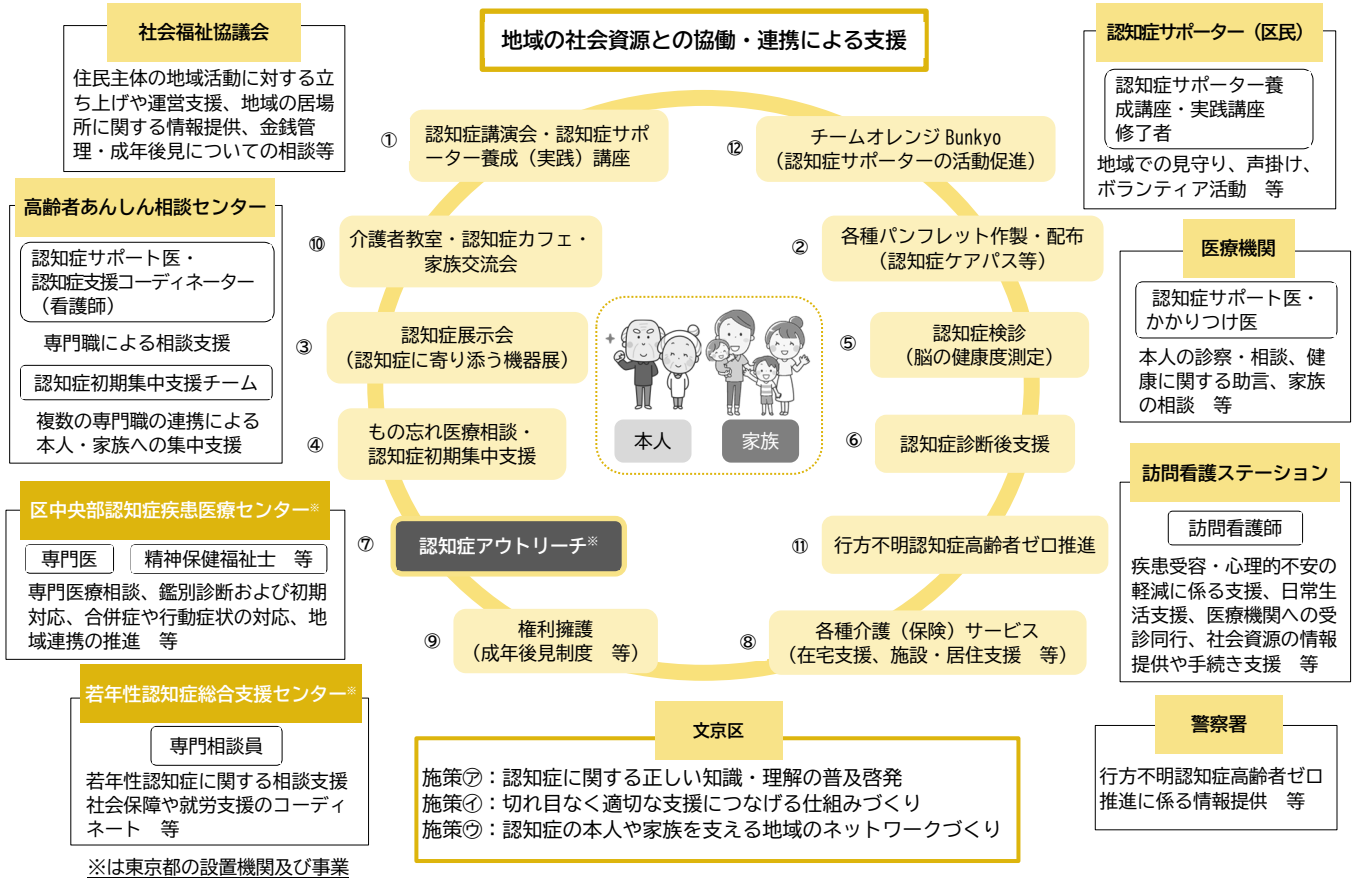
認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、認知症カフェ、認知症家族交流会及び介護者教室などを定期的を開催するとともに、普段から認知症の本人等が身近に通うことができる居場所づくりの取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族のニーズに寄り添った心理面や生活面におけるサポート体制を充実させるとともに、認知症の本人等が生きがいを持って地域で主体的に暮らせるための取組を推進します。

### エ 地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備

認知症の本人が、家庭的な環境のもと地域住民との交流を通じ自立した日常生活を送ることを目的とした認知症高齢者グループホームを始め、地域密着型サービスの整備を推進します。

【図表】6-2 認知症の本人とその家族を支える地域づくりの推進イメージ



状態	元気なうちから	認知症の疑い	軽度認知症	中等度認知症	重度認知症
<b>施策⑦：認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発</b> <span style="float: right;">※は東京都の事業</span>					
①	認知症講演会・認知症サポーター養成（実践）講座				
②	各種パンフレット作製・配布（認知症ケアパス等）				
③	認知症展示会（認知症に寄り添う機器展）				
<b>施策⑩：切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり</b>					
④	もの忘れ医療相談・認知症初期集中支援				
⑤	認知症検診（脳の健康度測定）				
⑥	認知症診断後支援				
⑦	認知症アウトリーチ*				
⑧	各種介護（保険）サービス（在宅支援、施設・居住支援等）				
⑨	権利擁護（成年後見制度等）				
<b>施策⑫：認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくり</b>					
⑩	介護者教室・認知症カフェ・家族交流会				
⑪	行方不明認知症高齢者ゼロ推進				
⑫	チームオレンジ Bunkyo（認知症サポーターの活動促進）				

#### ④在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。

さらに、区民の医療・介護・保健情報へのアクセスを向上させるため、在宅ケアに関して地域の拠点となる機能の充実を図るとともに、医療・介護関係者間における情報共有と顔の見える関係づくりの取組を推進します。

##### ア 看取りまでを見据えた在宅医療・介護の充実

人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りも含め、在宅医療や介護サービスに関する区民の理解を促進するため、地域の医療機関や介護事業者等と連携した講演会、講座等を開催します。また、身近な地域における日常的な医療の提供を行うかかりつけ医の役割は重要であるため、かかりつけマップの作成等により情報提供の取組を推進します。

さらに、高齢者あんしん相談センターや地区医師会に設置する在宅医療・介護連携を支援する相談窓口により、区民や地域の医療・介護関係者からの相談受付、連携調整、情報提供等を積極的に行うとともに、高齢者の退院や在宅療養の支援の取組を推進します。

##### イ 在宅ケアに関する地域の拠点の整備

区民からの医療・介護・保健に関する相談対応や、区民及び医療・介護専門職向けの在宅医療や病気予防に関する講座開催など、在宅ケアに関して地域交流の起点となる機能の整備を行います。

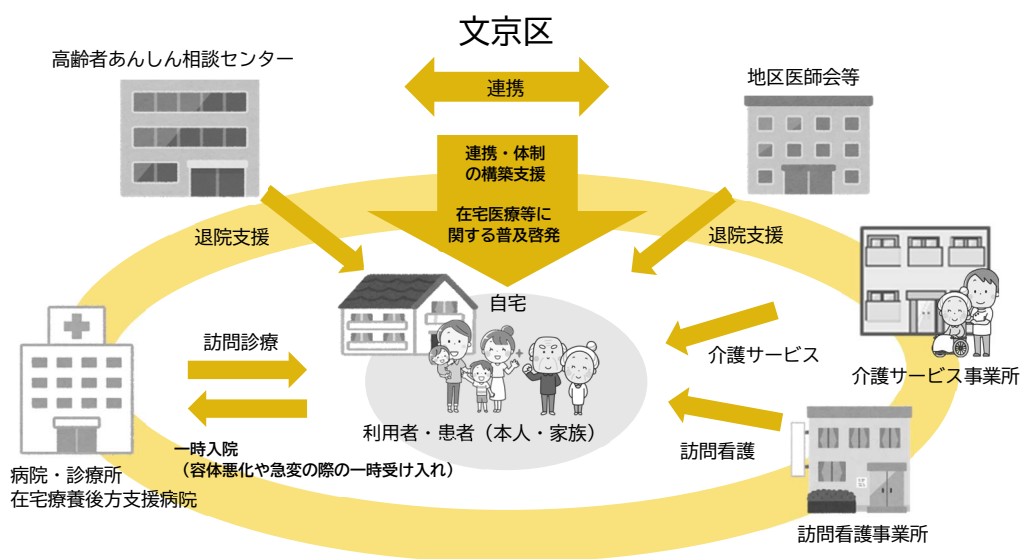
さらに、地域の医療・介護関係者等が参加する多職種の会議を開催し、地域における在宅医療と介護連携の現状と課題の整理を行い、その解決に向けた政策形成につながる取組を推進します。

##### ウ 医療・介護関係者間の連携・情報共有の支援

高齢者の在宅療養を支える取組を推進するため、ICTを活用した汎用性の高い情報共有システムの利用を促進するとともに、医療・介護関係者間における速やかな情報共有の取組を推進します。

さらに、医師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等の多職種が参加する研修会を開催し、お互いの業務の現状、専門性や役割等の意見交換を通じた顔の見える関係づくりを推進します。

【図表】6-3 文京区における在宅医療・介護連携のイメージ



### ⑤高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化

高齢者あんしん相談センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての重要な役割を担えるよう今後求められる役割等を勘案した適切な人員体制を整備するとともに、職員における専門的知識・相談対応能力のさらなる向上を図ります。

さらに、高齢者あんしん相談センターが多様な役割を十分に果たしていくため、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、子ども分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制を構築します。

#### ア 適切な人員体制の確保

高齢者あんしん相談センターが、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の機能を十分に発揮できるようにするため、高齢者人口の増加や相談件数等の業務量に応じた適切な人員体制や施設を整備します。

さらに、複雑化・多様化する相談や困難事例に適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターの職員における専門的知識や区民に対する相談対応能力のさらなる向上の取組を推進します。



## イ 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化

高齢者あんしん相談センターにおける必要な機能を強化していくため、地域包括支援センター運営協議会（地域包括ケア推進委員会）を活用し、その業務状況を明らかにするとともに、それに対する評価及び必要な措置を講じる取組を推進します。

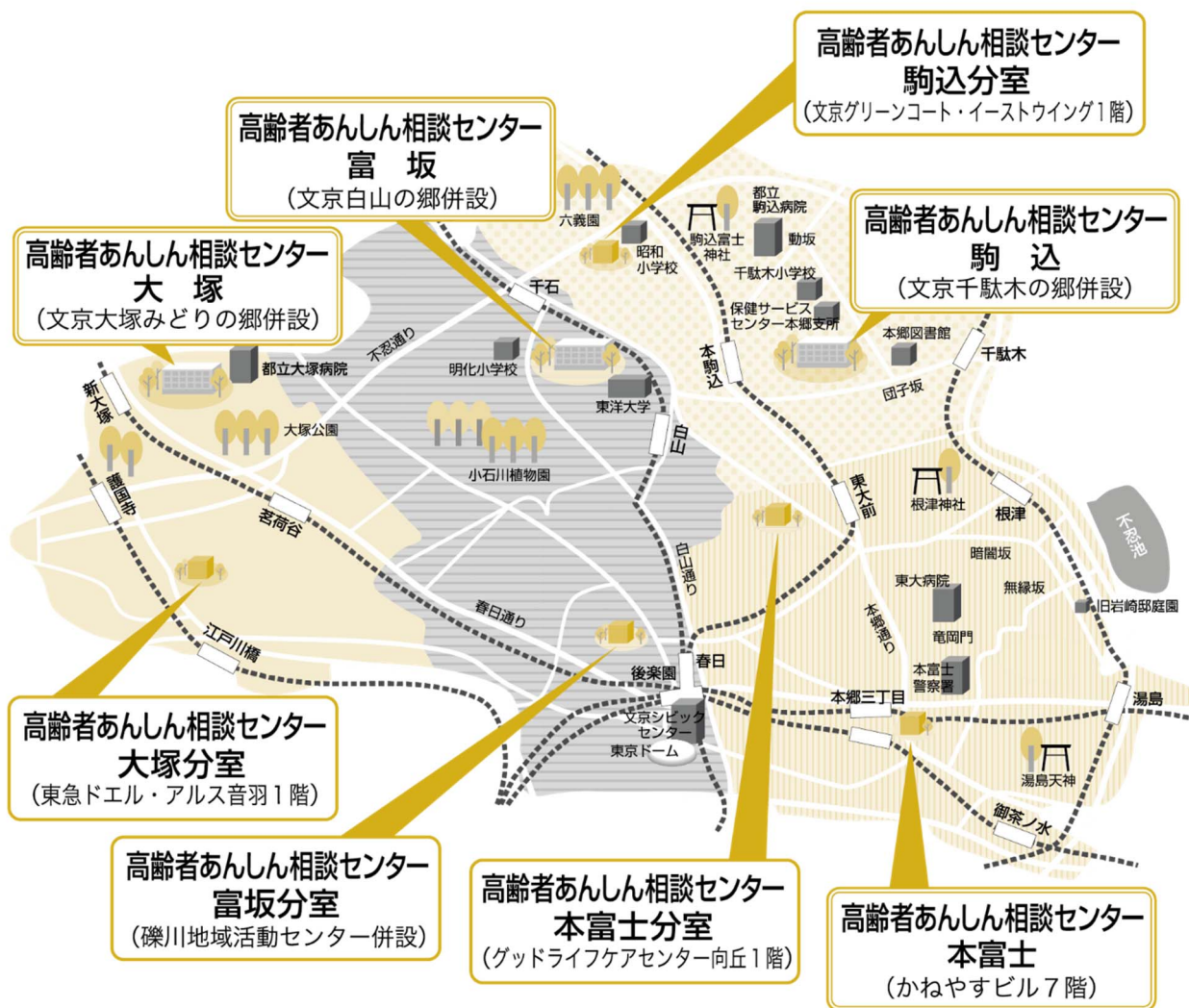
さらに、複雑化・多様化する相談や困難事例、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等、多様な役割を高齢者あんしん相談センターが十分に果たしていくため、区における後方支援及び総合調整を担う体制整備の取組を検討します。

## ウ 他の相談支援機関との連携強化

高齢者を適切に支援するため、高齢者あんしん相談センターの周知活動に取り組むとともに、民生委員・児童委員、介護事業者、社会福祉協議会、医療機関等との密接な連携強化の取組を推進します。

さらに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターと子ども、障害者、生活困窮者等の支援に係る相談機関等との連携体制の構築を図ります。

【図表】6-4 高齢者あんしん相談センターの所在地



日常生活圏域	名称	所在地
富坂	高齡者あんしん相談センター富坂	白山五丁目16番3号
	高齡者あんしん相談センター富坂分室	小石川二丁目18番18号
大塚	高齡者あんしん相談センター大塚	大塚四丁目50番1号
	高齡者あんしん相談センター大塚分室	音羽一丁目15番12号
本富士	高齡者あんしん相談センター本富士	本郷二丁目40番11号
	高齡者あんしん相談センター本富士分室	西片二丁目19番15号
駒込	高齡者あんしん相談センター駒込	千駄木五丁目19番2号
	高齡者あんしん相談センター駒込分室	本駒込二丁目28番10号

## ⑥高齢者の居住安定に係る支援の推進

住宅の確保に配慮を要する高齢者に対する住まいの確保と住まい方の支援を行うため、「文京すまいるプロジェクト」を推進します。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「文京区居住支援協議会」を運営し、関係機関との連携による支援の検討を行います。

さらに、区営住宅やシルバーピアの公営住宅を提供し、管理運営を行います。

### ア 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住まいの確保

高齢者の住まいを確保するため、入居者に対する見守りサービスを提供することで、高齢者の居住に不安を抱く住宅オーナー等の不安解消と住宅提供への理解を促進し、区内不動産店及び住宅オーナーの協力を得ながら、すまいる住宅登録事業における民間賃貸住宅の登録を促進します。

また、住まいの協力店と連携して、高齢者に対して適切な情報提供を行います。

### イ 文京区居住支援協議会の運営

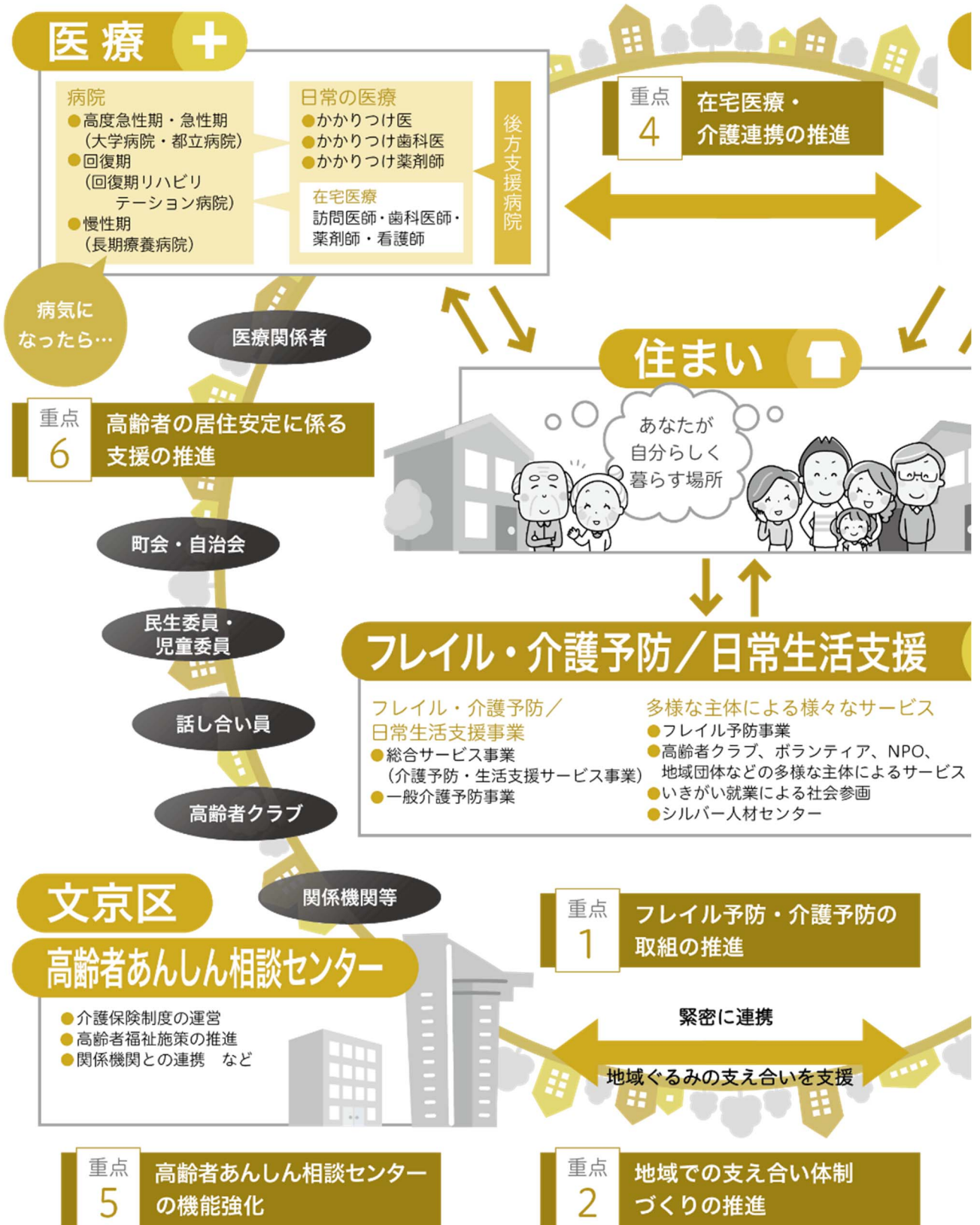
区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する文京区居住支援協議会において、情報共有や支援体制の構築を行うとともに、地域の人口推計、医療・介護ニーズ及び高齢者の住まいに関するニーズを把握及び分析し、多様な関係団体との連携による居住支援を検討します。

### ウ 公営住宅の管理運営

区営住宅、シルバーピアの適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう生活相談や生活支援を行います。

また、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図るため、都営住宅の募集に関する情報提供を適切に行います。

【資料】文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図



## 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちへ



### 地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

文京区は、地域ぐるみの支えあいによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体となって地域活動支援していきます。

### 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

- 1 フレイル予防・介護予防の取組の推進
- 2 地域での支え合い体制づくりの推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 在宅医療・介護連携の推進
- 5 高齢者あんしん相談センターの機能強化
- 6 高齢者の居住安定に係る支援の推進

### 区民の皆さんとともに進める地域づくり

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、区民の皆さんを始め各関係機関が、「支え手」「受け手」という関係を越えて、相互にその機能を補完し、協力しながら文京区全域で支え合える地域づくりを進めていきます。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して何かをはじめましょう。

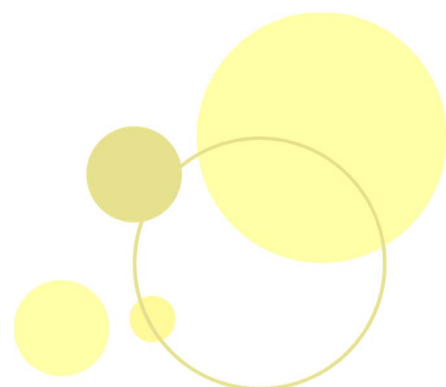


何かをはじめること、誰かとつながり、誰かとつながることによって地域とつながり、文京区全域で高齢者を穏やかに見守りながら、人生100年時代にふさわしい人生が送れるよう、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。



# 第7章

## 地域支援事業の推進







## 第7章

## 地域支援事業の推進

## 1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

本区の地域支援事業は、介護保険法に基づく、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されています。

★は、社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。

【図表】7-1 地域支援事業の全体像

1 介護予防・日常生活支援総合事業	(1) 総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	① 訪問型サービス ② 通所型サービス ③ 短期集中予防サービス ④ 介護予防ケアマネジメント
	(2) 一般介護予防事業	① 介護予防把握事業 ② 介護予防普及啓発事業 ③ 地域介護予防活動支援事業 ★ ④ 一般介護予防事業評価事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
2 包括的支援事業	(1) 高齢者あんしん相談センターの運営 ★ (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 認知症施策の推進 (4) 生活支援体制整備事業 ★ (地域での支え合い体制づくりの推進) (5) 地域ケア会議の推進	
3 任意事業	(1) 介護給付等費用適正化事業	① 給付費通知 ② 介護保険事業者等指導事務
	(2) 家族介護支援事業	① 認知症家族交流会及び認知症介護者教室 ② 認知症高齢者等見守り事業
	(3) その他の事業	① 成年後見制度利用支援事業 ② 住宅改修支援事業 ③ 認知症サポーター養成講座

## 2 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護・要支援状態となることを予防するための取組です。

本事業は、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を移行し、要支援者及び基本チェックリストで判定された対象者に対して必要な支援を行う「総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）」と、第1号被保険者に対して体操等の介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成され、本区においては、平成28年10月1日から事業を開始しました。

なお、要介護・要支援状態等になるおそれの高い状態にあると認められる総合サービス事業対象者については、高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、対象者の自己選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効果的に実施していきます。

### 1) 総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）

#### ①訪問型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、ホームヘルパー等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助のサービスを、個々の利用者の状況に応じて行うことにより、自立した生活を送ることができると目指し、支援を行います。

【図表】7-2 訪問型サービス

(単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
訪問型サービス	4,546	4,420	4,473	4,798	4,798	4,798

## ②通所型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、デイサービス事業所において食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を提供し、心身機能の維持向上を図ります。

【図表】7-3 通所型サービス (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
通所型サービス	7,448	7,110	7,507	8,058	8,058	8,058

## ③短期集中予防サービス

基本チェックリストにより生活機能等の低下が見られる方に対し、要介護・要支援状態になることを予防するため、以下の事業を行います。

### ア 複合型プログラム事業

理学療法士や作業療法士等の指導による、筋力トレーニング、バランストレーニング、ストレッチなどの体操に加え、管理栄養士による栄養改善の講話及び歯科衛生士による口腔機能向上の講話や口腔体操などを行います。

一部の会場では、高齢者用マシンを使用した運動も行います。

### イ 訪問型プログラム事業

介護予防ケアマネジメントを実施し、事業の必要があるとされた場合に、理学療法士、柔道整復師等が訪問して、自宅における運動指導と生活環境調整を行います。

【図表】7-4 短期集中予防サービス (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	137	136	239	290	290	290
複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	17	26	28	60	60	60
訪問型プログラム事業	0	1	0	2	2	2
合 計	154	163	267	352	352	352

#### ④介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしん相談センター等は、総合サービス事業の対象者がホームヘルプサービスやデイサービス又は短期集中予防サービスの利用を希望する場合に、対象者の心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を作成・交付します。

サービス利用開始後は、対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス提供事業者等との調整や助言を行います。

【図表】 7-5 介護予防ケアマネジメント (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
介護予防ケアマネジメント	6,795	6,499	6,971	7,271	7,271	7,271

## 2) 一般介護予防事業

### ①介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の高齢者に、「基本チェックリスト<sup>11</sup>」を送付し、生活機能に低下が見られるか把握するとともに、自分の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とします。

【図表】 7-6 介護予防把握事業 (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
調査票発送者数	11,841	6,959	7,595	8,000	8,000	8,000
調査票有効回答者数	8,162	4,746	4,965	5,000	5,000	5,000
短期集中予防サービス対象者数	2,093	1,212	1,227	1,200	1,200	1,200

※対象者（介護認定を受けていない方で、当該年4月1日現在の年齢に基づき決定）

令和3年度：75歳以上84歳以下の方

令和4年度以降：75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方

<sup>11</sup> 基本チェックリスト 要介護状態とならず、元気な生活を送るため、運動機能・口腔機能などの生活機能の低下や低栄養状態を早期に発見することを目的とした「健康質問調査票」のこと。

## ②介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。

【図表】7-7 介護予防普及啓発事業

(単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
文の京介護予防体操	632	692	562	585	585	585
介護予防教室	1,206	1,687	2,431	1,715	1,715	1,715
介護予防講演会	95	163	200	200	200	200
出前講座	73	23	10	40	40	40
介護予防展	436	546	600	600	600	600
合 計	2,442	3,111	3,803	3,140	3,140	3,140

## ③地域介護予防活動支援事業

## ア 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防体操ボランティア指導員等の養成を図ります。

【図表】7-8 介護予防ボランティア指導者等の登録者数及び新規養成者数 (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
文の京介護予防体操推進リーダー	81	83	86	10	10	10
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	25	30	33	5	5	5
合 計	106	113	119	15	15	15

## イ 通いの場への運営支援

介護予防のための体操とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による住民主体の通いの場（かよい～の）への運営支援を行います。

【図表】7-9 通いの場への運営支援 (単位：団体)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
運営団体数	26	28	32	34	36	38

### ④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業については、高齢者・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、評価を行います。

### ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職等が、高齢者あんしん相談センターと連携しながら、地域ケア会議、住民運営の通いの場等における取組を総合的に支援します。

具体的には、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチし、高齢者の有する能力を評価し、改善の方向性の助言などを行います。

## 3 包括的支援事業

高齢者あんしん相談センターでは、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント等を行っています。

また、包括的支援事業では、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者あんしん相談センターの運営に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援体制整備事業」及び「地域ケア会議の推進」に係る事業を行います。

## 1) 高齢者あんしん相談センターの運営

令和4年度は、高齢者あんしん相談センター全体で、高齢者人口の21.6%に当たる9,414人に対し、延べ39,973件の相談・支援を行っています。

今後もセンターの認知度向上に取り組むとともに、高齢者の地域の身近な総合相談窓口としての機能を強化します。

また、高齢者あんしん相談センターの運営状況については、適切、公正かつ中立な運営の確保のため、介護保険法施行規則第140条の66に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を担う文京区地域包括ケア推進委員会に報告します。

なお、個人情報の取扱いについては、介護保険法の規定により高齢者あんしん相談センターの設置者・職員に対し、守秘義務が課せられるとともに、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するようにしています。

【図表】7-10 高齢者あんしん相談センター総合相談業務 (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	8年度
高齢者人口	43,663	43,608	43,638	45,614
相談実人数	9,479	9,414	9,978	11,882
総相談件数	37,183	39,973	42,559	46,809
電話	19,913	21,282	22,346	25,867
訪問	8,491	9,844	10,010	10,652
来所	6,449	7,400	7,429	7,516
その他	2,330	1,447	2,774	2,774

※高齢者人口は、令和3年度～令和5年度は1月1日付住民基本台帳人口、令和8年度は推計。

※令和5年度の相談実人数及び総相談件数は見込み。

※総相談件数及び内訳は、延べ人数。

※以下2)～5)については、「第6章 地域包括ケアシステムの推進」の「1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組」の中で記載しています。

### 2) 在宅医療・介護連携の推進

### 3) 認知症施策の推進

### 4) 生活支援体制整備事業（地域での支え合い体制づくりの推進）

### 5) 地域ケア会議の推進

## 4 任意事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、区独自の任意事業を実施します。

### 1) 介護給付等費用適正化事業

#### ①給付費通知

介護保険サービス及び総合サービス事業の利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス（総合サービス事業）利用状況のお知らせ」（介護給付費通知）を年2回送付しています。

介護サービス等の給付費や自己負担額を利用者自身が確認することで、介護報酬の不正請求の発見及び適切なサービス利用につなげることを目的に実施します。

また、送付の主旨を説明した資料を同封することで、介護給付適正化に対する利用者の理解を促します。

#### ②介護保険事業者等指導事務

介護サービス事業所に対しては、適切な介護サービスを確保するために集団指導を行い、法制度等の正しい理解を促しています。また、事業所を訪問し、人員・運営等の基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について確認し、必要に応じて指導等を行っています。

さらに、ケアマネジャーの作成するケアプランが、利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の点検を定期的に行い、より良いケアプランが作成されるよう支援しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 2)③ケアプラン点検の実施」及び「2 3)①事業者に対する指導監督」の中で記載しています。



## 2) 家族介護支援事業

### ①認知症家族交流会及び認知症介護者教室

認知症介護者の情報交換や負担軽減を図る場として、認知症家族交流会を実施するとともに、認知症に対する正しい理解や介護の方法の習得を通じて、認知症の適切なケアの普及及び介護者の支援を目的とした認知症介護者教室を実施します。

【図表】 7-11 認知症家族交流会及び認知症介護者教室 (単位：回)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	16	16	16	16	16	16

### ②認知症高齢者等見守り事業

認知症の症状による高齢者等の行方不明発生の防止、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進することにより、認知症高齢者等の外出しやすい環境を整えるとともに、介護を行う家族や支援者の負担軽減を図ります。

#### ア ただいま！支援登録

本人や家族からの申請により登録し、認知症の症状により行方不明になる場合に備え、区、高齢者あんしん相談センター及び区内4警察署で情報共有を行います。

#### イ ただいま！支援SOSメール

「ただいま！支援登録」による登録者等が行方不明となった際、あらかじめ登録した地域の協力事業者・協力サポーターへ電子メールを一斉配信し、可能な範囲内で捜索の協力を依頼します。

#### ウ おでかけ見守りシールの配付

「ただいま！支援登録」の登録者に、行方不明発見時に24時間365日、区や警察を經由せずに発見者と家族が迅速に連絡を取り合えるQRコード付きシールを配布します。

### エ 靴用ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付

行方不明となった認知症高齢者等の発見時、速やかな身元判明に役立つ靴用反射ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付を行います。

### オ 「うちに帰ろう」模擬訓練

地域での対応力向上による見守り機能強化のため、行方不明発生から保護までの流れを地域で模擬的に体験する訓練を実施します。

### カ 高齢者GPS探索サービス事業

民間事業者が運営するGPS通信網を使用した探索システムの利用に対して、申込みに関わる経費の助成を行います。

## 3) その他の事業

### ①成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度の利用が必要と認められるにもかかわらず、申立てを行う親族がない等の場合には、老人福祉法第32条の規定に基づき、区長が代わって後見などの審判の申立てを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる方に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

### ②住宅改修支援事業

要介護や要支援の認定を受けている高齢者が、手すりの取り付けなど介護に必要な小規模な住宅改修を行う場合、ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が住宅改修に関する相談に応じ、「住宅改修が必要な理由書(以下「理由書」という。)」を作成します。

ケアマネジャーがついていない利用者が住宅改修の支給申請を行う場合、理由書を福祉住環境コーディネーター等が作成した際の費用の補助を行います。

【図表】 7-12 住宅改修支援事業 (単位：件)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
住宅改修支援事業(補助)	39	36	40	60	60	60

### ③認知症サポーター養成事業

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。

また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施します。

詳しくは、「第5章 2 計画事業」の1-3-2 「認知症サポーター養成講座」において記載しています。

【図表】7-13 認知症サポーター養成講座 (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
認知症サポーター養成講座	647	765	700	1,000	1,000	1,000
文京区サポーター総数	16,565	17,330	18,030	19,000	20,000	21,000
実践講座の参加者数	26	23	20	20	20	20

## 4) 地域支援事業に要する費用の見込み

地域支援事業に必要な費用については、保険料と公費等の交付金で賄われます。その算定については、文京区における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営状況、75歳以上の高齢者人口の伸び等を勘案した金額が上限となります。第9期における地域支援事業に要する費用の見込みは、次のとおりです。

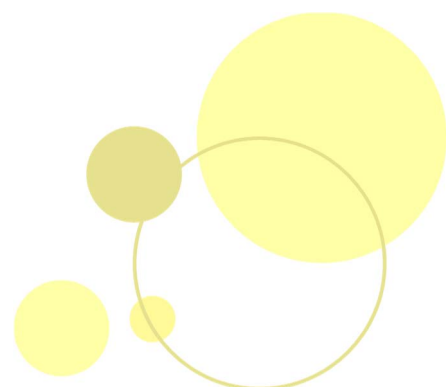
【図表】 7-14 地域支援事業に要する費用の見込み

(単位：千円)

区 分	6年度	7年度	8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	452,374	452,564	452,773	1,357,711
総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	379,408	379,598	379,807	1,138,813
訪問型サービス	85,094	85,094	85,094	255,282
通所型サービス	208,659	208,659	208,659	625,977
短期集中予防サービス	45,207	45,207	45,207	135,621
介護予防ケアマネジメント	37,763	37,763	37,763	113,289
高額・高額医療合算介護予防・ 生活支援サービス事業	1,902	2,092	2,301	6,295
審査支払手数料	783	783	783	2,349
一般介護予防事業	72,966	72,966	72,966	218,898
介護予防把握事業	8,774	8,774	8,774	26,322
介護予防普及啓発事業	54,454	54,454	54,454	163,362
地域介護予防活動支援事業	9,342	9,342	9,342	28,026
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	396	396	396	1,188
包括的支援事業	354,747	354,747	354,747	1,064,241
高齢者あんしん相談センターの運営	286,041	286,041	286,041	858,123
在宅医療・介護連携の推進	18,777	18,777	18,777	56,331
認知症施策の推進	6,863	6,863	6,863	20,589
生活支援体制整備事業	33,936	33,936	33,936	101,808
地域ケア会議の推進	9,130	9,130	9,130	27,390
任意事業	12,748	13,090	13,423	39,261
介護給付等費用適正化事業	2,376	2,376	2,376	7,128
給付費通知	1,648	1,648	1,648	4,944
介護保険事業者等指導事務	728	728	728	2,184
家族介護支援事業	1,805	1,805	1,805	5,415
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	480	480	480	1,440
認知症高齢者等見守り事業	1,325	1,325	1,325	3,975
その他の事業	8,567	8,909	9,242	26,718
成年後見制度利用支援事業	8,023	8,365	8,698	25,086
住宅改修支援事業	120	120	120	360
認知症サポーター養成講座	424	424	424	1,272
合 計	819,869	820,401	820,943	2,461,213

# 第8章

## 介護保険事業の現状と 今後の見込み





## 第8章

## 介護保険事業の現状と今後の見込み

## 1 第1号被保険者数の実績と推計

第1号被保険者数は、令和3年度から令和5年度にかけて横ばい傾向にあるものの、今後は増加すると見込んでいます。

その内訳を見ると、令和5年度以降、令和8年度までの間、前期高齢者（65歳～74歳）の減少を上回る形で、後期高齢者（75歳以上）の人数が増加すると見込んでいます。

【図表】8-1 第1号被保険者数の実績と推計① (単位：人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度 (2040年度)
第1号被保険者 (65歳以上)		44,192	44,303	44,252	44,309	44,967	45,626	58,821
内訳	前期高齢者 (65歳～74歳)	21,024	20,325	19,501	19,175	19,115	19,053	27,557
	後期高齢者 (75歳以上)	23,168	23,978	24,751	25,134	25,852	26,573	31,264

※住所地特例12者を含む。

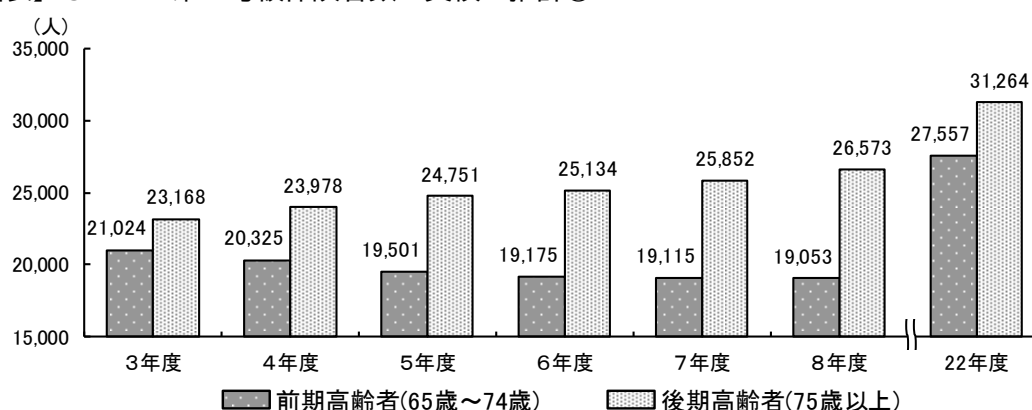
資料：【3～5年度】介護保険事業状況報告月報（各年8月末現在）。

【6年度】令和5年12月時点の所得段階別第1号被保険者数。

【7～8年度】令和6年度数値に、「文の京」総合戦略（令和6～9年度）に基づく、年度単位の伸び率を乗じて算出。

【22年度】令和3～5年度数値に、「文の京」総合戦略（令和6～9年度）に基づく、年度単位の伸び率を乗じて算出。

【図表】8-2 第1号被保険者数の実績と推計②



※介護保険における被保険者

第1号被保険者：区内に住所を有する65歳以上の者。

第2号被保険者：区内に住所を有する40歳～64歳の医療保険加入者。

<sup>12</sup> 住所地特例 文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合でも、引き続き文京区の被保険者となる制度のこと。

## 2 要介護・要支援認定者数の実績と推計

要介護・要支援認定者数は、令和3年度から令和5年度にかけて増加傾向にあり、引き続き、令和8年度まで増加すると見込んでいます。

その内訳を見ると、令和6年度以降、前期高齢者（65歳～74歳）における認定者数の減少を大きく上回る形で、後期高齢者（75歳以上）の認定者数が増加すると見込んでいます。

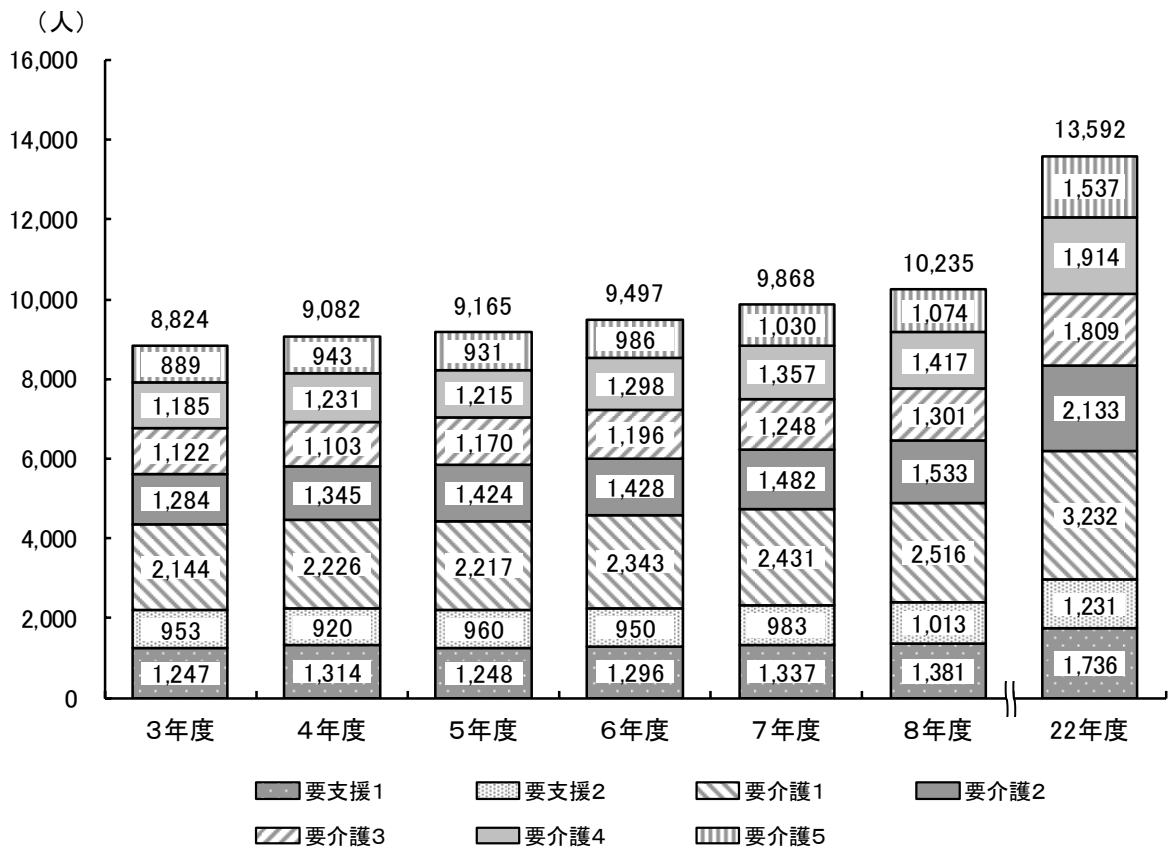
【図表】8-3 要介護・要支援認定者数の実績と推計① (単位：人)

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
実績	3年度	認定者数 (第1号及び第2号)	8,824	1,247	953	2,144	1,284	1,122	1,185	889	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	853	138	122	180	143	103	85	82
			75歳以上 (後期高齢者)	7,768	1,090	803	1,930	1,101	998	1,077	769
	4年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,082	1,314	920	2,226	1,345	1,103	1,231	943	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	811	119	109	185	147	92	77	82
			75歳以上 (後期高齢者)	8,079	1,175	788	2,014	1,156	989	1,135	822
	5年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,165	1,248	960	2,217	1,424	1,170	1,215	931	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	755	101	96	168	154	87	77	72
			75歳以上 (後期高齢者)	8,208	1,127	834	2,014	1,228	1,056	1,119	830
推計	6年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,497	1,296	950	2,343	1,428	1,196	1,298	986	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	769	101	103	178	139	87	82	79
			75歳以上 (後期高齢者)	8,523	1,173	823	2,130	1,244	1,086	1,196	871
	7年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,868	1,337	983	2,431	1,482	1,248	1,357	1,030	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	757	99	102	175	137	86	80	78
			75歳以上 (後期高齢者)	8,902	1,216	856	2,220	1,299	1,139	1,257	915
	8年度	認定者数 (第1号及び第2号)	10,235	1,381	1,013	2,516	1,533	1,301	1,417	1,074	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	741	97	99	171	133	85	79	77
			75歳以上 (後期高齢者)	9,282	1,261	889	2,309	1,354	1,192	1,317	960
22年度計	認定者数 (第1号及び第2号)	13,592	1,736	1,231	3,232	2,133	1,809	1,914	1,537		
	うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	1,037	139	129	233	205	121	100	110	
		75歳以上 (後期高齢者)	12,338	1,574	1,077	2,967	1,879	1,657	1,794	1,390	

※3年度から5年度までは、8月31日時点の実績。



【図表】 8-4 要介護・要支援認定者数の実績と推計②



### 3 第8期計画（令和3年度～令和5年度）と実績

介護保険が対象とする事業は、要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付及び区が独自に実施する地域支援事業があります。

第8期計画と実績は、それぞれ次のようになっています。

※図表における給付費は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と合計の数値が一致しない場合がある。

#### 1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス（要介護1から5までの方が対象）・介護予防居宅サービス（要支援1と2の方が対象）は、ホームヘルパーが食事や入浴、日常生活等の支援を行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い、必要な日常生活の支援や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の支援や機能訓練を受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などの宿泊系サービスがあります。

居宅サービスと介護予防居宅サービスにおける合計の給付費は、第8期計画に対する実績が100.4%となっており、概ね計画に沿ったものとなっています。

居宅サービス給付費におけるサービス別の実績を見ると、短期入所療養介護が148.6%になっており、計画を上回っています。

また、介護予防居宅サービスでは、介護予防特定福祉用具販売が131.4%、介護予防居宅管理指導が108.3%となっており、計画を上回っています。

【図表】8-5 居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	3年度	4年度	5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
訪問介護	324,668回	330,361回	343,852回	998,881回	988,966回	101.0%
	23,636人	24,573人	24,802人	73,011人	71,454人	102.2%
訪問入浴介護	10,024回	9,892回	10,400回	30,316回	31,125回	97.4%
	2,024人	2,077人	2,080人	6,181人	6,225人	99.3%
訪問看護	115,305回	122,600回	133,864回	371,769回	333,703回	111.4%
	17,446人	19,090人	20,128人	56,664人	50,561人	112.1%
訪問リハビリテーション	8,969回	8,513回	8,822回	26,304回	28,512回	92.3%
	1,648人	1,572人	1,622人	4,842人	5,002人	96.8%
居宅療養管理指導	55,338人	59,171人	61,900人	176,409人	165,877人	106.3%
通所介護	141,697回	142,052回	150,082回	433,831回	471,001回	92.1%
	15,365人	16,348人	17,086人	48,799人	47,666人	102.4%
通所リハビリテーション	25,949回	24,033回	24,544回	74,526回	85,760回	86.9%
	3,568人	3,380人	3,400人	10,348人	11,299人	91.6%
短期入所生活介護	30,362日	32,695日	39,524日	102,581日	88,110日	116.4%
	3,286人	3,480人	4,006人	10,772人	9,790人	110.0%
短期入所療養介護	4,062日	3,781日	4,608日	12,451日	8,307日	149.9%
	438人	450人	554人	1,442人	1,013人	142.3%
特定施設入居者生活介護	11,690人	11,858人	11,872人	35,420人	38,589人	91.8%
福祉用具貸与	30,981人	32,537人	33,416人	96,934人	94,728人	102.3%
特定福祉用具販売	543人	522人	540人	1,605人	1,824人	88.0%
住宅改修	379人	346人	380人	1,105人	1,080人	102.3%
居宅介護支援	43,787人	45,737人	46,698人	136,222人	134,999人	100.9%



【図表】8-6 居宅サービス給付費

(単位：千円)

	3年度	4年度	5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
訪問介護	1,618,162	1,741,963	1,877,074	5,237,199	5,124,608	102.2%
訪問入浴介護	132,528	131,983	133,485	397,996	415,907	95.7%
訪問看護	892,655	963,967	1,048,622	2,905,244	2,619,844	110.9%
訪問リハビリテーション	64,390	61,105	63,410	188,906	202,424	93.3%
居宅療養管理指導	389,895	415,021	444,177	1,249,093	1,135,495	110.0%
通所介護	1,127,687	1,120,834	1,199,659	3,448,180	3,572,764	96.5%
通所リハビリテーション	227,509	213,735	227,554	668,798	676,585	98.8%
短期入所生活介護	270,208	296,168	360,302	926,678	798,731	116.0%
短期入所療養介護	46,828	44,598	55,349	146,775	98,753	148.6%
特定施設入居者生活介護	2,298,140	2,354,187	2,418,071	7,070,398	7,615,052	92.8%
福祉用具貸与	432,461	460,262	480,845	1,373,568	1,308,496	105.0%
特定福祉用具販売	16,016	16,759	18,511	51,286	59,304	86.5%
住宅改修	28,619	26,847	30,958	86,424	92,979	93.0%
居宅介護支援	679,737	721,231	748,137	2,149,105	2,062,323	104.2%
合 計	8,224,836	8,568,660	9,106,153	25,899,648	25,783,265	100.5%

【図表】8-7 介護予防居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	3年度	4年度	5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
介護予防訪問入浴介護	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0回 0人	— —
介護予防訪問看護	12,111回 2,631人	11,469回 2,640人	14,076回 2,994人	37,656回 8,265人	35,888回 7,802人	104.9% 105.9%
介護予防訪問リハビリテーション	1,691回 332人	1,195回 266人	1,192回 268人	4,078回 866人	3,982回 724人	102.4% 119.6%
介護予防居宅療養管理指導	4,821人	4,409人	4,435人	13,665人	13,727人	99.5%
介護予防通所リハビリテーション	764人	691人	699人	2,154人	2,156人	99.9%
介護予防短期入所生活介護	224日 35人	191日 34人	194日 36人	609日 105人	910日 175人	66.9% 60.0%
介護予防短期入所療養介護	32日 6人	9日 2人	0日 0人	41日 8人	0日 0人	— —
介護予防特定施設入居者生活介護	1,513人	1,403人	1,430人	4,346人	4,492人	96.7%
介護予防福祉用具貸与	6,759人	6,898人	6,968人	20,625人	22,524人	91.6%
介護予防特定福祉用具販売	156人	162人	176人	494人	336人	147.0%
介護予防住宅改修	163人	195人	186人	544人	540人	100.7%
介護予防支援	8,976人	8,897人	9,230人	27,103人	29,140人	93.0%

【図表】8-8 介護予防居宅サービス給付費

(単位：千円)

	3年度	4年度	5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0.0%
介護予防訪問看護	77,484	73,644	90,725	241,853	256,294	94.4%
介護予防訪問リハビリテーション	11,274	7,805	8,133	27,213	27,001	100.8%
介護予防居宅療養管理指導	30,291	28,316	30,502	89,109	82,287	108.3%
介護予防通所リハビリテーション	27,091	23,940	24,625	75,656	73,086	103.5%
介護予防短期入所生活介護	1,457	1,333	1,459	4,249	5,774	73.6%
介護予防短期入所療養介護	340	92	0	431	0	0.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	104,178	98,345	101,466	303,989	316,964	95.9%
介護予防福祉用具貸与	34,222	36,473	39,307	110,001	104,725	105.0%
介護予防特定福祉用具販売	3,756	4,188	4,574	12,518	9,526	131.4%
介護予防住宅改修	14,768	16,393	18,416	49,577	47,184	105.1%
介護予防支援	45,553	45,487	49,228	140,268	146,721	95.6%
合計	350,415	336,015	368,434	1,054,864	1,069,562	98.6%

【図表】8-9 居宅サービス給付費と介護予防居宅サービス給付費の合計 (単位：千円)

	3年度	4年度	5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
居宅サービス給付費 +介護予防居宅サービス給付費	8,575,251	8,904,675	9,474,586	26,954,512	26,852,827	100.4%

## 2) 施設サービス

施設サービスは、在宅生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設、在宅復帰へ向けリハビリを中心にサービスを提供する介護老人保健施設及び医療的なケアが必要な方が入所する介護医療院があります。

施設サービスにおける給付費は、第8期計画に対する実績が91.8%となっており、計画を下回っています。

施設サービス給付費におけるサービス別の実績を見ると、どのサービスも、計画を下回っています。

【図表】8-10 施設サービス利用量 (年間の延べ数)

	3年度	4年度	5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
介護老人福祉施設	8,078人	7,533人	7,700人	23,311人	23,863人	97.7%
介護老人保健施設	3,506人	3,621人	3,884人	11,011人	12,600人	87.4%
介護療養型医療施設	189人	84人	38人	311人	1,356人	88.3%
介護医療院	236人	299人	352人	887人		

【図表】8-11 施設サービス給付費 (単位：千円)

	3年度	4年度	5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
介護老人福祉施設	2,084,278	2,079,067	2,121,848	6,285,193	6,577,649	95.6%
介護老人保健施設	1,062,338	1,097,380	1,144,320	3,304,038	3,822,995	86.4%
介護療養型医療施設	68,686	30,411	12,666	111,763	530,732	85.0%
介護医療院	91,222	113,104	135,126	339,452		
合計	3,306,523	3,319,962	3,413,960	10,040,445	10,931,376	91.8%

### 3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、対象を区民に限定して提供されるサービスです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型共同生活介護など、地域の中での交流や関係機関との連携を密にした介護サービスを提供しています。

【図表】 8-12 地域密着型サービス利用量

(年間の延べ数)

	3年度	4年度	5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	450人	410人	522人	1,382人	2,412人	57.3%
夜間対応型訪問介護	406人	514人	510人	1,430人	1,440人	99.3%
認知症対応型通所介護	10,637回	11,131回	10,732回	32,500回	37,974回	85.6%
	1,096人	1,159人	1,080人	3,335人	3,960人	84.2%
小規模多機能型居宅介護	1,268人	1,265人	1,370人	3,903人	4,416人	88.4%
看護小規模多機能型居宅介護	259人	244人	340人	843人	1,020人	82.6%
認知症対応型共同生活介護	1,872人	1,844人	1,820人	5,536人	6,060人	91.4%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	849人	848人	816人	2,513人	2,520人	99.7%
地域密着型通所介護	53,590回	55,028回	55,836回	164,454回	196,068回	83.9%
	7,832人	8,266人	8,128人	24,226人	26,640人	90.9%
介護予防認知症対応型通所介護	34回	17回	0回	51回	0回	—
	8人	4人	0人	12人	0人	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	68人	62人	52人	182人	288人	63.2%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0人	0人	0人	—

【図表】 8-13 地域密着型サービス給付費

(単位：千円)

	3年度	4年度	5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	64,283	72,251	102,542	239,077	386,554	61.8%
夜間対応型訪問介護	9,665	12,593	11,356	33,615	47,995	70.0%
認知症対応型通所介護	111,148	115,735	117,313	344,196	399,370	86.2%
小規模多機能型居宅介護	256,200	282,898	313,884	852,983	918,178	92.9%
看護小規模多機能型居宅介護	79,534	74,855	88,148	242,536	309,580	78.3%
認知症対応型共同生活介護	496,491	495,912	512,338	1,504,741	1,630,390	92.3%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	255,455	259,171	253,746	768,372	703,502	109.2%
地域密着型通所介護	336,063	352,509	366,347	1,054,919	1,237,029	85.3%
介護予防認知症対応型通所介護	312	156	0	469	0	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,259	5,185	3,954	14,398	25,835	55.7%
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0.0%
合 計	1,614,412	1,671,265	1,769,628	5,055,305	5,658,433	89.3%



## 4) 地域支援事業

地域支援事業全体の計画比は、3年間で88.7%となっており、概ね順調に推移しています。

### ○介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業については、平成28年10月から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を地域支援事業に移行するとともに、介護予防事業を再編しました。

介護予防・生活支援サービス事業については、実績が計画を下回っていますが定着してきています。

一般介護予防事業については、介護予防把握事業にて75歳以上85歳以下の高齢者に対し健康質問調査票の送付による調査を継続しています。調査結果に応じ高齢者あんしん相談センターが介護予防ケアマネジメントを行い、短期集中予防サービスを始めとする適切な事業に勧奨して、要介護状態となることを未然に防ぐための事業展開を図っています。

介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業については、文の京介護予防体操等を通じて、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供するとともに、住民同士のゆるやかな助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、住民主体の通いの場（かよい〜の）へ運営支援を行っています。

### ○包括的支援事業

在宅医療・介護連携の推進については、在宅療養に関する相談に対応する窓口として在宅療養支援連携相談窓口事業を実施するとともに、地域のかかりつけ医等の情報を掲載した地域資源マップの作成などを行いました。

生活支援サービスの体制整備については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を平成28年度から日常生活圏域ごとに配置しています。

### ○任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業について、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実績が計画を下回っています。今後も事業ごとに利用状況を見極めながら、事業展開を図っていきます。

【図表】8-14 地域支援事業費

(単位：千円)

	3年度	4年度	5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
介護予防・日常生活支援総合事業	400,212	400,871	431,687	1,232,770	1,445,167	85.3%
総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	353,449	340,215	358,108	1,051,772	1,272,407	82.7%
訪問型サービス	78,758	76,496	78,740	233,994	260,481	89.8%
通所型サービス	194,130	184,309	195,259	573,699	733,038	78.3%
短期集中予防サービス	43,537	43,665	45,082	132,285	135,393	97.7%
介護予防ケアマネジメント	35,154	33,799	36,499	105,452	133,388	79.1%
高額・高額医療合算介護予防・ 生活支援サービス事業	1,133	1,242	1,755	4,131	7,403	55.8%
審査支払手数料	736	704	773	2,213	2,704	81.8%
一般介護予防事業	46,763	60,656	73,579	180,998	172,760	104.8%
介護予防把握事業	8,349	6,964	7,004	22,317	19,250	115.9%
介護予防普及啓発事業	31,932	46,659	57,665	136,256	127,008	107.3%
地域介護予防活動支援事業	6,394	6,769	8,514	21,677	24,522	88.4%
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0.0%
地域リハビリテーション活動支援事業	88	264	396	748	1,980	37.8%
包括的支援事業	305,159	326,521	338,560	970,240	1,037,505	93.5%
高齢者あんしん相談センターの運営	249,619	269,906	277,035	796,560	851,472	93.6%
在宅医療・介護連携の推進	17,331	17,652	19,453	54,436	53,406	101.9%
認知症施策の推進	5,941	5,836	5,600	17,377	21,624	80.4%
生活支援体制整備事業	23,996	24,821	27,380	76,197	82,023	92.9%
地域ケア会議の推進	8,272	8,305	9,092	25,669	28,980	88.6%
任意事業	9,174	9,213	12,255	30,641	36,379	84.2%
介護給付等費用適正化事業	1,535	1,966	2,167	5,668	6,547	86.6%
給付費通知	1,381	1,496	1,578	4,455	4,642	96.0%
介護保険事業者等指導事務	154	471	589	1,214	1,905	63.7%
家族介護支援事業	2,394	2,135	2,070	6,599	7,398	89.2%
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	579	545	635	1,759	1,737	101.3%
認知症高齢者等見守り事業	1,815	1,590	1,435	4,840	5,661	85.5%
その他の事業	5,245	5,111	8,018	18,374	22,434	81.9%
成年後見制度利用支援事業	5,167	5,039	7,898	18,104	22,074	82.0%
住宅改修支援事業	78	72	120	270	360	75.0%
合計	714,545	736,605	782,502	2,233,652	2,519,051	88.7%

※地域支援事業費については、原則として単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と小計及び合計の数値とが一致しない場合がある。

## 4 第9期計画（令和6年度～令和8年度）の介護サービス利用見込み

第8期の東京都国民健康保険団体連合会からの請求データに基づく利用実績（利用人数、利用回数）、給付費、高齢者数・認定者数の将来推計、介護基盤年度別整備計画及び介護サービス利用者の動向等を分析し、第9期計画の介護サービス利用見込みを厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムの自動計算により推計しています。

### 1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

#### ア 訪問介護

・訪問介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

#### 【実績と計画】

訪問介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	324,668	330,361	343,852	359,929	376,360	386,155	485,110
延べ利用人数	23,636	24,573	24,802	26,100	26,916	27,780	34,920
給付費(千円)	1,618,162	1,741,963	1,877,074	2,046,224	2,143,920	2,225,953	2,744,565

#### イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・訪問入浴介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問入浴介護は、利用者の動向等により、第9期計画の利用を0と見込んでいます。

#### 【実績と計画】

訪問入浴介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	10,024	9,892	10,400	10,595	11,062	11,497	13,993
延べ利用人数	2,024	2,077	2,080	2,184	2,196	2,196	3,048
給付費(千円)	132,528	131,983	133,485	145,509	152,429	158,288	193,266

ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

- ・訪問看護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問看護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

訪問看護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	115,305	122,600	133,864	140,982	146,580	151,777	191,459
延べ利用人数	17,446	19,090	20,128	21,180	21,852	22,548	28,992
給付費(千円)	892,655	963,967	1,048,622	1,143,156	1,196,779	1,243,199	1,541,148

介護予防 訪問看護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	12,111	11,469	14,076	14,816	15,281	15,751	19,055
延べ利用人数	2,631	2,640	2,994	3,156	3,252	3,348	4,092
給付費(千円)	77,484	73,644	90,725	99,694	103,016	106,281	127,612

エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- ・訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

訪問リハビリ テーション	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	8,969	8,513	8,822	9,191	9,452	9,776	12,080
延べ利用人数	1,648	1,572	1,622	1,704	1,764	1,812	2,316
給付費(千円)	64,390	61,105	63,410	70,068	72,116	74,564	92,172

介護予防 訪問リハビリ テーション	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	1,691	1,195	1,192	1,205	1,277	1,325	1,602
延べ利用人数	332	266	250	276	276	276	360
給付費(千円)	11,274	7,805	8,133	8,779	9,434	9,863	11,739

### 才 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- ・居宅療養管理指導は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防居宅療養管理指導は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

#### 【実績と計画】

居宅療養 管理指導	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	55,338	59,171	61,900	60,792	65,124	66,204	82,392
給付費(千円)	389,895	415,021	444,177	479,813	514,952	523,712	651,296

介護予防 居宅療養 管理指導	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	4,821	4,409	4,435	4,464	4,608	4,752	6,024
給付費(千円)	30,291	28,316	30,502	33,338	34,461	35,544	45,048

### 力 通所介護

- ・通所介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

#### 【実績と計画】

通所介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	141,697	142,052	150,082	157,942	162,444	168,031	217,298
延べ利用人数	15,365	16,348	17,086	17,976	18,540	19,140	26,736
給付費(千円)	1,127,687	1,120,834	1,199,659	1,307,724	1,370,119	1,423,858	1,771,227

キ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・通所リハビリテーションは、過去の利用実績等により、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防通所リハビリテーションは、過去の利用実績等により、増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

通所リハビリ テーション	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	25,949	24,033	24,544	25,750	26,633	27,467	34,614
延べ利用人数	3,568	3,380	3,260	3,432	3,540	3,648	4,680
給付費(千円)	227,509	213,735	227,554	248,052	259,895	269,691	336,533

介護予防 通所リハビリ テーション	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	764	691	674	708	732	756	1,200
給付費(千円)	27,091	23,940	24,625	26,843	27,922	28,967	46,980

ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・短期入所生活介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防短期入所生活介護は、過去の利用実績等により、増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

短期入所 生活介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	30,362	32,695	39,524	41,632	43,366	45,581	56,951
延べ利用人数	3,286	3,480	4,006	4,212	4,344	4,488	5,700
給付費(千円)	270,208	296,168	360,302	392,758	411,533	427,256	534,714

介護予防 短期入所 生活介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	224	191	194	204	214	223	242
延べ利用人数	35	34	36	36	36	36	60
給付費(千円)	1,457	1,333	1,459	1,590	1,658	1,721	1,972

## ケ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- ・短期入所療養介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防短期入所療養介護は、利用者の動向等により、令和4年度と同水準の給付と見込んでいます。

## 【実績と計画】

短期入所療養介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度(第14期)推計値
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	4,062	3,781	4,608	4,688	4,930	5,101	6,325
延べ利用人数	438	450	554	564	564	564	876
給付費(千円)	46,828	44,598	55,349	60,335	63,242	65,641	82,738

介護予防短期入所療養介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度(第14期)推計値
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	32	9	0	24	24	24	0
延べ利用人数	6	2	0	24	24	24	0
給付費(千円)	340	92	0	92	92	92	0

## コ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）

- ・特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等により、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等により、増加すると見込んでいます。

## 【実績と計画】

特定施設入居者生活介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度(第14期)推計値
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	11,690	11,858	11,872	12,372	12,504	12,648	16,608
給付費(千円)	2,298,140	2,354,187	2,418,071	2,635,891	2,761,610	2,867,554	3,438,800

介護予防特定施設入居者生活介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度(第14期)推計値
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	1,513	1,403	1,430	1,464	1,512	1,560	2,004
給付費(千円)	104,178	98,345	101,466	110,003	114,722	119,303	141,400

ケ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- ・福祉用具貸与は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防福祉用具貸与は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

福祉用具貸与	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	30,981	32,537	33,416	35,160	36,276	37,416	47,328
給付費(千円)	432,461	460,262	480,845	532,685	532,100	578,390	695,774

介護予防 福祉用具貸与	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	6,759	6,898	6,968	7,332	7,560	8,460	9,684
給付費(千円)	34,222	36,473	39,307	42,384	43,959	48,349	55,564

シ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

- ・特定福祉用具販売は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
- ・介護予防特定福祉用具販売は、利用者の動向等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

特定福祉用具 販売	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	543	522	540	540	540	540	852
給付費(千円)	16,016	16,759	18,511	18,662	18,638	18,638	28,612

介護予防 特定福祉用具 販売	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	156	162	176	180	180	180	276
給付費(千円)	3,756	4,188	4,574	4,519	4,515	4,517	6,936



## ス 住宅改修・介護予防住宅改修

- ・住宅改修は、利用者の動向等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
- ・介護予防住宅改修は、利用者の動向等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

## 【実績と計画】

住宅改修	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	379	346	380	384	384	384	600
給付費(千円)	28,619	26,847	30,958	30,680	30,680	30,680	52,008

介護予防 住宅改修	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	163	195	186	192	192	192	264
給付費(千円)	14,768	16,393	18,416	18,161	18,161	18,161	26,011

## セ 居宅介護支援・介護予防支援

- ・居宅介護支援は、利用者の動向等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防支援は、利用者の動向等により、継続して増加すると見込んでいます。

## 【実績と計画】

居宅介護 支援	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	43,787	45,737	46,698	49,128	50,688	52,296	67,620
給付費(千円)	679,737	721,231	748,137	815,530	854,442	887,269	1,102,244

介護予防 居宅支援	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	8,976	8,897	9,230	9,708	10,020	10,332	13,128
給付費(千円)	45,553	45,487	49,228	53,859	56,007	57,310	68,144

## 2) 施設サービス

### ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、過去の利用実績及び第9期計画期における入所者の動向等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

#### 【実績と計画】

介護老人福祉施設	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	8,078	7,533	7,700	8,100	8,100	8,100	11,736
給付費(千円)	2,084,278	2,079,067	2,121,848	2,185,501	2,185,505	2,185,505	3,300,137

### イ 介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

#### 【実績と計画】

介護老人保健施設	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	3,506	3,621	3,884	3,888	3,888	3,888	6,276
給付費(千円)	1,062,338	1,097,380	1,144,320	1,178,504	1,178,722	1,178,722	1,867,301

### ウ 介護医療院

- ・介護医療院は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

#### 【実績と計画】

介護療養型医療施設	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	425	383	390	432	432	432	684
給付費(千円)	159,907	143,515	147,792	152,097	152,290	152,290	272,975

※第8期実績値は介護療養型医療施設分を含む。

### 3) 地域密着型サービス

#### ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

##### 【実績と計画】

定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	450	410	522	528	528	528	684
給付費(千円)	64,283	72,251	102,542	102,518	102,648	102,648	148,988

#### イ 夜間対応型訪問介護

- ・夜間対応型訪問介護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

##### 【実績と計画】

夜間対応型 訪問介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	406	514	510	516	516	516	720
給付費(千円)	9,665	12,593	11,356	11,363	11,377	11,377	16,393

**ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護**

- ・認知症対応型通所介護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
- ・介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の動向等により、第9期計画の利用を0と見込んでいます。

**【実績と計画】**

認知症対応型 通所介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	10,637	11,131	10,732	10,626	10,619	10,565	15,725
延べ利用人数	1,096	1,159	1,080	1,080	1,080	1,080	1,620
給付費(千円)	111,148	115,735	117,313	117,316	117,317	117,303	173,631

介護予防 認知症対応型 通所介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	34	17	0	0	0	0	0
延べ利用人数	8	4	0	0	0	0	0
給付費(千円)	312	156	0	0	0	0	0

※本推計は、例外規定を含む給付費の推移を基に推計をしているため、【図表】8-17 第9期介護基盤年度別整備計画とは一致しない場合がある。

**エ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護**

- ・小規模多機能型居宅介護は、介護基盤年度別整備計画等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

**【実績と計画】**

小規模多機能 型居宅介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	1,268	1,265	1,370	1,380	1,380	1,380	1,992
給付費(千円)	256,200	282,898	313,884	329,884	330,054	330,054	485,033

介護予防 小規模多機能 型居宅介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	68	62	52	60	60	60	96
給付費(千円)	5,259	5,185	3,954	4,133	4,138	4,138	6,621

※本推計は、例外規定を含む給付費の推移を基に推計をしているため、【図表】8-17 第9期介護基盤年度別整備計画とは一致しない場合がある。

### 才 看護小規模多機能型居宅介護

- ・看護小規模多機能型居宅介護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

#### 【実績と計画】

看護小規模 多機能型 居宅介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	259	244	340	336	336	336	468
給付費(千円)	79,534	74,855	88,148	88,147	88,152	88,181	135,047

※本推計は、例外規定を含む給付費の推移を基に推計をしているため、【図表】8-17 第9期介護基盤年度別整備計画とは一致しない場合がある。

### 力 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・認知症対応型共同生活介護は、介護基盤年度別整備計画等により、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の動向等により、第9期計画の利用を0と見込んでいます。

#### 【実績と計画】

認知症対応型 共同生活介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	1,872	1,844	1,820	1,824	1,824	2,004	2,616
給付費(千円)	496,491	495,912	512,338	512,311	512,828	559,990	740,257

※本推計は、例外規定を含む給付費の推移を基に推計をしているため、【図表】8-17 第9期介護基盤年度別整備計画とは一致しない場合がある。

### キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

#### 【実績と計画】

地域密着型 介護老人福祉 施設入所者生 活介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	849	848	816	816	816	816	1,356
給付費(千円)	255,455	259,171	253,746	253,440	253,761	253,761	439,376

※本推計は、例外規定を含む給付費の推移を基に推計をしているため、【図表】8-17 第9期介護基盤年度別整備計画とは一致しない場合がある。

ク 地域密着型通所介護

- ・地域密着型通所介護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

地域密着型 通所介護	第8期実績値			第9期推計値			22年度 (第14期) 推計値
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	53,590	55,028	55,836	55,644	56,101	55,795	80,244
延べ利用人数	7,832	8,266	8,128	8,124	8,124	8,124	12,324
給付費(千円)	336,063	352,509	366,347	366,346	366,349	366,348	543,531

4) 共生型サービス

共生型サービスは、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の指定を受けている事業所が提供するサービスで、共生型訪問介護、共生型通所介護及び共生型短期入所生活介護のサービス類型に分かれます。

## 5) 給付費の実績と見込み

【図表】8-15 第8期計画（令和3年度～令和5年度）における給付費の実績（単位：千円）

サービス		3年度	4年度	5年度 (見込み)	合計	
居宅サービス	訪問介護	1,618,162	1,741,963	1,877,074	5,237,199	
	訪問入浴介護	132,528	131,983	133,485	397,996	
	訪問看護	892,655	963,967	1,048,622	2,905,244	
	訪問リハビリテーション	64,390	61,105	63,410	188,905	
	居宅療養管理指導	389,895	415,021	444,177	1,249,093	
	通所介護	1,127,687	1,120,834	1,199,659	3,448,180	
	通所リハビリテーション	227,509	213,735	227,554	668,798	
	短期入所生活介護	270,208	296,168	360,302	926,678	
	短期入所療養介護	46,828	44,598	55,349	146,775	
	特定施設入居者生活介護	2,298,140	2,354,187	2,418,071	7,070,398	
	福祉用具貸与	432,461	460,262	480,845	1,373,568	
	特定福祉用具販売	16,016	16,759	18,511	51,286	
	住宅改修	28,619	26,847	30,958	86,424	
	居宅介護支援	679,737	721,231	748,137	2,149,105	
	小計	8,224,836	8,568,660	9,106,153	25,899,648	
	予防給付	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
		介護予防訪問看護	77,484	73,644	90,725	241,853
		介護予防訪問リハビリテーション	11,274	7,805	8,133	27,213
		介護予防居宅療養管理指導	30,291	28,316	30,502	89,109
		介護予防通所リハビリテーション	27,091	23,940	24,625	75,656
		介護予防短期入所生活介護	1,457	1,333	1,459	4,249
		介護予防短期入所療養介護	340	92	0	431
		介護予防特定施設入居者生活介護	104,178	98,345	101,466	303,989
介護予防福祉用具貸与		34,222	36,473	39,307	110,001	
介護予防特定福祉用具販売		3,756	4,188	4,574	12,518	
介護予防住宅改修		14,768	16,393	18,416	49,577	
介護予防支援		45,553	45,487	49,228	140,268	
小計		350,415	336,015	368,434	1,054,864	
居宅サービス計		8,575,251	8,904,675	9,474,586	26,954,513	
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2,084,278	2,079,067	2,121,848	6,285,193	
	介護老人保健施設	1,062,338	1,097,380	1,144,320	3,304,038	
	介護療養型医療施設	68,686	30,411	12,666	111,763	
	介護医療院	91,222	113,104	135,126	339,452	
	施設サービス計	3,306,523	3,319,962	3,413,960	10,040,445	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	64,283	72,251	102,542	239,077	
	夜間対応型訪問介護	9,665	12,593	11,356	33,615	
	認知症対応型通所介護	111,148	115,735	117,313	344,196	
	小規模多機能型居宅介護	256,200	282,898	313,884	852,983	
	看護小規模多機能型居宅介護	79,534	74,855	88,148	242,536	
	認知症対応型共同生活介護	496,491	495,912	512,338	1,504,741	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	255,455	259,171	253,746	768,372	
	地域密着型通所介護	336,063	352,509	366,347	1,054,919	
	介護予防認知症対応型通所介護	312	156	0	469	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	5,259	5,185	3,954	14,398	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	
	地域密着型サービス計	1,614,412	1,671,265	1,769,628	5,055,305	
給付費計		13,496,186	13,895,902	14,658,175	42,050,263	

【図表】 8-16 第9期計画（令和6年度～令和8年度）における給付費の見込み（単位：千円）

サービス		6年度	7年度	8年度	合計
居宅サービス	訪問介護	2,046,224	2,143,920	2,225,953	6,416,097
	訪問入浴介護	145,509	152,429	158,288	456,226
	訪問看護	1,143,156	1,196,779	1,243,199	3,583,134
	訪問リハビリテーション	70,068	72,116	74,564	216,748
	居宅療養管理指導	479,813	514,952	523,712	1,518,477
	通所介護	1,307,724	1,370,119	1,423,858	4,101,701
	通所リハビリテーション	248,052	259,895	269,691	777,638
	短期入所生活介護	392,758	411,533	427,256	1,231,547
	短期入所療養介護	60,335	63,242	65,641	189,218
	特定施設入居者生活介護	2,635,891	2,761,610	2,867,554	8,265,055
	福祉用具貸与	532,685	532,100	578,390	1,643,175
	特定福祉用具販売	18,662	18,638	18,638	55,938
	住宅改修	30,680	30,680	30,680	92,040
	居宅介護支援	815,530	854,442	887,269	2,557,241
	小計	9,927,087	10,382,455	10,794,693	31,104,235
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	99,694	103,016	106,281	308,991
	介護予防訪問リハビリテーション	8,779	9,434	9,863	28,076
	介護予防居宅療養管理指導	33,338	34,461	35,544	103,343
	介護予防通所リハビリテーション	26,843	27,922	28,967	83,732
	介護予防短期入所生活介護	1,590	1,658	1,721	4,969
	介護予防短期入所療養介護	92	92	92	276
	介護予防特定施設入居者生活介護	110,003	114,722	119,303	344,028
	介護予防福祉用具貸与	42,384	43,959	48,349	134,692
	介護予防特定福祉用具販売	4,519	4,515	4,517	13,551
	介護予防住宅改修	18,161	18,161	18,161	54,483
	介護予防支援	53,859	56,007	57,310	167,176
	小計	399,262	413,947	430,108	1,243,317
居宅サービス計		10,326,349	10,796,402	11,224,801	32,347,552
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2,185,501	2,185,505	2,185,505	6,556,511
	介護老人保健施設	1,178,504	1,178,722	1,178,722	3,535,948
	介護医療院	152,097	152,290	152,290	456,677
	施設サービス計	3,516,102	3,516,517	3,516,517	10,549,136
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	102,518	102,648	102,648	307,814
	夜間対応型訪問介護	11,363	11,377	11,377	34,117
	認知症対応型通所介護	117,316	117,317	117,303	351,936
	小規模多機能型居宅介護	329,884	330,054	330,054	989,992
	看護小規模多機能型居宅介護	88,147	88,152	88,181	264,480
	認知症対応型共同生活介護	512,311	512,828	559,990	1,585,129
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	253,440	253,761	253,761	760,962
	地域密着型通所介護	366,346	366,349	366,348	1,099,043
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	4,133	4,138	4,138	12,409
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
	地域密着型サービス計	1,785,458	1,786,624	1,833,800	5,405,882
給付費計		15,627,909	16,099,543	16,575,118	48,302,570

※給付費については、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と小計及び合計の数値とが一致しない場合がある。



## 5 介護基盤整備について

第9期計画では、令和22年度までの中・長期的な視点で区における今後の高齢者人口の推移や区民ニーズを踏まえ、施設サービスの整備を進めるとともに、併せて高齢期に医療や介護が必要となった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、東京大学高齢社会総合研究機構<sup>13</sup>の協力を得ながら、24時間在宅ケアが提供できる地域を目指し、その拠点となる地域密着型サービスを整備していきます。

### 令和22年度（2040年度）までの整備方針

#### 1) 地域密着型サービス

- ・地域包括ケアシステムの拠点となる「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」は、計画目標を定め、在宅生活の継続を希望する区民ニーズに対応できるよう、公有地等の活用も視野に入れながら公募による整備を進めます。令和8年度末の定員は、小規模多機能型居宅介護166人、看護小規模多機能型居宅介護29人を見込んでいます。
- ・「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」は、計画目標を定め、高齢者人口増に伴う認知症高齢者の増加に対応できるよう、公有地の活用も視野に入れながら公募による整備を進めます。令和8年度末の定員は、176人を見込んでいます。
- ・「地域密着型通所介護」は、供給バランスが取れるよう、「（看護）小規模多機能型居宅介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のさらなる普及促進を図る影響を考慮し、介護保険事業計画に定める見込量の範囲内で整備します。
- ・「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」及び「認知症対応型通所介護」は、在宅生活の継続を支える基盤として、既存事業所の利用率や区民ニーズを踏まえ、新規整備の必要性を検討していきます。
- ・「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）」は、施設入所が必要になっても住み慣れた地域での生活を続けられるよう、既存事業所を活用して入所を進めます。

<sup>13</sup> 東京大学高齢社会総合研究機構と区は、平成31年4月1日、フレイル予防等の介護予防施策を始め、高齢者の生活支援や在宅医療・介護など地域包括ケアシステムに関する分野について連携協定を締結した。

## 2) 施設サービス

- ・「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」は、第9期計画における整備計画はありませんが、民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地を活用した施設を整備し、第10期計画における定員は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）と合わせて、740人を見込んでいます。  
また、老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者に良好な環境を整備するため、大規模改修を実施します。
- ・「介護老人保健施設」は、要介護状態の高齢者が在宅に復帰することを支援するため、既存事業所を活用して入所を進めます。

## 3) その他のサービス

- ・「特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）」は、東京都が必要定員利用総数を示しており、文京区は区中央部圏域（千代田区、中央区、港区、文京区、台東区）に位置付けられています。当該圏域における整備ニーズに対して本区における整備比率が高いことから、地域偏在が進まないよう、人口の推移を踏まえた区内のニーズを検討し、文京区有料老人ホーム設置基準（2022文福介第2480号令和4年12月28日区長決定）に基づき整備します。令和8年度末の定員は、1,171人を見込んでいます。

【図表】8-17 第9期介護基盤年度別整備計画

事業種別	5年度末	第9期				累計	22年度末 (第14期) 定員見込み
		6年度	7年度	8年度	計		
小規模多機能型居宅介護	5 (137)	—	—	1 (29)	1 (29)	6 (166)	253人
看護小規模多機能型居宅介護	1 (29)	—	—	—	—	1 (29)	58人
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	9 (158)	—	—	1 (18)	1 (18)	10 (176)	230人
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	9 (633)	—	—	—	—	9 (633)	740人
特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	14 (1,059)	1 (56)	1 (56)	—	2 (112)	16 (1,171)	1,267人

※上段数字は施設数、下段数字は（定員）、第9期の年度は事業開始年度を示す。

※令和22年度末の定員見込みについては、次期以降の計画策定時における高齢者人口の推移、利用状況やニーズ等に応じ、適宜見直していく。

## 6 第1号被保険者の保険料の算出

第9期介護保険事業計画期間の介護保険料（第1号被保険者の保険料）は、以下の考え方を基にして算出しています。

### 1) 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号被保険者の保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、区市町村の被保険者が利用する介護サービスの水準を反映した金額となっています。

そのため、介護保険料は、介護保険事業計画期間における介護サービスの利用見込量に応じたものとなり、その利用量が増えれば保険料は上がり、減れば下がる仕組みとなっています。

平成12年度の介護保険制度発足以来、本区の第1号被保険者数は32,479人から44,252人（令和5年8月末）に増加して約1.4倍となり、また、要介護・要支援認定者数は、3,674人から9,165人（令和5年8月末）に増加して約2.5倍、介護給付費は約49億円から約154億円（令和5年度末見込み）に増加して約3.1倍になっています。

こうした状況を踏まえ、本区の介護保険料基準額は、第1期は2,983円でしたが、第8期は6,020円となり、約2.0倍になっています。

また、全国平均基準額（月額）の介護保険料も、第1期（平成12年度～平成14年度）は2,911円でしたが、第8期（令和3年度～令和5年度）は6,014円となり、約2.1倍になっています。

今後も、高齢者人口及び要介護・要支援認定者の増加等の影響により、介護保険事業費は増加し、介護保険料基準額も上昇すると見込んでいます。

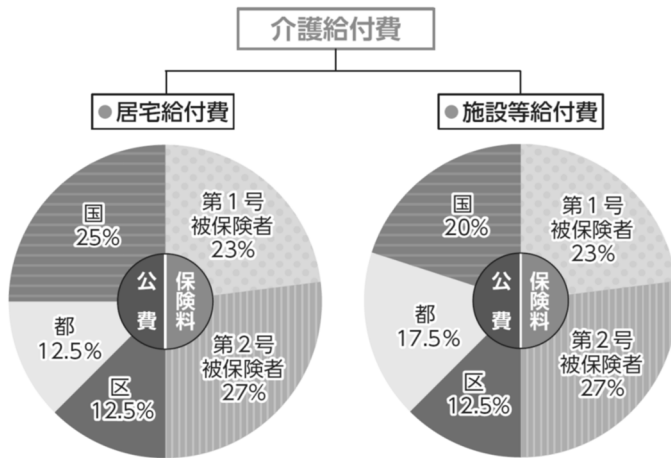
### 2) 介護給付費等の負担割合（財源構成）

#### ①介護給付費の負担割合

介護保険の財源は、国・都・区で負担する公費（50%）と、40歳以上の被保険者が負担する保険料（50%）で構成されています。

このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。

【図表】 8-18 介護給付費の負担割合



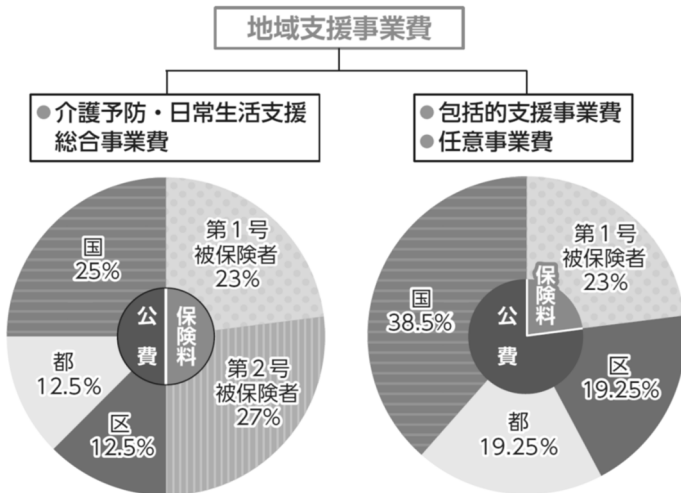
※居宅給付費：施設等給付費以外の保険給付費  
 ※施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護に係る給付費  
 ※国の負担割合には、調整交付金を含む。

## ②地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は、政令で定める額の範囲内で行うこととされています。介護保険財源で実施し、財源の一部には、40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。

このうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。

【図表】 8-19 地域支援事業費の負担割合



※介護予防・日常生活支援総合事業費に係る国の負担割合には、調整交付金を含む。

### 3) 第9期計画期間の介護保険料基準額の算出

介護保険料基準額は、第9期における介護給付費と地域支援事業費の見込額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定します。

第9期の介護保険料基準額の算定基礎となる介護保険事業費は、3年間で約533億円を見込んでおり、第8期の実績と比較して約1.1倍程度増加する見込みです。算定に当たっては、次の①の要因を反映させています。

この介護保険事業費から、次の②、③の要因等を勘案し、最終的な第9期の介護保険料基準額を算定します。

詳しくは、「6) 第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定」の中で記載しています。

#### ① 介護報酬の改定

国は、「介護職員の処遇改善分として0.98%増、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として0.61%増として、介護報酬を全体で1.59%増とする（介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行のため、平均1.54%増）」との考え方を示しました。

これにより、介護保険事業費は、増額となる影響を受けます。

#### ②65歳以上の高所得者の保険料引き上げ等

第9期から、国の標準的な所得段階における65歳以上の高所得者の保険料引き上げを行うこととしました。

また、介護老人保健施設及び介護医療院における多床室の室料について、今後、自己負担が導入される予定となっております。

これらにより、介護保険事業費は、減額となる影響を受けます。

#### ③介護給付費準備基金の活用

令和5年度末の介護給付費準備基金<sup>14</sup>の残高は、約23億3千万円となっています。

保険料上昇抑制のため、この残高から「第9期の基金として必要な額」、「国の財政調整交付金の減額への対応として残す額」、「令和5年度の給付費の増加による基金取崩」を考慮した上で活用額を決定します。

<sup>14</sup> 介護給付費準備基金 介護保険特別会計において発生した余剰金等を介護給付費準備基金として積み立て、介護給付及び地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合の不足財源とするもの。積み立てられた余剰金については、最低限必要と認める額を除き、次期計画期間において歳入に繰り入れることとなっている。

## 4) 第9期計画期間の介護保険料の段階及び保険料率の設定

介護保険料の段階設定や基準額に対する保険料率は、保険者が判断して設定することができます。

第9期の保険料段階及び保険料率については、被保険者の負担能力や公平性を考慮し、次のとおり設定します。

### ①介護保険料の段階設定

第9期の介護保険料の段階数は、国の所得区分による多段階化により、第8期の15段階から変更し、20段階とします。

### ②住民税非課税者の保険料軽減

#### ア 区独自の保険料率の引下げ

第8期に引き続き、第2段階の保険料率(0.685)と第4段階の保険料率(0.9)は国基準から引下げ、第2段階の保険料率(0.43)、第4段階の保険料率(0.85)とします。

#### イ 公費の活用による軽減

第9期は、第8期に引き続き、給付費の5割の公費とは別枠で公費(国1/2、都道府県1/4、区市町村1/4)を投入し、世帯非課税層における保険料を軽減します。

## 5) 第9期における介護保険事業費の見込み

### ①第9期介護給付費の見込み

総給付費に特定入所者介護(予防)サービス費などを加えた介護給付費は、第9期(令和6~8年度)で約508億円を見込んでいます。

【図表】8-20 第9期介護給付費の見込み

(単位：千円)

介護給付費	第9期計画			合計
	6年度	7年度	8年度	
総給付費 (A)	15,627,909	16,099,543	16,575,118	48,302,570
居宅サービス給付費	10,326,349	10,796,402	11,224,801	32,347,552
施設サービス給付費	3,516,102	3,516,517	3,516,517	10,549,136
地域密着型サービス給付費	1,785,458	1,786,624	1,833,800	5,405,882
その他給付額 (B)	777,900	814,960	846,758	2,439,618
特定入所者(予防)サービス費等給付額	174,453	181,326	188,271	544,050
高額介護(予防)サービス費等給付額	515,198	541,092	562,315	1,618,605
高額医療合算介護(予防)サービス費等給付額	88,249	92,542	96,172	276,963
保険給付費計[(A)+(B)]	16,405,809	16,914,503	17,421,876	50,742,188
審査支払手数料 (C)	18,729	19,640	20,410	58,779
合計[(A)+(B)+(C)]	16,424,538	16,934,143	17,442,286	50,800,967

## ②第9期地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、第9期(令和6～8年度)で約25億円を見込んでいます。

【図表】8-21 第9期地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

地域支援事業費	第9期計画			合計
	6年度	7年度	8年度	
地域支援事業費	819,869	820,401	820,943	2,461,213
介護予防・日常生活支援総合事業費	452,374	452,564	452,773	1,357,711
包括的支援事業費・任意事業費	367,495	367,837	368,170	1,103,502

※第9期地域支援事業費の見込みにおける内訳は、「第7章 地域支援事業費の推進」の

「4-4)地域支援事業に要する費用の見込み」を参照。



## ③第9期介護保険事業費の見込み

介護給付費と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、第9期（令和6～8年度）で約533億円を見込んでいます。

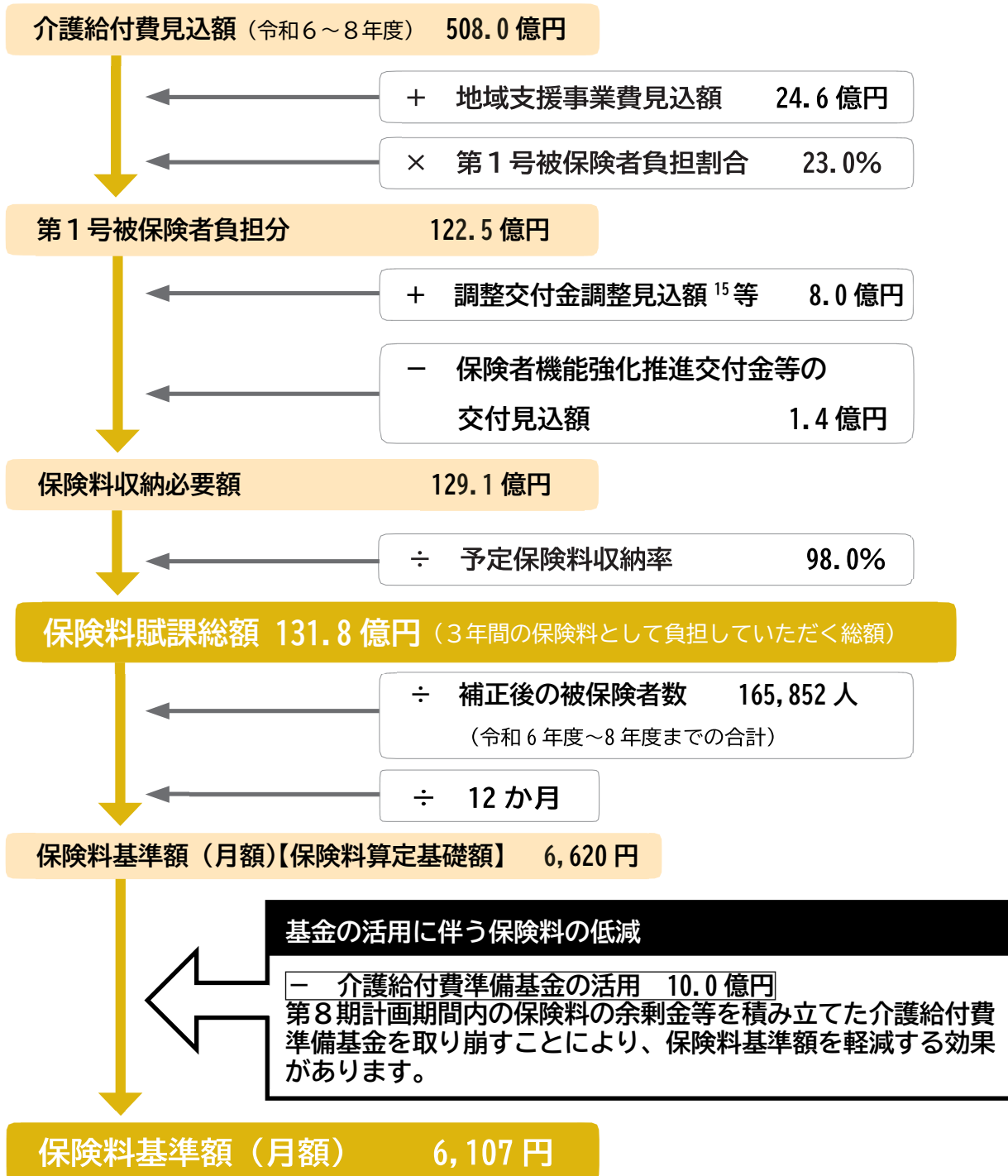
【図表】8-22 第9期介護保険事業費の見込み（単位：千円）

介護保険事業費	第9期計画			合計
	6年度	7年度	8年度	
介護給付費	16,424,538	16,934,143	17,442,286	50,800,967
地域支援事業費	819,869	820,401	820,943	2,461,213
合計	17,244,407	17,754,544	18,263,229	53,262,180

## 6) 第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定

第9期（令和6年度～令和8年度）の保険料基準額は、次のとおりです。

【図表】8-23 第1号被保険者保険料の算定手順



【図表】8-24 第9期保険料基準額

第9期保険料基準額	令和6～8年度	月額 6,107 円
-----------	---------	------------

15 調整交付金調整見込額 国が負担する財政調整交付金が減額された場合に、第1号被保険者の保険料で補われるもの。

所得段階に応じた各段階別の介護保険料及び各所得段階の第1号被保険者数は、次のとおりです。

【図表】8-25 所得段階別介護保険料

第9期 (令和6～8年度)

所得段階	対象者		保険料率	年額保険料 (月額保険料)	第8期との 差額
第1段階	生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		0.285	20,900円	▲800円
				1,700円	(▲100円)
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の 合計所得金額 の収入額と	0.43	80万円超120万円以下	▲900円
				2,600円	(▲100円)
第3段階			0.685	120万円超	▲300円
				4,100円	(▲100円)
第4段階	本人が 住民税非課税で 同じ世帯に 住民税課税者が いる	本人の 合計所得金額 の収入額と	0.85	80万円以下	1,000円
				5,200円	(100円)
第5段階 (基準額)			1.00	80万円超	1,100円
				6,100円	(100円)
第6段階			1.15	120万円未満	1,200円
				7,000円	(100円)
第7段階			1.25	120万円以上210万円未満	1,400円
				7,600円	(100円)
第8段階			1.40	210万円以上320万円未満	1,600円
				8,500円	(100円)
第9段階			1.70	320万円以上400万円未満	5,500円
				10,300円	(400円)
第10段階			1.80	400万円以上420万円未満	2,000円
				11,000円	(200円)
第11段階			1.90	420万円以上500万円未満	9,300円
				11,600円	(800円)
第12段階			2.10	500万円以上620万円未満	2,300円
				12,800円	(200円)
第13段階			2.30	620万円以上720万円未満	16,900円
				14,000円	(1,400円)
第14段階			2.40	720万円以上750万円未満	24,300円
				14,600円	(2,000円)
第15段階			2.55	750万円以上1,000万円未満	6,400円
				15,500円	(500円)
第16段階			2.85	1,000万円以上1,500万円未満	6,700円
				17,400円	(600円)
第17段階			3.10	1,500万円以上2,000万円未満	25,000円
				18,900円	(2,100円)
第18段階			3.30	2,000万円以上3,000万円未満	10,700円
				20,100円	(900円)
第19段階			3.60	3,000万円以上4,000万円未満	11,100円
				21,900円	(900円)
第20段階			3.90	4,000万円以上	33,100円
				23,800円	(2,800円)

参考 第8期 (令和3～5年度)

所得段階	対象者		保険料率	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		0.30	21,700円
				(1,800円)
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の 合計所得金額 の収入額と	0.45	80万円超120万円以下
				32,500円
第3段階			0.70	120万円超
				50,600円
第4段階	本人が 住民税非課税で 同じ世帯に 住民税課税者が いる	本人の 合計所得金額 の収入額と	0.85	80万円以下
				61,400円
第5段階 (基準額)			1.00	80万円超
				72,200円
第6段階			1.15	120万円未満
				83,100円
第7段階			1.25	120万円以上210万円未満
				90,300円
第8段階			1.40	210万円以上320万円未満
				101,100円
第9段階			1.65	320万円以上400万円未満
				119,200円
第10段階			1.80	400万円以上500万円未満
				130,000円
第11段階			2.10	500万円以上750万円未満
				151,700円
第12段階			2.50	750万円以上1,000万円未満
				180,600円
第13段階			2.80	1,000万円以上2,000万円未満
				202,300円
第14段階			3.20	2,000万円以上3,000万円未満
				231,200円
第15段階			3.50	3,000万円以上
				252,800円

※月額保険料（保険料算定基礎額に基準額に対する割合（保険料率）を乗じたもの）は、目安として百円単位で表示。

※第1段階から第3段階までの保険料率については、保険料軽減実施後の割合。

（本来の割合）第1段階…0.455 第2段階…0.63 第3段階…0.69

※第9・10段階及び第14・15段階については、第10期計画期間以降、国による基準額に対する割合の見直しに応じて、統合を予定している。

【図表】8-26 保険料所得段階別第1号被保険者数

(単位：人)

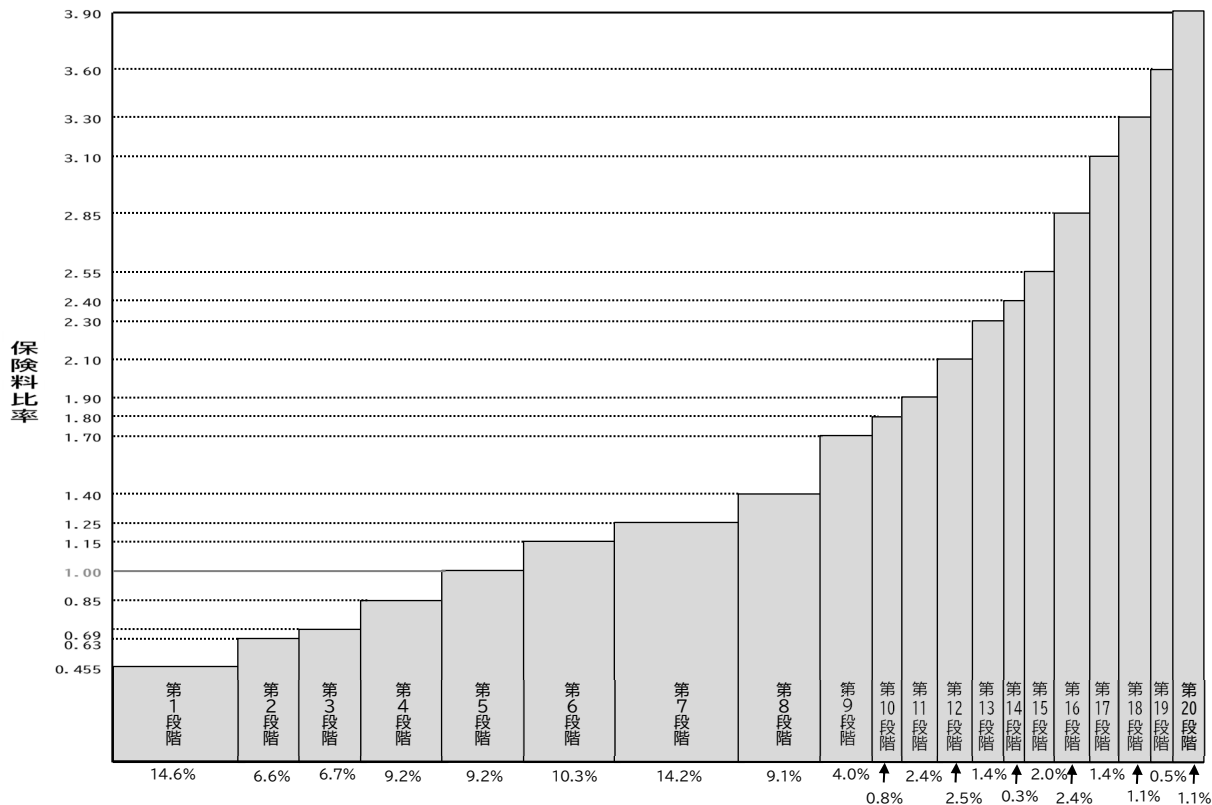
所得段階	6年度	7年度	8年度	合計(A)	構成比	基準額と 比較 (B)	補正 被保険者数 (A) × (B)
第1段階	6,489	6,585	6,682	19,756	14.6%	0.455	8,989
第2段階	2,939	2,983	3,026	8,948	6.6%	0.63	5,637
第3段階	2,975	3,019	3,063	9,058	6.7%	0.69	6,250
第4段階	4,076	4,137	4,197	12,410	9.2%	0.85	10,548
第5段階	4,097	4,158	4,219	12,474	9.2%	1.00	12,474
第6段階	4,582	4,650	4,718	13,950	10.3%	1.15	16,043
第7段階	6,274	6,367	6,461	19,102	14.2%	1.25	23,877
第8段階	4,046	4,106	4,166	12,318	9.1%	1.40	17,246
第9段階	1,791	1,818	1,844	5,453	4.0%	1.70	9,270
第10段階	367	372	378	1,117	0.8%	1.80	2,011
第11段階	1,076	1,092	1,108	3,276	2.4%	1.90	6,224
第12段階	1,086	1,102	1,118	3,306	2.5%	2.10	6,943
第13段階	630	639	649	1,918	1.4%	2.30	4,412
第14段階	132	134	136	402	0.3%	2.40	965
第15段階	874	887	900	2,661	2.0%	2.55	6,785
第16段階	1,044	1,060	1,075	3,179	2.4%	2.85	9,059
第17段階	611	620	629	1,860	1.4%	3.10	5,767
第18段階	508	516	523	1,547	1.1%	3.30	5,104
第19段階	227	230	234	691	0.5%	3.60	2,488
第20段階	485	492	499	1,477	1.1%	3.90	5,759
合計	44,309	44,967	45,626	134,903	100.0%		165,852

※表中の数値は、四捨五入している箇所があるため、合計値が一致しない場合がある。

【6年度】令和5年12月時点の所得段階別第1号被保険者数。

【7～8年度】令和6年度数値に、「文の京」総合戦略（令和6～9年度）に基づく、年度単位の伸び率を乗じて算出。

【図表】8-27 保険料所得段階別第1号被保険者数構成比



## 7) 令和22年度(2040年度)の介護保険料算定基礎額等

本区の第1号被保険者数は、令和22年に58,821人になると推計しており、令和5年の44,252人(8月末)と比べ、約32.9%増加すると見込んでいます。

また、要介護・要支援認定者(第1号及び第2号被保険者を含む。)も令和22年度に13,592人になると推計しており、令和5年度の9,165人(8月末)と比べ、約48.3%増加すると見込んでいます。

介護保険事業費は、令和22年度、約250億円程度になると推計しており、令和8年度の約182.6億円と比べ、約36.9%増加すると見込んでいます。

この介護保険事業費を基に算出した令和22年度の介護保険料算定基礎額は、約9,000円になると見込んでいます。

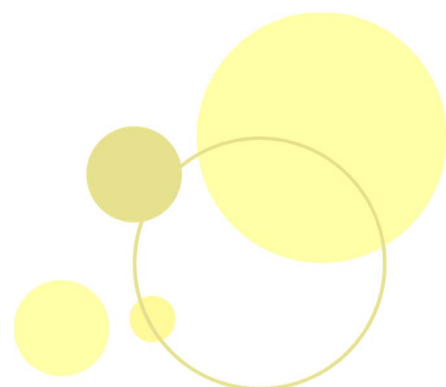
※令和22年の第1号被保険者数は、令和5年1月時点の人口推計に基づき算出したもの。

※介護保険事業費及び介護保険料算定基礎額は、介護報酬改定の見込みを考慮せず、介護給付費の伸び率及び被保険者数推計に基づき積算したもの。



# 第9章

## 介護保険制度の運営







## 第9章

# 介護保険制度の運営

### 1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とするよう支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ることが重要です。

そのため、高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発の取組を積極的に推進するとともに、地域における介護予防等の取組を通じて、高齢者等が地域社会を構成する一員として社会貢献できる場を提供し、社会的役割を担うことによる生きがいづくりを支援していきます。

#### 1) 高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発の取組を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

#### 2) 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組在住民主体の通いの場等で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場等に参加する取組を推進します。

#### 3) リハビリテーション専門職との連携

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。

また、リハビリテーションサービス提供の場の拡充等、必要な対策を検討していきます。

#### 4) 口腔機能向上や低栄養防止に係る指導

---

歯科衛生士による口腔ケアの指導や口周辺の筋肉を鍛える体操等を行うとともに、管理栄養士による低栄養予防等の栄養改善に関する講義等を実施し、要介護状態等になることを予防します。

#### 5) ボランティア活動や就労的活動による社会参加の促進

---

元気な高齢者が様々なサービスの担い手として活躍できる場や機会を整え、社会参加や社会的役割を持つことにより、生きがいづくりや介護予防につなげていきます。

## 2 介護給付の適正化

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な介護や医療のサービスを提供する制度です。

制度上では、老後の生活が誰の責任のもとに営まれるのかという観点から、自助を基本としながら相互扶助によってまかなう、負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されています。このため、介護給付を必要とする利用者を適切に認定するとともに、利用者が真に必要なサービスを見極め、介護サービス事業者がルールに従って過不足なく提供していくことがとても大切です。

適切な介護サービス提供の確保により、費用の効率化等を通じた介護給付の適正化を図ることができます。

区は保険者として、東京都が策定する東京都介護給付適正化計画に基づいて介護給付適正化事業を推進するとともに、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付され、利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進していきます。

### 1) 要介護認定の適正化

#### ①要介護認定調査を委託した場合の公平公正性の確保

要介護認定調査は、本区職員や居宅介護支援事業者等への委託により実施しています。調査員によって調査内容が異ならないように、調査項目の判断基準の解説や特記事項の記載に係る留意点等の確認を目的とした要介護認定調査員研修を開催し、全国一律の基準に基づいた公正かつ的確な調査の実施と認定調査票の記載内容の充実を図っていきます。

また、委託した認定調査票の内容について、本区職員による全件点検を継続することで、公平公正性を確保していきます。

#### ②要介護認定審査の適正化

主治医意見書及び認定調査票における内容の精度を高め、充実させるための取組を実施しています。

また、要介護認定審査会における平準化・適正化のため、審査判定手順等の遵守及び連絡会の開催等による審査会間の情報共有の取組をより一層推進していきます。

## 2) 適切なケアマネジメント等の推進

### ①介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修・連絡会の実施等

ケアマネジャーの資質向上を図るため、文京区介護サービス事業者連絡協議会に居宅介護支援事業者部会を設置して、研修会を実施しています。

さらに、区内の主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）のネットワークの構築に取り組むとともに、意見交換や研修の場を提供するなど、ケアマネジャー相互や区との連携を一層充実させ、包括的・継続的ケアマネジメントを支援していきます。

### ②ケアマネジメント支援事業の実施

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、平成18年から高齢者あんしん相談センターの主任ケアマネジャーが中心となり、区と協働でケアマネジャーを対象に講演会やワークショップなどの研修を実施しています。

今後も、介護保険サービス利用者の自立支援及び自分らしい生活の実現に資することを目的に、ケアマネジメント力の向上のための事業を実施していきます。

### ③ケアプラン点検の実施

ケアマネジャーが作成するケアプラン（居宅サービス計画等）が利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、また、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等を、区、専門的見地を持つ主任ケアマネジャー及び事業者の三者で定期的に点検し、より良いケアプランが作成されるよう支援を行うことで、ケアマネジャーの資質の向上を図っていくとともに、給付実績等の帳票活用等により、効果的な点検を実施していきます。

### ④福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

福祉用具購入費・住宅改修費の給付に際しては、書面による審査を行っています。利用者の状態像から見て用具の購入や住宅改修の必要性が正しく判断されているか、また、計画どおりに工事等が行われているかを確認するために、書面審査に加えて購入・改修の前後に利用者宅への訪問調査を行い、適正に利用されているか確認しています。

### 3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

#### ①事業者に対する指導監督

法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するため、事業者に対し集団指導を行います。

また、事業所を訪問し、運営指導及び監査を実施します。運営指導では、人員・設備・運営基準が遵守されているかを確認するために、関係書類等を基に事業者に対し説明を求めて指導を行います。

こうした指導を行うことで、事業者がそれぞれの業務において、法令基準を遵守した適正な事業運営が図られるよう促します。

なお、運営指導により重大な指定基準違反及び人格尊重義務違反が発覚した場合や、改善指導に従わない悪質な事業者に対しては、速やかに監査に切り替え、東京都と連携を取りながら、指定取り消し等を含む行政上の措置を行います。

また、不適正な介護給付事例が確認された場合は、介護給付費の返還等を含め速やかに改善を求め、介護報酬請求の適正化を図っています。

#### ②苦情・通報情報の活用

本区では、区民等から寄せられる苦情や通報情報のうち、不適切な介護サービスが提供されていると考えられる場合については、ケアプラン「居宅（介護予防）サービス計画」等の確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施しています。

#### ③縦覧点検・医療情報との突合

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行う縦覧点検を行っています。

また、医療の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除を図ります。

縦覧点検及び医療情報との突合の効率的な実施を図るため、東京都国民健康保険団体連合会への業務委託により実施しています。

令和3年度介護報酬改定における以下の改定事項について、経過措置期間が終了し、令和6年度から、対象サービス事業者が必要な対応を行うことが義務化されます。

【図表】9-1 経過措置が終了する令和3年度介護報酬改定事項一覧

名称	対象サービス	経過措置の概要
1 感染症対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
2 業務継続に向けた取組の強化	全サービス	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス <small>※無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く。</small>	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
4 高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。
5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

## 4) 区民及び被保険者等への介護保険制度に関する説明の充実

### ① サービス利用に関する情報提供

適切なサービスの利用に資するため、区報、区ホームページ及びパンフレット等により、給付適正化への理解を図っています。

さらに、介護サービス利用者や介護サービス事業者の利便性を高めるために、介護サービス事業者情報や定期的に更新されるサービスの空き情報等を検索できるシステムを運用するとともに、区ホームページ内に厚生労働省や都福祉局ホームページへのリンクを設け、タイムリーな情報提供を行っています。

#### ア 啓発用パンフレット・チラシ

##### ○わたしたちの介護保険

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。

##### ○わたしたちの介護保険便利帳

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。(持ち運び用冊子)

##### ○ハートページ(介護サービス事業者ガイドブック)

本区における介護保険の相談・申請窓口や介護保険のしくみを紹介するとともに、各種介護サービス事業者をリスト化しています。なお、冊子と同様の事業者情報を掲載したWEBページも開設しています。

##### ○高齢者のための福祉と保健のしおり

本区や社会福祉協議会が行っている高齢者のための福祉サービス・保健サービスを分かりやすくまとめています。

##### ○文京区認知症ケアパス知っておきたい! 認知症あんしん生活ガイド

認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れや相談窓口、地域のサポート・サービス等を紹介しています。

##### ○こんにちは高齢者あんしん相談センターです

高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の役割やお問い合わせ先を紹介しています。

#### イ 情報サイト等の運用

##### ○介護サービス事業者情報検索等システム

介護サービス事業者向けの情報サイトを開設し、最新の介護関係情報や本区主催の研修会情報を提供することで介護サービスの質の向上を図っています。

さらに、所在地やサービスの種類から、簡便に事業者の基本情報や介護サービスの空き情報及び事業所の求人情報を区民が検索できるシステムも運用しています。

#### ウ 事業概要

##### ○文京の介護保険

本区における介護保険制度のあゆみや認定者、保険料及び介護サービス等の状況や実績等をまとめています。

## ②介護保険相談窓口

本区の介護保険課の相談窓口では、専門相談員を配置し、区民及び介護サービス事業者等からの相談や苦情に対応しています。

サービス利用者が介護保険制度を十分に理解し、適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、介護サービス事業者に対しても、サービス提供がより適切に行われるよう助言・指導しています。

また、区内4つの日常生活圏域ごとに設置する高齢者あんしん相談センターでは、高齢者等からの様々な相談や、権利擁護に関する相談の支援等を行っています。

なお、これらの対応については、必要に応じて東京都及び東京都国民健康保険団体連合会等とも連携し、充実を図っています。



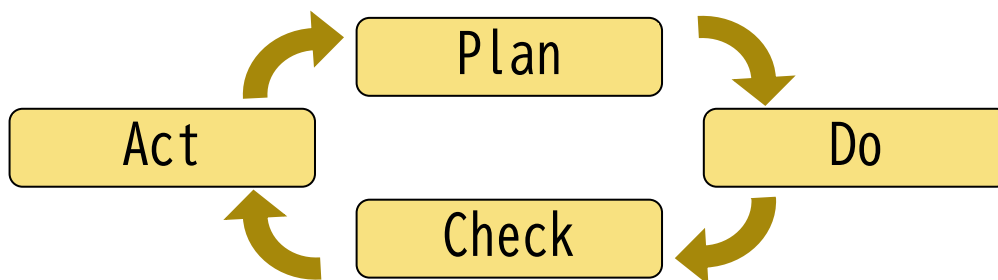
### 3 PDCAサイクルの推進による保険者機能強化

国の基本指針では、自立支援、介護予防・重度化防止や介護給付の適正化に関する施策の実施状況及び目標の達成状況について、年度ごとに調査及び分析を行うとともに、計画の実績に関する評価を実施し、必要があると認められるときは、次期計画に反映するPDCAサイクルの推進を明記しています。

そのため、国では自治体への財政的奨励策として、保険者機能強化推進交付金、令和2年度には介護保険保険者努力支援交付金を創設しました。

本区においても、地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会等において、PDCAサイクルを確実に実施することで保険者機能の強化を図り、これら交付金を活用し、安定した介護保険制度の運営を図っていきます。

【図表】 9-2 PDCAサイクルのイメージ



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す

## 4 介護人材の確保・定着等

高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に行っていくためには、介護サービスを提供する事業所に勤務する人材（以下「介護人材」という。）の確保が必要不可欠です。

東京都の試算では、2025年（令和7年）に、約3万1千人の介護人材が不足するとしており、本区においても今後、介護サービス基盤の維持に、2040年（令和22年）には千人規模の介護人材の不足が予測されています。

また、本区の高齢者等実態調査（令和4年度）では、介護サービス事業者の54.2%が従業員の不足を感じており、そのうちの50.0%の事業者は「採用が困難」と回答するなど、現状において大変厳しい状況となっています。

介護人材の不足は、全国共通の課題であり、その背景として賃金など他職種との競合や職場環境、介護に対するイメージなど様々な要因が絡み合っています。

このような状況に対し、国においては、地域と二人三脚で「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を進めるための対策に総合的・計画的に取り組むこととしており、介護職員処遇改善加算等を導入しています。

東京都においては、国の動向等も踏まえ、「働きやすい職場環境の醸成」、「介護現場のマネジメント改革」、「地域の特色を踏まえた支援の拡充」の3つの方向性をまとめ、参入促進や再就職支援、育成、普及啓発など幅広く事業を実施しています。

本区においては、介護の魅力を高めるため、平成21年度から介護サービス事業者と協働で実施しているイベント「アクティブ介護」に加え、介護の仕事啓発番組配信、出張講座等を実施し、幅広い年代への理解促進に取り組んでいます。また、介護サービス事業者連絡協議会における研修や情報提供などにより、介護職員の資質向上と介護サービス事業者間のネットワークづくりを行っています。

平成28年度からは、福祉避難所に指定された介護施設職員に対する住宅費補助を開始し、平成30年度からは、介護職員初任者・実務者に対する資格取得支援として、研修受講費を補助しています。また、外国人介護福祉士候補者の受入れに対する体制整備促進と育成支援等のための費用を補助しています。平成31年度からは、福祉避難所に指定された区内地域密着型サービス事業所の介護職員等の宿舍借上げ費用を補助しています。令和4年度からは、介護未経験者に対して、基本的な業務知識を習得するための研修を実施しています。令和6年度からは、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の更新等に係る研修費用を補助することで、多様な人材の参入促進を図り、さらなる介護人材の確保・定着等を支援していきます。

さらに、介護人材確保・定着の取組を効果的、効率的に進めるため、国や東京都による事業者支援等と併せた包括的な事業を、介護サービス事業者と連携して実施します。

また、介護分野の文書に係る負担軽減を図り、事業者の生産性の向上に資するため、介護サービス事業所等の指定申請等について様式の標準化や文書の削減、オンライン申請システムの利用などの取組を進めていきます。

なお、職場環境の向上や介護職員の負担軽減に効果が期待されているICT等の導入については、職員の習熟など様々な課題があることから、先行事業所の取組や国のモデル事業の検証等を踏まえ、支援方法について引き続き検討を進めていきます。

## 5 利用者の負担割合等の制度

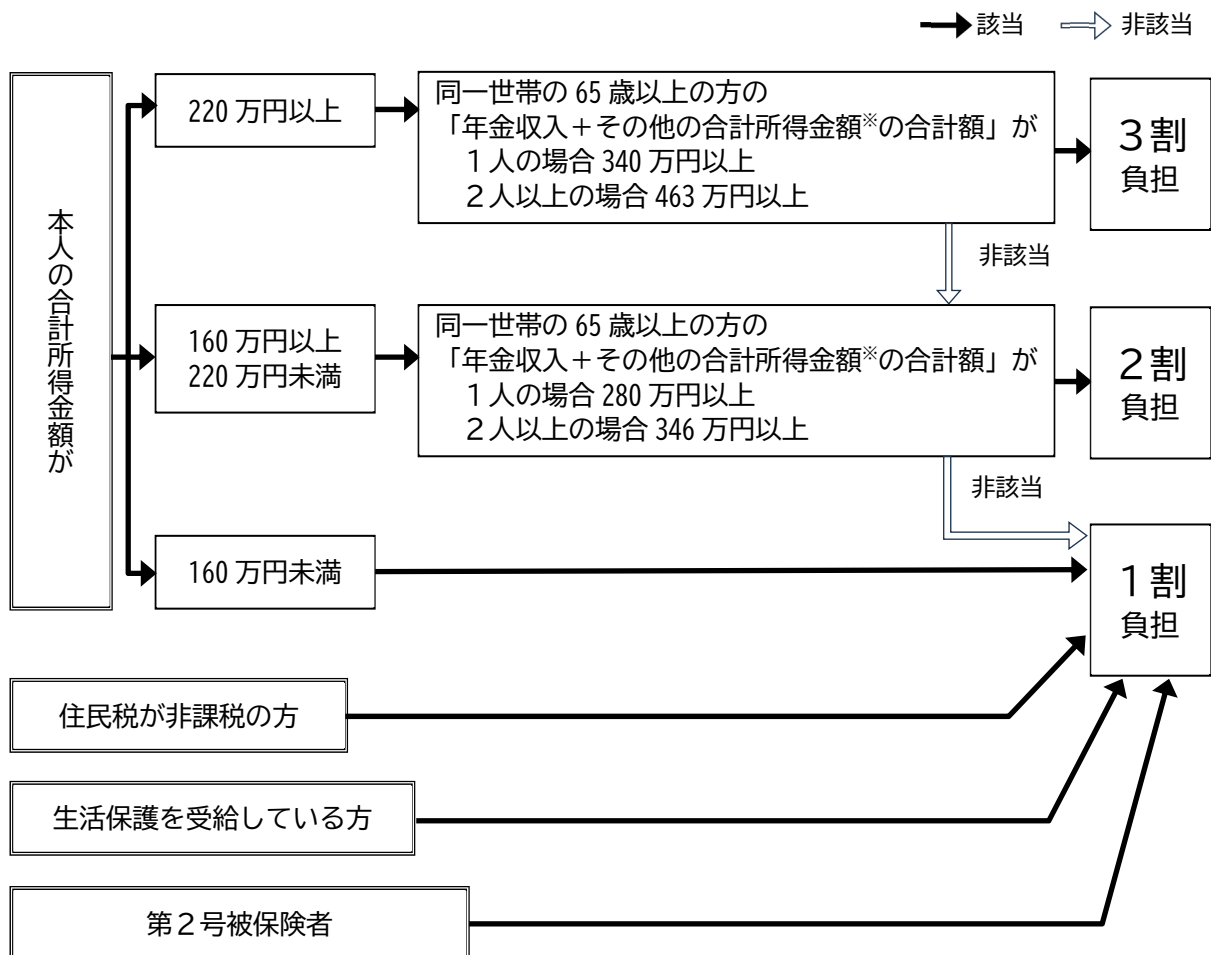
### 1) 利用者の負担割合

介護保険サービス負担は、原則、1割となっています。

ただし、第1号被保険者のうち、一定以上の所得がある場合の自己負担は、2割又は3割となります。

要介護・要支援の認定を受けた方には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

【図表】9-3 利用者負担の割合



※その他の合計所得金額…合計所得金額から、年金収入の雑所得を除いた所得金額

## 2) 保険料個別減額制度

本区では、保険料の所得段階が第2段階、第3段階に該当する方のうち、次の1から5までの要件をすべて満たした場合に、第1段階と同率の保険料とする個別減額制度を設けています。

【図表】9-4 保険料個別減額制度該当要件

		世帯人数			
		1人	2人	3人	4人以上
1	前年の収入額	120万円以下	170万円以下	220万円以下	1人増えるごとに50万円を加えた額
2	預貯金等	240万円以下	340万円以下	440万円以下	1人増えるごとに100万円を加えた額
3	居住用以外の土地又は建物を所有していないこと				
4	住民税課税者と生計をともにしていないこと又は住民税課税者の扶養を受けていないこと				
5	原則として保険料を滞納していないこと				

※預貯金等には、債権等も含まれる。

## 3) 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用に係る居住費（滞在費）・食費が低所得者にとって過重な負担とならないように、利用者負担段階に応じた負担限度額を設けています。

具体的には、限度額と基準費用額との差額を、保険給付費から特定入所者介護サービス費として負担します。

また、令和6年8月1日から居住費（日額）が改定となります。

【図表】9-5 特定入所者介護サービス費負担限度額（令和6年8月1日より適用）

利用者負担段階		居住費（日額）				食費（日額）	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	880円	550円	①380円 ②550円	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	880円	550円	①480円 ②550円	430円	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	①880円 ②1,370円	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の方	1,370円	1,370円	①880円 ②1,370円	430円	1,360円	1,300円
第4段階	住民税世帯課税者 ※表の額は、基準費用額（国が定めた平均的な額）	2,066円	1,728円	①1,231円 ②1,728円	①915円 ②437円	1,445円	1,445円

上記図表における①②について

①：介護老人福祉施設、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

②：介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護

※特定入所者介護サービス費の支給における預貯金の要件については、単身の場合、第2段階は650万円以下、第3段階①は550万円以下、第3段階②は500万円以下、夫婦の場合、1,000万円を加えた額以下。なお、別居の配偶者が住民税課税者の場合は、当該サービス費の支給対象外。

#### 4) 住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階が第4段階に該当する方は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。

ただし、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないように、一定の要件（世帯の年間収入から施設での利用者負担（居住費・食費を含む。）の見込額を差し引いた額が80万円以下など）を満たす場合は、利用者負担段階の第3段階②が適用されます。

#### 5) 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費の支給

月々の介護保険サービス（福祉用具購入費・住宅改修費等は除く。）及び総合サービス事業の利用者負担の合計額が利用者負担段階に応じた上限額を超えた場合、申請により超えた額を高額介護（介護予防）・高額総合サービス費として支給し、負担を軽減します。

【図表】 9-6 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費

利用者負担段階	負担上限額（月額）
住民税世帯課税【第4段階】	
●課税所得 690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得 380万円以上 690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得 380万円未満	世帯 44,400円
住民税世帯非課税等【第3段階】	世帯 24,600円
●課税年金収入及びその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方【第2段階】	世帯 24,600円
●高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者【第1段階】	世帯 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円

## 6) 高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費の支給

世帯内での医療、介護保険サービス及び総合サービス事業のそれぞれの利用者負担額を合算した年額（8月から翌年7月まで）が負担限度額を超えたとき、申請によりそれぞれの制度から支給し、負担を軽減します。

そのうち、介護保険サービスと総合サービス事業では、高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費として支給されます。

【図表】9-7 高額医療・高額介護・高額総合合算自己負担限度額「算定基準額」

所得区分 ※1		後期高齢者医療制度 + 介護保険 (75歳以上の方 がいる世帯)	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 (70~74歳の方 がいる世帯)	所得区分 ※1 (基礎控除後の 総所得金額等)	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の方 がいる世帯)
課税所得 690万円以上		212万円	212万円	901万円超	212万円
課税所得 380万円以上		141万円	141万円	600万円超 901万円以下	141万円
課税所得 145万円以上		67万円	67万円	210万円超 600万円以下	67万円
一般		56万円	56万円	210万円以下	60万円
住民税 非課税	Ⅱ※2	31万円	31万円	住民税世帯 非課税	34万円
	Ⅰ※3	19万円	19万円		

※1 毎年7月31日時点の、医療保険の所得区分を適用する。

※2 世帯員全員が非課税の方

※3 世帯員全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、Ⅱの31万円となるので、高額医療合算介護（介護予防）サービス費のみ不支給となることがある。

## 7) 生計困難者の利用料軽減制度

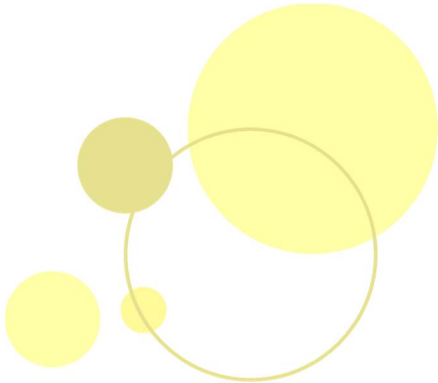
要件（収入が単身で150万円以下や預貯金が単身で350万円以下など）をすべて満たし、申請により認定を受けると、該当する介護サービスに係る費用（利用者負担額・食費・居住費）のうち25%（老齢福祉年金受給者は50%）を軽減します。

ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都に減額の申出を行っている場合に対象となります。





# 資料編



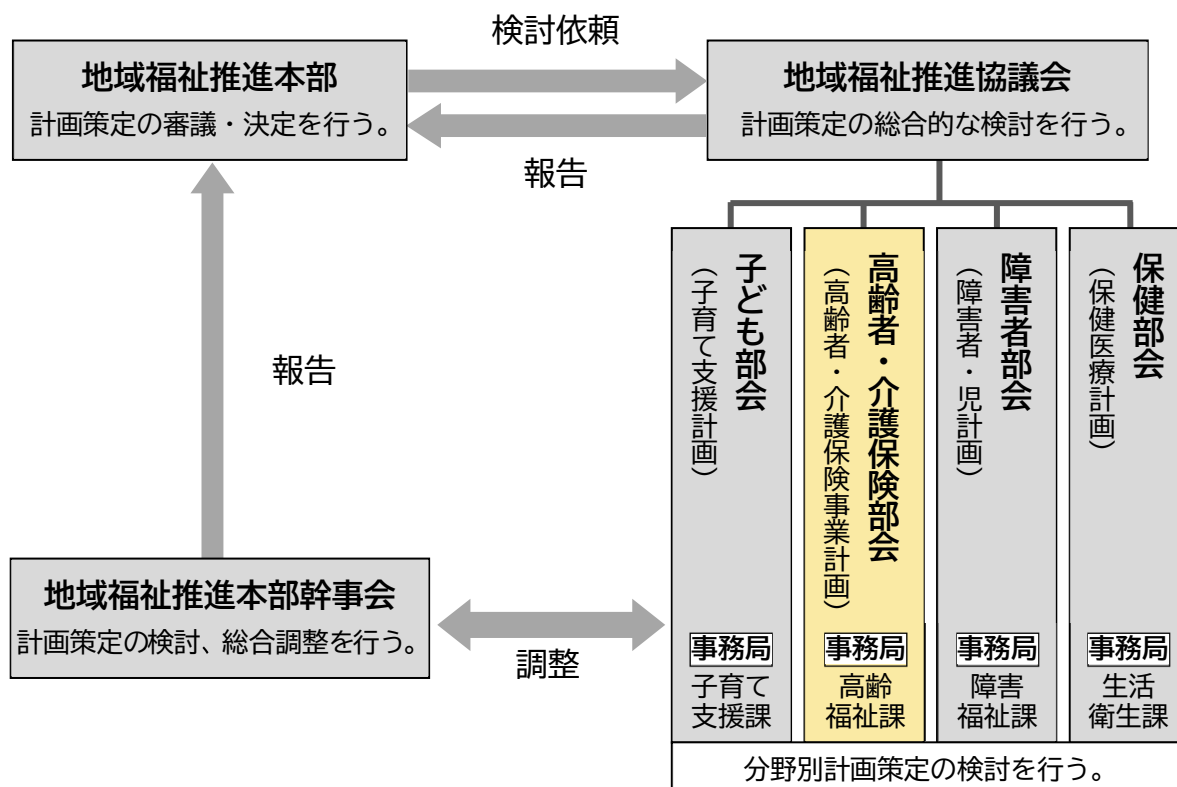


## 資料編

## 1 検討体制

本計画の検討は、学識経験者、区内関係団体等の構成員及び公募区民により構成される地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）において総合的な検討を行うとともに、協議会の下に設置した4つの分野別検討部会において、各分野別計画の検討を行いました。

また、庁内組織である地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）において、計画策定の審議・決定を行うとともに、推進本部の下に設置した地域福祉推進本部幹事会において、必要な検討、調整を行いました。



## 1) 文京区地域福祉推進協議会

### ① 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号  
最終改正 令和5年11月1日2023文福福第547号

#### (設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱（6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。）に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

#### (組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領（12文福福発第204号）により募集する。

#### (任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。



(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めたときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例（昭和50年3月文京区条例第15号）に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部高齢福祉課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 22 年度から平成 23 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民であるもののうち 4 名以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 24 年度から平成 25 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 24 年度から平成 25 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 3 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 1 人については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。



- 4 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
（公募委員の特例）
- 2 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（公募委員の特例）
- 2 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17 文紹介第 1114 号）第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
（公募委員の特例）

- 2 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。  
（公募委員の特例）
- 2 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。



## ② 文京区地域福祉推進協議会 委員名簿

令和4年4月～令和6年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 紘士	一般社団法人高齢者住宅協会顧問	
2	副会長	遠藤 利彦	東京大学大学院教授	
3		平岡 公一	東京通信大学教授	
4		高山 直樹	東洋大学教授	
5		神馬 征峰	東京大学名誉教授	
6		弓 幸史	小石川医師会	
7	団体推薦	山道 博	文京区医師会	5年度第1回まで
8		細部 高英	文京区医師会	5年度第2回から
9		佐藤 文彦	小石川歯科医師会	4年度第1回まで
10		土居 浩	小石川歯科医師会	4年度第2回から
11		三羽 敏夫	文京区歯科医師会	
12		岩楯 新司	文京区薬剤師会	4年度第1回まで
13		新井 悟	文京区薬剤師会	4年度第2回から
14		諸留 和夫	文京区町会連合会	
15		坂田 賢司	文京区社会福祉協議会	4年度第3回まで
16		石樵さゆり	文京区社会福祉協議会	5年度第1回から
17		柴崎 清恵	文京区民生委員・児童委員協議会	
18		木村 始	文京区高齢者クラブ連合会	
19		大橋 久	文京区青少年健全育成会	
20		大内 悦子	文京区女性団体連絡会	4年度第2回まで
21		堀口 法子	文京区女性団体連絡会	4年度第3回から
22		佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会	
23		高山 礼子	文京区話し合い員連絡協議会	4年度第3回まで
24		片岡 哲子	文京区話し合い員連絡協議会	5年度第1回から
25		宮長 定男	文京区介護サービス事業者連絡協議会	

番号	役職	氏名	団体名等	備考
26	団体推薦	中嶋 春子	文京区民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）	
27		佐々木妙子	文京区私立保育園（慈愛会保育園）	
28		山口 恵子	文京区知的障害者（児）の明日を創る会	
29		白土 正介	味わいクラブ	
30		平井 芙美	アビーム	
31	公募区民	鳩山多加子	（子ども・子育て会議）	
32		水谷 彰宏	（子ども・子育て会議）	
33		小倉 保志	（地域包括ケア推進委員会）	
34		鈴木 悦子	（地域包括ケア推進委員会）	
35		西村 久子	（地域保健推進協議会）	5年度第1回まで
36		小山 忍	（地域保健推進協議会）	5年度第1回まで
37		松川えりか	（地域保健推進協議会）	5年度第2回から
38		植村 元喜	（地域保健推進協議会）	5年度第2回から
39		武長 信亮		
40		篠木 一拓		
41		川上 智子		



### ③ 文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱 (文京区地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会)

制 定 平成 17 年 11 月 14 日 17 文福福発第 1114 号  
最終改正 令和 2 年 8 月 7 日 2020 文福高第 631 号改正

(設置)

第 1 条 文京区（以下「区」という。）における高齢者等の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、文京区地域包括ケア推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
- (2) 認知症の本人及びその家族等に対するきめ細やかな対応と継続的な支援を行うためのネットワーク構築に関すること。
- (3) 前 2 号のほか、地域包括ケアの推進に関すること。

2 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- (1) 地域密着型介護サービス費の額
- (2) 地域密着型介護予防サービス費の額
- (3) 指定地域密着型サービス事業者の指定
- (4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
- (5) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準
- (6) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに、指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準
- (7) 指定介護予防支援事業者の指定

3 前 2 項に掲げる事項のほか、委員会は、文京区地域福祉推進協議会設置要綱（8 文福福発第 504 号）第 8 条各項に規定する高齢者・介護保険事業計画の策定又は改定に関する事項について検討するものとする。

4 前 3 項のほか、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 5 条に規定する医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画の策定に当たり、高齢者・介護保険事業計画との整合性確保のために意見を述べるができる。

(委員)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 20 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人以内
  - (2) 地域の医療に係る団体（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）の代表者 5人以内
  - (3) 介護支援専門員並びに介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者の代表者3人以内
  - (4) 地域の高齢者に係る団体等（町会連合会、民生委員・児童委員協議会、話し合い員連絡協議会、高齢者クラブ連合会、権利擁護関係団体及び第2号被保険者の雇用主）の代表者6人以内
  - (5) 公募区民（第1号被保険者、第2号被保険者及び介護保険サービス利用者）5人以内
- 2 前項第5号に規定する委員は、別に定める文京区地域包括ケア推進委員会公募委員募集要領（18文介第1518号）により募集する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者とし、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長1人を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

（意見聴取）

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

（幹事）

第9条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、福祉部福祉政策課長、福祉部高齢福祉課長、福祉部地域包括ケア推進担当課長、福祉部介護保険課長及び保健衛生部健康推進課長の職にある者とする。

（専門部会）

第10条 委員会に、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 認知症施策検討専門部会
- (2) 医療介護連携専門部会

- 2 部会は、第3条第1項及び第4項に規定する事項を分野別に検討し、その結果を委員会に報告する。
- 3 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 4 部会長は、福祉部長が指名し、区長が委嘱する。
- 5 部会員は、第4条第1項の委員、学識経験者、区民、区内関係団体等の推薦による者及び地域包括支援センターの職員のうちから、区長が委嘱する。
- 6 前2項の規定にかかわらず、医療介護連携専門部会の部会長及び部会員は、文京区地域医療連携推進協議会設置要綱（21文保健第133号）の規定に基づく在宅医療検討部会の部会長及び部会員を兼ねるものとする。この場合において、医療介護連携専門部会の部会長及び部会員の任期については、文京区地域医療連携推進協議会設置要綱の規定によるものとする。



7 部会は、部会長が招集する。

8 部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成19年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず任期を平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成23年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず、任期を平成24年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

## ④ 文京区地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会 部会員名簿

令和4年4月～令和6年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	平岡 公一	東京通信大学教授	
2	副部会長	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
3	部会員	弓 幸史	小石川医師会	
4		石川みずえ	文京区医師会	
5		星野 高之	小石川歯科医師会	4年度第1回まで
6		今井 瑠璃	小石川歯科医師会	4年度第2回から
7		藤田 良治	文京区歯科医師会	4年度第5回まで
8		萩野 礼子	文京区歯科医師会	5年度第1回から
9		野口 雄司	文京区薬剤師会	4年度第1回まで
10		新井 悟	文京区薬剤師会	4年度第2回から
11		森田妙恵子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
12		宮長 定男	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
13		木村 始	文京区高齢者クラブ連合会	
14		高山 礼子	文京区話し合い員連絡協議会	4年度第5回まで
15		片岡 哲子	文京区話し合い員連絡協議会	5年度第1回から
16		諸留 和夫	文京区町会連合会	
17		安田 剛一	文京区民生委員・児童委員協議会	
18		坂田 賢司	文京区社会福祉協議会	4年度第5回まで
19		石樵さゆり	文京区社会福祉協議会	5年度第1回から
20		古関 伸一	東京商工会議所文京支部	
21		鈴木 悦子	公募区民	
22		中西喜久子	公募区民	
23		小倉 保志	公募区民	
24		太田 道之	公募区民	
25		岩波 康人	公募区民	



## 2) 文京区地域福祉推進本部

### ① 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日6文福福発第1188号

最終改正 令和2年3月30日2019文福福第1584号

#### (設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

#### (構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成6年3月文京区規則第10号）第4条第1項（区長、副区長及び教育長を除く。）及び第2項に規定する者をもって構成する。

#### (会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

#### (幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長、保健衛生部長及び地域包括ケア推進担当部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長、地域包括ケア推進担当部長の順とする。

- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。  
(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

- 2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。  
(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。  
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。





## ② 文京区地域福祉推進本部 本部員名簿

令和6年3月現在

	幹事会役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区 長
2	副本部長	佐藤 正子	副区長
3		加藤 裕一	教育長
4	本部員	大川 秀樹	企画政策部長
5		竹田 弘一	総務部長
6		渡邊 了	危機管理室長
7		鶴沼 秀之	区民部長
8		高橋 征博	アカデミー推進部長
9		竹越 淳	福祉部長
10		鈴木 裕佳	地域包括ケア推進担当部長
11		多田栄一郎	子ども家庭部長
12		矢内真理子	保健衛生部長
13		澤井 英樹	都市計画部長
14		吉田 雄大	土木部長
15		木幡 光伸	資源環境部長
16		長塚 隆史	施設管理部長
17		内野 陽	会計管理者
18		新名 幸男	教育推進部長
19		吉岡 利行	監査事務局長
20		小野 光幸	区議会事務局長
21		横山 尚人	企画政策部企画課長
22		進 憲司	企画政策部財政課長
23		日比谷光輝	企画政策部広報課長
24		武藤 充輝	総務部総務課長
25		畑中 貴史	総務部職員課長

## ③ 文京区地域福祉推進本部幹事会 幹事名簿

令和6年3月現在

	幹事会役職	氏名	役職
1	幹事長	竹越 淳	福祉部長
2	副幹事長	鈴木 裕佳	地域包括ケア推進担当部長
3		多田栄一郎	子ども家庭部長
4		矢内真理子	保健衛生部長
5	幹事	横山 尚人	企画政策部企画課長
6		津田 智	総務部ダイバーシティ推進担当課長
7		齊藤 嘉之	総務部防災課長
8		木村 健	福祉部福祉政策課長
9		瀬尾かおり	福祉部高齢福祉課長
10		木内 恵美	福祉部地域包括ケア推進担当課長
11		橋本 淳一	福祉部障害福祉課長
12		渡部 雅弘	福祉部生活福祉課長
13		阿部 英幸	福祉部介護保険課長
14		中島 一浩	福祉部国保年金課長（高齢者医療担当課長兼務）
15		篠原 秀徳	子ども家庭部子育て支援課長
16		奥田 光広	子ども家庭部幼児保育課長
17		永尾 真一	子ども家庭部子ども施設担当課長
18		大戸 靖彦	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
19		佐藤 武大	子ども家庭部児童相談所準備担当課長
20		熱田 直道	保健衛生部生活衛生課長
21		田口 弘之	保健衛生部健康推進課長
22		小島 絵里	保健衛生部予防対策課長
23		内宮 純一	保健衛生部新型コロナウイルス感染症担当課長
24		大塚 仁雄	保健衛生部保健サービスセンター所長
25		中川 景司	教育推進部学務課長
26		赤津 一也	教育推進部教育指導課長
27		鈴木 大助	教育推進部児童青少年課長
28		木口 正和	教育推進部教育センター所長

## 2 検討経過

### 1) 文京区地域福祉推進協議会

#### ① 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	令和4年5月30日（月）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和4年8月23日（火）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和5年1月24日（火）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和5年5月31日（水）	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和5年7月26日（水）	・地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和5年8月28日（月）	・地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和5年11月2日（木）	・地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和6年2月6日（火）	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について

#### ② 高齢者・介護保険部会（地域包括ケア推進委員会）

	開催日	主な議題
1	令和4年5月23日（月）	・高齢者等実態調査の概要について
2	令和4年8月3日（水）	・高齢者等実態調査の調査項目（案）について
3	令和4年9月27日（火）	・高齢者等実態調査の調査項目について
4	令和5年1月11日（水）	・高齢者等実態調査の結果について
5	令和5年3月27日（月）	・高齢者等実態調査報告書について
6	令和5年5月23日（火）	・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について
7	令和5年7月10日（月）	・高齢者・介護保険事業計画の検討状況について
8	令和5年9月6日（水）	・高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめ（たたき台）について
9	令和5年10月20日（金）	・高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめについて
10	令和6年1月15日（月）	・高齢者・介護保険事業計画の最終案について

## 2) 文京区地域福祉推進本部

### ① 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	令和4年5月23日（月）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和4年8月17日（水）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和5年1月18日（水）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和5年5月24日（水）	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和5年7月19日（水）	・地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和5年8月23日（水）	・地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和5年10月25日（水）	・地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和6年1月24日（水）	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について

### ② 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	令和4年5月18日（水）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和4年8月9日（火）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和5年1月17日（火）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和5年5月10日（水）	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和5年7月11日（火）	・地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和5年8月17日（木）	・地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和5年10月16日（月）	・地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和6年1月17日（水）	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について



### 3) 「中間のまとめ」に対する区民意見

---

計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント（意見募集）と区民説明会を実施しました。

#### ① パブリックコメント

募集期間 令和5年12月4日（月）～令和6年1月4日（木）

提出者数 38人

#### ② 区民説明会

開催日及び場所 令和5年12月13日（水） 障害者会館

令和5年12月16日（土） 障害者会館

参加者数 延べ11人

### 3 第9期介護保険制度の主な改正のポイント

#### 1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・医療と介護の連携の推進
- ・感染症や災害への対応力向上
- ・質の高い公正中立なケアマネジメント
- ・高齢者虐待防止の推進
- ・地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・認知症の対応力向上
- ・看取りへの対応強化
- ・福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

#### 2) 自立支援・重度化防止に向けた対応

高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- ・リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・LIFEを活用した質の高い介護

#### 3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ・介護職員の処遇改善
- ・生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・効率的なサービス提供の推進

#### 4) 制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- ・評価の適正化・重点化
- ・報酬の整理・簡素化

資料：第238回社会保障審議会介護給付費分科会 令和5年12月19日  
令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

## 4 文京区における 24 時間在宅ケアビジョンについて

### 文京区における 24 時間在宅ケアシステムについての考察

令和5年7月  
福祉部

本区では、東京大学高齢社会総合研究機構との間において、文京区の地域社会の発展及び人材育成に寄与する目的のために締結した連携協定のもと、地域包括ケアシステムについて考察を行っている。この度、本区において医療や介護が必要な高齢者が可能な限り在宅で安心して生活できるよう、24 時間在宅ケア体制の構築に向け、論点や課題について協議及び検討した内容をビジョンとして下記のとおり取りまとめたため、報告する。

#### 記

### 24 時間在宅ケアビジョン

#### 第1 ビジョンの趣旨

2040 年には、少子高齢化・人口減少がさらに進展し、日本の高齢者人口がピークに達する中、本区の高齢者単身世帯が4割程度の高水準で推移するとともに、就職氷河期世代の高齢化等の状況に直面する。超高齢社会において、血縁・地縁による助け合いの機能が低下する中、従来の縦割りの福祉制度では複雑化・複合化した生活課題への対応が困難となる。

そのような中で、高齢者が人生 100 年時代にふさわしい生活を送れるよう、健康寿命の延伸に取り組むとともに、人生の最終段階における医療・ケアの内容について関係者と適切に意思決定を行い、医療や介護サービスだけでなく多様な生活支援サービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる体制の構築を目指していく。

さらに、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す。

## 第2 2040年の状況等について

### 1 状況

総人口の減少が進む中、2040年時点の高齢者人口は、全国で3,921万人、文京区で6万1,963人と推計され、高齢化率は22.6%に達し、超高齢社会と同時に多死社会を迎える一方で、現役世代（担い手）が減少傾向になると見込んでいる。2023年現在、区では高齢者単身世帯が、高齢者のいる世帯の約4割を占めているが、2040年においても同程度の水準が単身世帯と見込まれる。

また、高齢者人口の増及び平均寿命の延伸に伴い、医療と介護のニーズを有する高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるとともに、医療や介護が必要なくとも、生活上のちょっとした困りごとを抱える高齢者が増えることが想定される。それとともに、分野を跨いだ複雑化・複合化した課題を抱えた個人や家族も増加することが見込まれるため、区は、高齢、介護、障害、生活困窮、子育てなど、分野横断的に連携し、対応することが求められる。

なお、2023年の現役世代は、日常的にスマホやタブレット機器等ICTを使いこなしており、高齢者となっても違和感なくICT利活用ができると考えられる。このようなICTの利用により、コミュニケーションの幅が広がり、町会、自治会などの地縁活動のほか、地域の自発的グループやNPO等への参加など、地域活動が多様化し、高齢期の社会参加の選択肢が増えることが期待される。

また、65歳以上の就労環境は、多様で柔軟な働き方を選択できるよう継続的に改善されており、2040年には高齢期の就労継続は当たり前の時代となることを見込まれるため、賃金就労のみならず社会とつながる働き方を希望する高齢者も増加することが想定される。

### 2 課題

#### (1) 在宅生活を支える基盤整備

看取りまでを意識した在宅医療の提供体制の確保、医療介護連携の推進が求められるとともに、血縁・地縁関係を補完できるよう地域の拠点となる在宅サービス基盤整備と機能強化を図る必要がある。

#### (2) 認知症対策の推進

認知症になっても本人及び家族が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関等によるネットワークづくりを促進し、見守り活動や緊急時の支援を行える“認知症に優しいまちづくり”が必要である。

#### (3) ICT・DXの活用推進

2040年に向かって多くの高齢者がICT技術を利用できる状況が見込まれることから、ジェロンテクノロジー、データヘルス、オンライン診療、AI、ロボット、ICTの活用など、デジタルトランスフォーメーション（DX）の活用が求められる。





#### (4) フレイル予防・介護予防の推進

長くなった高齢期においては、健康寿命を延伸するため、生活習慣病等の疾病予防・重度化予防等の保健事業と介護予防事業との連携により、一体的な高齢者支援を展開する必要がある。

#### (5) 多様な就労の場の確保、多世代交流の場の充実

高齢者の意欲・活力を創出する観点や孤立防止から、企業就労のみならず身近な地域社会の課題解決に貢献できる“いきがい就労の場”の拡充、多世代交流などの居場所の確保を図る必要がある。

#### (6) 単身・低所得高齢者への対応

2040年に向かって、単身世帯の割合が4割程度で推移することが推測されることから、血縁関係に乏しい単身高齢者が増加するとともに、就職氷河期世代も高齢世代となり、低所得者層の増加も想定されるため、住まいや生活支援のニーズの高まりが見込まれる。

### 第3 取組項目

#### 1 日常生活圏域内における支援拠点の整備

##### (1) 地域拠点としての小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備

- ・可能な限り住み慣れた地域で、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を送っていただけるように、小規模多機能型居宅介護（以下「小多機」という。）及び看護小規模多機能型居宅介護（以下「看多機」という。）を地域の核の一つと位置付け、地域づくりにも取り組んでいく。
- ・このため、地域に密着したサービスとなるよう、民間事業者やNPO、個人の活動などの地域資源と、小多機・看多機との融合を目指す。
- ・また、高齢者に限定せず、多世代交流が図られるよう、子どもから高齢者までが集える場を確保していく。
- ・本区では、社会福祉協議会の小地域福祉活動が活発であり、2023年において、既に「こまじいのうち」のような多世代交流のほか、民間事業者による「暮らしの保健室」など、地域に根差した取組が広がりを見せている。
- ・このような活動を参考に、「人が集まる小多機・看多機」を目標に、顔が見える関係を重視した、地域住民が立ち寄りたくなる空間となるよう、整備に当たっては関係各所との連携を図る。

##### (2) 地域拠点における医療と介護の連携

- ・小多機を利用し続けながら看取りまで行うには、在宅医療の環境整備が必須である。在宅医療は、医師だけでなく、訪問看護師、理学療法士、歯科医師、ケアマネジャー等との連携が必要であることから、これらを推進していく。
- ・看多機においては、施設特性を活かした利用が図られるよう、周知していく。

## 2 24時間在宅ケアシステムにおける在宅医療・介護連携の推進とICT活用

### (1) 在宅療養を支える体制の構築

- ・高齢期に身体が弱り医療が必要となった場合でも、住み慣れた家で最後まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅生活を支える体制づくりが必要である。
- ・今後、超高齢社会を迎え、医療機関における入院需要もピークを迎えることが予測される中で、在宅医療は、増大する慢性期の医療ニーズに対する受け皿として、さらに多死社会における看取りを含む医療提供体制の基盤の一つとして期待される。

#### ① 在宅医療・介護連携の充実

- ・高齢者の在宅療養を支えるために、医師、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等多職種間におけるICTを活用した情報共有システムの利用を推進し、医療・介護関係者等が速やかに情報共有し、看取りまでを見据え、切れ目なく在宅医療・介護を提供できる体制を構築する。
- ・多職種が参加する研修会を開催し、互いの専門性や役割について意見交換を行い、シームレスな連携体制を構築する。
- ・今後も様々な感染症が発見・拡大するリスクがあることを踏まえ、非接触で遠方でも実施可能なオンライン診療の提供体制の充実が見込まれるため、これらにも備えていく。

#### ② 場面に応じた在宅医療の提供

- ・慢性期の疾病管理を継続しながら在宅生活を継続するには、在宅医療が不可欠であるため、「退院支援」、「日常の療養支援」、「急変時の対応」、「看取り」の4機能について、様々な支援を包括的かつ継続的に提供できるよう関係機関と調整を図る。

#### ③ かかりつけ医の普及促進

- ・身近な地域における日常的な医療の提供や保健、介護、福祉関係者と連携して高齢者の健康増進を図るために、かかりつけ医は重要であるため、今後も区民への情報提供を図る。

#### ④ 先進事例の調査・研究

- ・他自治体における様々な先進事例、好事例の調査・研究及び分析を行い、これらの事例から得られるメリット等を把握し、文京区に活用できる施策を検討していく。

### (2) ロボット、AI等ジェロンテクノロジーの活用

- ・介護分野では、高齢者の介護サービスの需要が増加する一方で、介護人材は不足し、介護の効率化が求められており、今後、ロボット技術、高齢者見守り対応、医療・介護の業務負担軽減など、より一層のICTの活用推進を図る必要がある。



### ① ロボット技術等の活用

- ・介護ロボットについては、より多くの介護事業所において導入が図られることで、職員の負担軽減に資する取り組みを進めていく。
- ・高齢者の日常生活を支える生活支援ロボット等、先進技術を使った支援の検討を進めていく。

### ② 高齢者の見守りへのICTの活用

- ・区では、人や機械による様々な見守り施策を推進してきたところであるが、認知症高齢者の増加が見込まれることも踏まえ、今後も、民間の先進的なICTによる見守り技術を情報収集し、費用対効果を高めていく。

### ③ 医療・介護業務負担軽減策の検討

- ・医療・介護業務における負担軽減については、国が用意する標準的なシステムの活用をはじめとして、継続的に事務負担の軽減につながる方策に取り組む。また、医療・介護保険双方のデータを活用し、健康課題等を抽出した上で、より効果的なフレイル予防・介護予防の推進を図っていく。

## (3) ICTによる地域のつながりづくり

- ・例えば、テレビ電話システムの活用等により、遠隔地の家族と日常的にコミュニケーションを取ることなどICTスキルを有した高齢者が増え、2040年には違和感なくICTツールを利用できる状況であることが想像できる。

### ① ICTネットワークによる地域の幅広い交流づくり

- ・ICTを活用し、高齢者の暮らしを支える生活支援ネットワークを強化し、地域イベントへの参加や幅広い交流づくりの機会を持つ環境整備を推進する。

### ② デジタル人材の活用

- ・ICTスキルを身に付けているデジタル人材を募り、ICTスキルに不安がある高齢者に対し講座の開催等を行い、デジタルデバイドの解消を目指す。

## 3 インフォーマルサポートと制度サービスとの連携・協働

### (1) インフォーマルな生活支援サービスの充実

#### ① 地域における支え合いの体制強化

地域における多様な主体が、「支える人」と「支えられる人」という関係性を超えて、他人事でなく主体的に地域生活課題の解決を試みる体制の強化を図る。

#### ② 民間サービスを取り入れた見守り体制の強化

民間事業者の取組を取り入れた他自治体の先進事例や好事例等を調査し、区に適した見守りサービスの導入を図る。

(2) 企業等による就業機会・地域課題取組支援の拡充

①在宅ワーク、資格を生かした働く機会の拡充

在宅ワークや短時間就労、取得した資格を生かして柔軟に働ける機会の拡充を図る。

②文京共創フィールドプロジェクトの活用推進

地域課題や社会的課題の解決のために、民間企業、大学、NPO等が実施する先進的な取組に対する支援を推進する。

(3) 生きがい就労の場の開拓

①多様な形態の就労を通じた地域貢献

子育て・介護・福祉関係など、地域における様々な社会活動を通して地域貢献を行う場を拡充する。

(4) 多世代交流（ごちゃまぜ）の場の確保

①参加者の Well-being の向上

地域の多世代の人々が交流する場でのふれあいやつながりを通して、一人ひとりの Well-being の向上を図る。

②フレイル予防・介護予防効果の推進

高齢者、若者、子ども、障害の有無など、属性を問わずに交じり合う「ごちゃまぜの場」に参加することによって、フレイル予防、介護予防効果の推進が図られる。

(5) 安心して生活できる住居の確保

①住宅セーフティネット制度活用等による住居確保

(次期地域福祉保健計画策定に係る検討内容を反映していく。)

## 24時間在宅ケアビジョンの概要

### 【趣旨】

2040年は、日本の高齢者人口がピークに達し、本区においても高齢者単身世帯割合が高水準で推移したり、就職氷河期世代の高齢化に直面することが見込まれる。

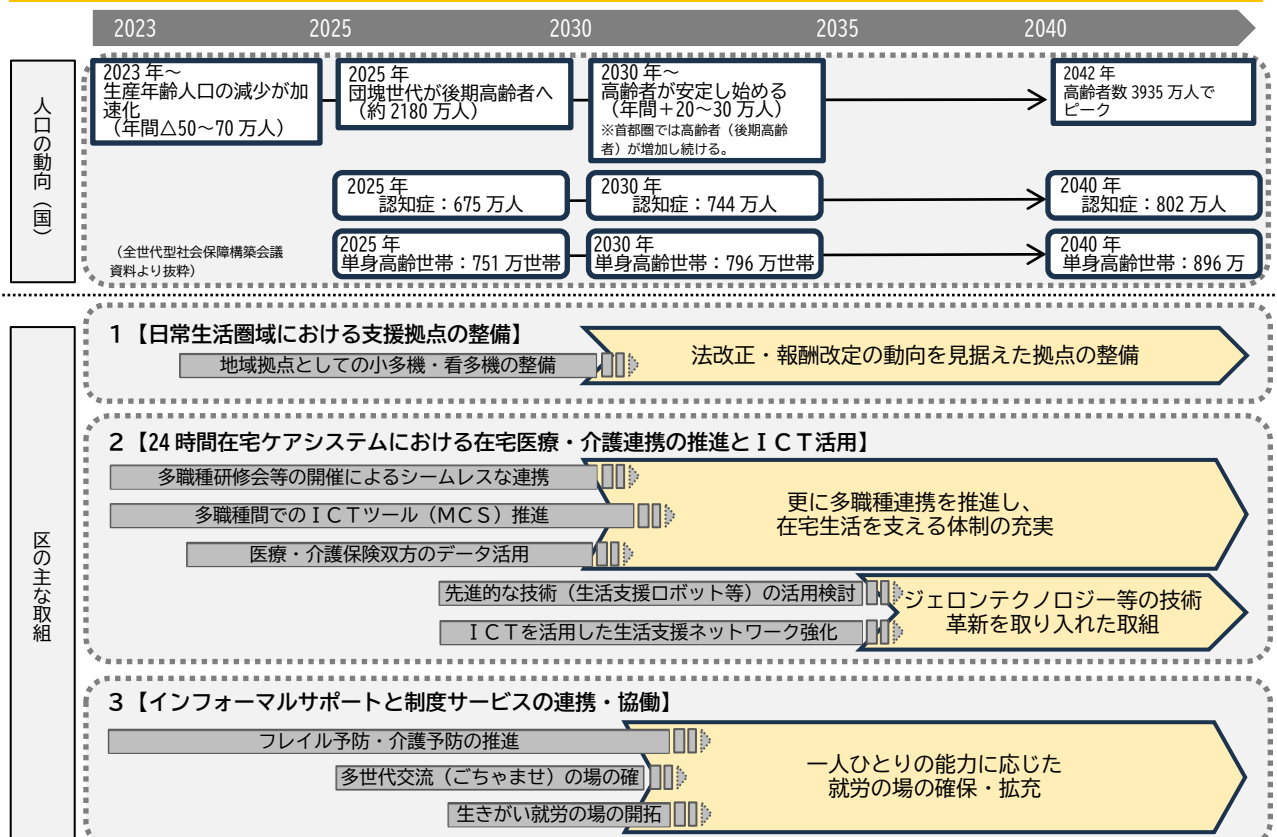
そのような中で、健康寿命の延伸に取り組んだり、医療・介護サービス以外の多様な生活支援サービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる体制の構築を目指していく。

さらに、地域住民等が、主体的に地域に参画し、世代や分野を超えてつながる地域共生社会の構築を目指していく。

2040年を見据え、高齢者が人生100年時代にふさわしい生活が送れる社会を目指す

2040年の状況	課題	取組 (ver.1.0)
○高齢者人口6万1,963人、高齢化率22.6%	○在宅生活を支えるサービス基盤整備	<b>【1. 日常生活圏内における支援拠点の整備】</b> ・地域交流が図られる地域拠点として人が集まる小多機・看多機の整備  <b>【2. 24時間在宅ケアシステムにおける在宅医療・介護連携の推進とICT活用】</b> ・多職種間で切れ目なく在宅医療・介護が提供できる体制の構築 ・ロボット・AI等ジェロントテクノロジーの活用 ・ICTによる地域のつながりづくり  <b>【3. インフォーマルサポートと制度サービスの連携・協働】</b> ・インフォーマルな生活支援サービスの充実 ・フレイル予防・介護予防の推進 ・生きがい就労の場の開拓、多世代交流（ごちゃませ）の場の確保
○高齢者単身世帯が約4割程度と高水準	○ネットワークづくり促進等、認知症対策推進	
○医療・介護のニーズを有する高齢者、認知症高齢者、生活上のちょっとした困りごとを抱える高齢者の増	○ICT、DX活用の推進	
○複雑化・複合化した課題を抱えた個人・家族の増	○フレイル予防・介護予防の推進	
○ICT利用により地域活動が多様化・社会参加の選択肢が増	○多様な就労の場の確保、多世代交流の場の充実	
○高齢期の就労が当たり前の時代であり、賃金就労のほか社会とつながる働き方を希望する方の増加	○単身・低所得高齢者への対応	

## 2040年を見据えた主な取組の見通し



## 5 日常生活圏域一覽

## 富坂地区

町	町目	番
後楽	1~2丁目	全域
春日	1丁目	全域
	2丁目	1~7, 9~26
小石川	1~4丁目	全域
	5丁目	1~4, 8~17, 20~41
白山	1丁目	1, 2, 5~8, 11~14, 16~22, 30~37
	2~5丁目	全域
千石	1~4丁目	全域
水道	1丁目	1, 2, 11, 12
小日向	4丁目	1~2
	3丁目	31~44
大塚	4丁目	1, 2(6~14), 3(5~11), 4(1~3)
	1丁目	19
本駒込	2丁目	9(7~17), 10~11, 29
	6丁目	1~12

## 大塚地区

町	町目	番
春日	2丁目	8
小石川	5丁目	5~7, 18~19
水道	1丁目	3~10
	2丁目	全域
小日向	1~3丁目	全域
	4丁目	3~9
大塚	1~2丁目	全域
	3丁目	1~30
	4丁目	2(1~5, 15), 3(1~4, 12), 4(4~12), 5~53
	5~6丁目	全域
関口	1~3丁目	全域
目白台	1~3丁目	全域
音羽	1~2丁目	全域

## 本富士地区

町	町目	番
白山	1丁目	3, 4, 9, 10, 15
本郷	1~7丁目	全域
湯島	1~4丁目	全域
西片	1丁目	1~18, 20
	2丁目	全域
向丘	1丁目	1~6, 16~20
	2丁目	1~10, 11(1~5), 13(8~21)
弥生	1~2丁目	全域
根津	1~2丁目	全域

## 駒込地区

町	町目	番
白山	1丁目	23~29
向丘	1丁目	7~15
	2丁目	11(6~14), 12, 13(1~7), 14~39
千駄木	1~5丁目	全域
本駒込	1丁目	全域
	2丁目	1~8, 9(1~6, 18~33), 12~28
	3~5丁目	全域
	6丁目	13~25

## 6 高齢者・介護保険関係施設等一覧

### ★高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

番号	名称	所在地	電話番号
1	高齢者あんしん相談センター 富坂	白山5-16-3	03-3942-8128
2	高齢者あんしん相談センター 富坂分室	小石川2-18-18	03-5805-5032
3	高齢者あんしん相談センター 大塚	大塚4-50-1	03-3941-9678
4	高齢者あんしん相談センター 大塚分室	音羽1-15-12	03-6304-1093
5	高齢者あんしん相談センター 本富士	本郷2-40-11	03-3811-8088
6	高齢者あんしん相談センター 本富士分室	西片2-19-15	03-3813-7888
7	高齢者あんしん相談センター 駒込	千駄木5-19-2	03-3827-5422
8	高齢者あんしん相談センター 駒込分室	本駒込2-28-10	03-6912-1461

### ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域密着型サービス】

番号	名称	所在地	電話番号
9	グッドライフケア 24	西片2-19-15	03-5844-6093
10	せら定期巡回・随時対応型訪問介護看護	本郷3-15-2 本郷二村ビル 201	03-5840-7040

### ■夜間対応型訪問介護【地域密着型サービス】

番号	名称	所在地	電話番号
11	SOMPO ケア 白山 夜間訪問介護	白山5-17-19 鳥居本ビル 201	03-5395-7667

### ▲介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

番号	名称	所在地	電話番号
12	特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日	春日1-9-21	03-5804-6511
13	小石川ヒルサイドテラス	春日2-4-8	03-5804-0088
14	特別養護老人ホーム 文京白山の郷	白山5-16-3	03-3942-1887
15	特別養護老人ホーム 文京くすのきの郷	大塚4-18-1	03-3947-2801
16	特別養護老人ホーム ゆしまの郷	湯島3-29-10	03-3836-2566
17	特別養護老人ホーム 文京千駄木の郷	千駄木5-19-2	03-3827-5420

凡例・各施設の所在地については、施設マップ（P. 236、P. 237 参照）に表示されています。

## ▲介護老人保健施設（老人保健施設）

番号	名称	所在地	電話番号
18	介護老人保健施設ひかわした	千石2-1-6	03-5319-0780
19	介護老人保健施設 音羽えびすの郷	音羽1-22-14	03-3941-0165
20	龍岡介護老人保健施設	湯島4-9-8	03-3811-0088

## ●特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

番号	名称	所在地	電話番号
21	アズハイム文京白山	白山4-36-13	03-3943-6105
22	グランヴィ小日向	小日向1-23-27	03-5810-1900
23	アリア文京大塚	大塚4-46-5	0120-17-1165
24	介護付き有料老人ホーム 杜の癒しハウス文京関口	関口1-14-12	03-5227-8835
25	ドーミー目白台	目白台1-5-8	03-5981-9996
26	SOMPO ケア ラヴィーレ本郷	本郷3-4-1	03-5842-5708
27	アリア文京本郷	湯島2-21-15	03-5803-2080
28	エイジフリー・ライフ文京湯島	湯島3-21-7	03-5846-1561
29	クラーチ・エレガント本郷	向丘2-2-6	03-5689-8781
30	トラストガーデン本郷	向丘2-2-6	03-5805-7420
31	ホスピタルメント本郷	弥生2-4-4	03-5615-9235
32	介護付有料老人ホーム クラシックガーデン文京根津	根津2-14-18	03-5815-4665
33	ホスピタルメント文京千駄木	千駄木3-14-10	03-5834-2613
34	ホスピタルメント文京グラン	千駄木3-14-17	03-5834-2316

## ■認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）【地域密着型サービス】

番号	名称	所在地	電話番号
35	花物語ばんきょう いくつか星	小石川5-11-8	03-3868-3533
36	グループホーム白山みやびの郷	白山2-29-9	03-3818-2212
37	泉湧く憩いの家	千石2-31-9	03-3942-0561
38	グループホーム文京あやめ	小日向1-23-20	03-5940-0751
39	優っくりグループホーム文京小日向	小日向1-23-26	03-5810-1758
40	グッドライフケアホーム向丘	西片2-19-15	03-3868-2052
41	のんびり家	向丘1-16-26	03-3817-0876
42	お寺のよこ	向丘2-38-5	03-3822-0028
43	愛の家グループホーム文京本駒込	本駒込5-66-5	03-5832-6332



■認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）【地域密着型サービス】

番号	名称	所在地	電話番号
44	小石川デイサービスセンター	春日2-4-8	03-5804-0088
45	文京白山高齢者在宅サービスセンター	白山5-16-3	03-3942-8225
46	泉湧く憩いの家	千石2-31-9	03-3942-0561
47	文京くすのき高齢者在宅サービスセンター	大塚4-18-1	03-3947-2801
48	文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷4-21-2	03-3816-2317
49	デイサービスセンター ゆしまの郷	湯島3-29-10	03-3836-3526
50	文京千駄木高齢者在宅サービスセンター	千駄木5-19-2	03-3827-5421

■小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

番号	名称	所在地	電話番号
51	小規模多機能型居宅介護 いきいき礪川	小石川2-16-1	03-5840-9803
52	優つくり小規模多機能介護文京小日向	小日向1-23-26	03-5810-1757
53	SOMPO ケアいきいき小日向小規模多機能	小日向2-8-15	03-6902-5321
54	グッドライフケア向丘	西片2-19-15	03-3830-0451
55	ユアハウス弥生	弥生2-16-3	03-5840-8652

■看護小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

番号	名称	所在地	電話番号
56	千石にじの家	千石4-1-2	03-6304-1822

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
（地域密着型特別養護老人ホーム）【地域密着型サービス】

番号	名称	所在地	電話番号
57	地域密着型特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日	春日1-9-21	03-5804-6511
58	特別養護老人ホーム文京小日向の家	小日向1-23-26	03-5810-1756
59	地域密着型特別養護老人ホーム 文京大塚みどりの郷	大塚4-50-1	03-3941-6669

### ■地域密着型通所介護（デイサービス）【地域密着型サービス】

番号	名称	所在地	電話番号
60	あしつよ・文京	春日2-13-1 芳文堂ビル7階	03-6801-6402
61	文京区介護予防拠点 いきいき礪川	小石川2-16-1	03-5840-9828
62	GENKINEXT 茗荷谷	小石川5-21-5 中村ビル1階	03-3868-0936
63	リハビリ・デイサービス 虎 SUN	白山5-18-11 草柳ビル1階	03-6912-1840
64	デイサービスセンターファンライフ文京	千石3-13-11-102	03-6912-0355
65	信和リハビリデイサービス 千石	千石4-16-2 小林ビル101	03-6902-9880
66	レコードブック千石	千石4-38-10 馬場ビル1階	03-6902-5977
67	ゆらら デイサービス	水道2-10-17 渡邊ビル1階	03-6912-0069
68	MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス 教育の森	大塚3-20-7 清水ビル1階	03-6902-9568
69	MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス	大塚4-12-10 橋本ビル1階	03-6902-9270
70	リハビリ道場	大塚6-27-6 グリーンハウス	03-3943-3408
71	デイサービスだるま	千駄木3-42-16 ぱぱす谷中店2階	03-3823-7705
72	デイサービス With 千駄木	千駄木4-16-2 ヴィルヌーヴ千駄木1階	03-5834-7470
73	リハビリ・デイサービス 虎 SUN 動坂店	本駒込4-42-11 サクラ文京ビル1階	03-5842-1356
74	いきいきらいふ SPA 駒込	本駒込5-72-1	03-3943-8778

### ●通所リハビリテーション（デイケア）

番号	名称	所在地	電話番号
75	須田整形外科クリニック	後楽2-23-15	03-3811-0881
76	介護老人保健施設 ひかわした	千石2-1-6	03-5319-0780
77	杉山クリニック デイケア	千石2-13-13	03-3944-5941
78	介護老人保健施設 音羽えびすの郷	音羽1-22-14	03-3941-0165
79	龍岡介護老人保健施設	湯島4-9-8	03-3811-0088

## ●通所介護（デイサービス）

番号	名称	所在地	電話番号
80	ジム・デイサービス夢楽白山	白山1-33-18 白山NTビル1階	03-6240-0945
81	文京白山高齢者在宅サービスセンター	白山5-16-3	03-3942-8225
82	Let'sリハ！白山駅前	白山5-36-9 白山麻の実ビル6階	03-3830-0385
83	デイサービスセンターなごやか千石	千石4-18-1 千石ハイツ1階	03-5940-6816
84	ゆららデイサービス江戸川橋	水道2-7-5-101	03-6801-8235
85	小日向ハウス	小日向1-5-13	03-3941-2226
86	SOMPO ケア いきいき小日向 デイサービス	小日向2-8-15	03-6902-5361
87	文京くすのき高齢者在宅サービスセンター	大塚4-18-1	03-3947-2801
88	文京大塚高齢者在宅サービスセンター	大塚4-50-1	03-3941-6760
89	神楽坂介護リハビリセンター	関口1-2-3 正美堂ビル1階	03-5227-1070
90	バストリハ早稲田	関口1-35-17 山水ビル1階	03-5155-2830
91	文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷4-21-2	03-3816-2317
92	文京湯島高齢者在宅サービスセンター	湯島2-28-14	03-3814-1898
93	文京向丘高齢者在宅サービスセンター	向丘2-22-9	03-5814-1531
94	文京千駄木高齢者在宅サービスセンター	千駄木5-19-2	03-3827-5421
95	文京昭和高齢者在宅サービスセンター	本駒込2-28-31	03-5395-2376
96	デイサービスヨウコー駒込	本駒込5-32-8	03-5834-1620

## ☆老人福祉センター

番号	名称	所在地	電話番号
97	文京福祉センター江戸川橋	小日向2-16-15	03-5940-2901
98	文京福祉センター湯島	本郷3-10-18	03-3814-9245

## △シルバーピア

番号	名称	所在地	電話番号
99	シルバーピアはくさん	白山2-17-3	-
100	シルバーピアはくさん台	白山4-31-4	-
101	シルバーピア千石二丁目	千石2-26-3	-
102	シルバーピア千石	千石3-36-11	-
103	シルバーピアおおつか	大塚4-18-1	-
104	シルバーピア坂下通り	大塚5-14-2	-
105	シルバーピア湯島	湯島3-2-3	-
106	シルバーピア向丘	向丘2-22-9	-
107	シルバーピア根津	根津1-15-12	-

## ☆シルバーセンター

番号	名称	所在地	電話番号
108	シルバーセンター	春日1-16-21 文京シビックセンター4階	03-5803-1113

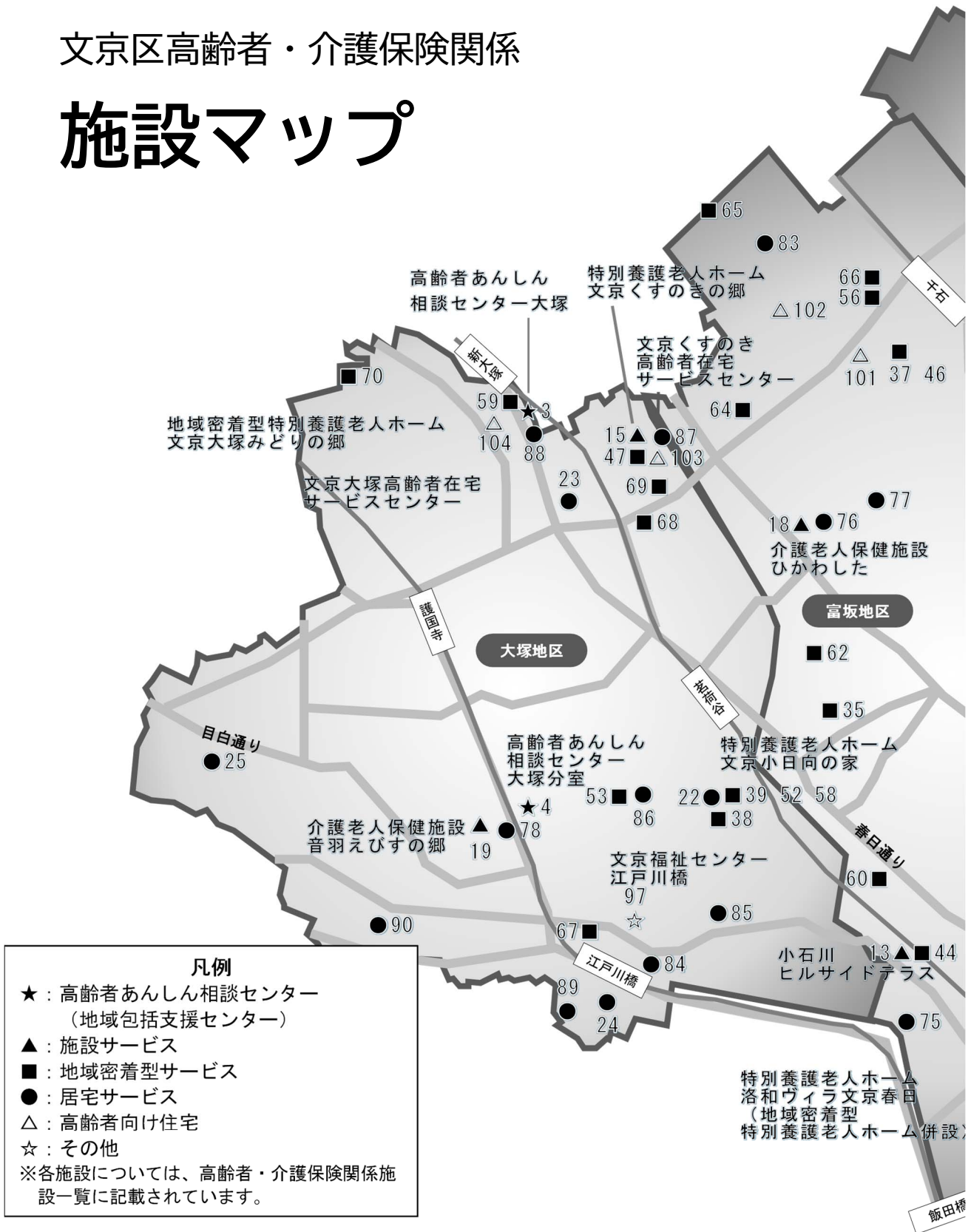
## ☆その他

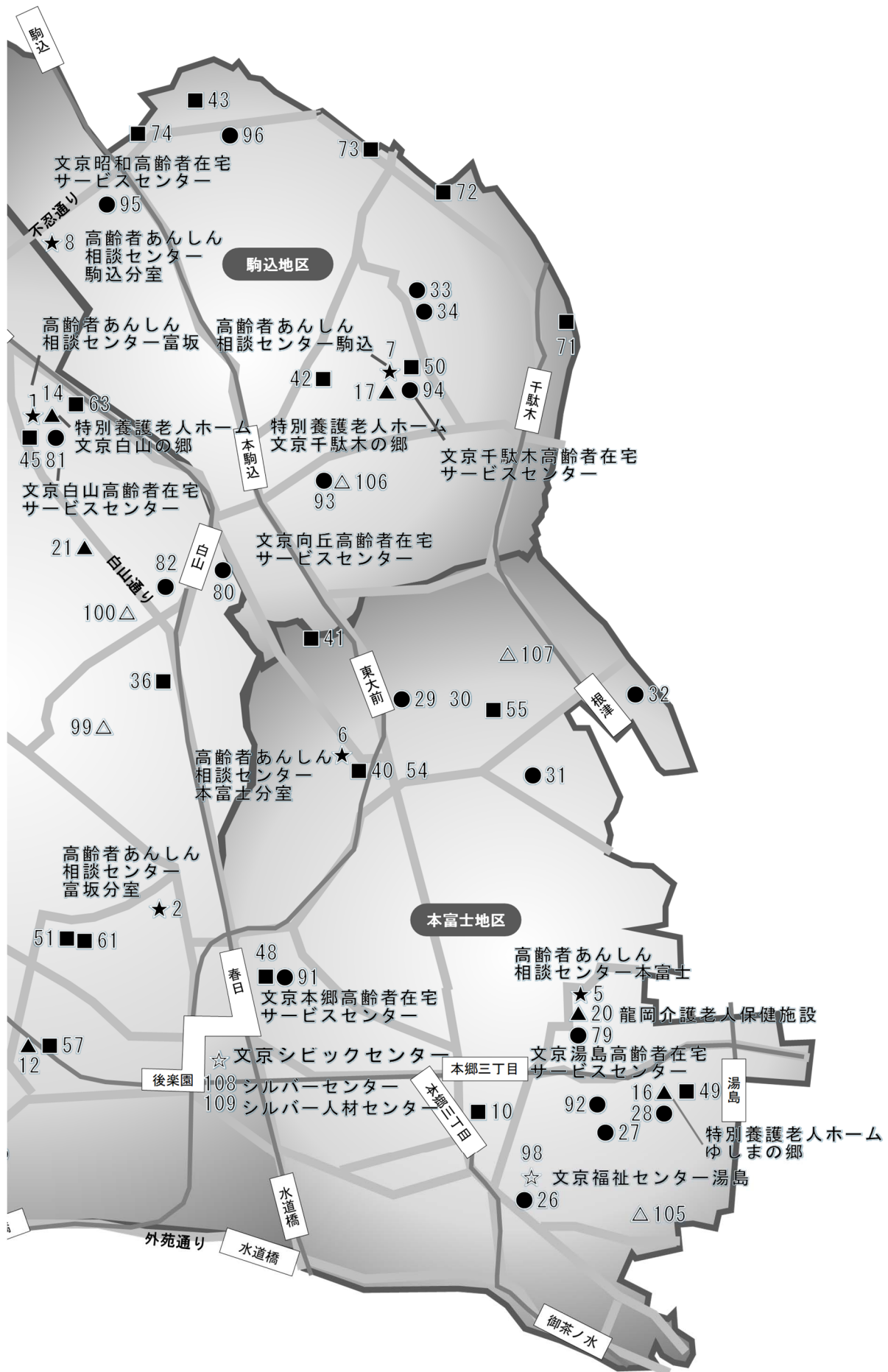
番号	名称	所在地	電話番号
109	シルバー人材センター	春日1-16-21 文京シビックセンター4階	03-3814-9248



## 文京区高齢者・介護保険関係

# 施設マップ





ふみ みやこ  
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年(2024年)3月発行

発行／文京区

編集／福祉部介護保険課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号  
03-5803-1389

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 E0123045 頒布価格 1,650円





